

衆議院 大藏委員會 議 録 第二十四号

平成十年五月六日(水曜日) 午前九時三十分開議

出席委員

- 委員長 村上誠一郎君
- 理事 井奥 貞雄君
- 理事 坂井 隆憲君
- 理事 池田 元久君
- 理事 石井 啓一君
- 飯島 忠義君
- 岩永 峯一君
- 奥山 茂彦君
- 河井 克行君
- 菅 義偉君
- 園田 修光君
- 中野 正志君
- 宮路 和明君
- 日片 信君
- 渡辺 具能君
- 渡辺 喜美君
- 北脇 保之君
- 中川 正春君
- 藤田 幸久君
- 石田 勝之君
- 江崎 鐵磨君
- 西田 猛君
- 佐々木陸海君

- 理事 衛藤征士郎君
- 理事 浜田 靖一君
- 理事 北橋 健治君
- 今村 雅弘君
- 大石 秀政君
- 鴨下 一郎君
- 桜田 義孝君
- 砂田 圭佑君
- 田中 和徳君
- 根本 匠君
- 村井 仁君
- 吉田六左門君
- 渡辺 博道君
- 上田 清司君
- 末松 義規君
- 日野 市朗君
- 赤松 正雄君
- 河合 正智君
- 鈴木 淑夫君
- 佐々木憲昭君
- 濱田 健一君

出席政府委員

- 大藏大臣 松永 光君
- 経済企画庁調整局長 塩谷 隆英君
- 経済企画庁調査局長 新保 生二君
- 大藏政務次官 中村正三郎君
- 大藏大臣官房長 武藤 敏郎君

委員外の出席者

- 労働省職業安定局業務調整課長 浅野 賢司君
- 日本銀行副総裁 藤原 作弥君
- 日本銀行理事 横内 龍三君
- 日本銀行審議役 引馬 滋君
- 日本銀行副総裁 山口 泰君
- 大藏委員会専門員 藤井 保憲君

委員の異動

五月六日

- 辞任 櫻田 義孝君
- 補欠選任 目片 信君
- 櫻田 義孝君
- 杉浦 正健君
- 飯島 忠義君
- 渡辺 博道君
- 奥山 茂彦君
- 並木 正芳君
- 石田 勝之君
- 小池百合子君
- 江崎 鐵磨君

辞任

- 飯島 忠義君
- 奥山 茂彦君
- 目片 信君
- 石田 勝之君
- 江崎 鐵磨君

同日

- 菅 義偉君
- 田中 和徳君

同日

- 園田 修光君

四月三十日

国民の生活安定のための十兆円減税実施に関する請願(長内順一君紹介(第一九九三号))  
 同(丸谷佳織君紹介(第一九九四号))  
 同(丸谷佳織君紹介(第二〇一四号))  
 同(丸谷佳織君紹介(第二〇一三三号))  
 所得税の恒久減税実施に関する請願(佐々木憲昭君紹介(第二〇二二号))  
 同(佐々木陸海君紹介(第二〇一三三号))  
 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件  
 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八六号)  
 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案(内閣提出第八七号)  
 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八八号)  
 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案(内閣提出第八九号)

する法律案(内閣提出第八九号)

○村上委員長 これより会議を開きます。  
 内閣提出、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案の各案を議題といたします。  
 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。  
 各案審査のため、来る八日金曜日、参考人として高岡短期大学長嶋山昌一君、東京大学法学部教授神田秀樹君、慶應義塾大学経済学部教授池尾和人君及び早稲田大学法学部教授上村達男君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり」  
 ○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○村上委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。末松義規君。  
 ○末松委員 民主党の末松義規でございます。きょうは金融システム改革法案を中心に質問をさせていただきます。この金融システム改革法案といえますのは、整理がずつとおっしゃって来たフリー、フェア、グロバル、こういう原則を具体化してきたものであるということでございます。ただ、一般の人からいって、やはり金融というのはなかなかわかりにくいという面がございます。そういった意味で、国民一般から見ると、利用者として利便性がこ

れからふえるということでございますけれども、一方では、自由というのは、フリーというのは自己責任というものを伴っております。そういった意味で、この危険性に対してどういうふうに対応するかという観点、及びその他の幾つかの観点から質問をさせていただきたいと思ひます。まず、利用者の利便性ということと危険性ということから質問をさせていただきたいと思ひます。御説明の中に投資信託の新商品とかそういうものがいろいろと紹介されておりますが、どういったものがあるのか、この種類等について御説明をまずいただきたいと思ひます。

○山本(豊)政府委員 お答えいたします。

証券投資信託は、投資家の資産運用の有力な手段でございます。これを従来にも増して魅力あるものとし、投資家ニーズの多様化に対応する、こういう観点から、新たな商品といたしまして、私募投資信託や証券投資法人制度、この証券投資法人制度というのはいわゆる会社型投資でございますが、これを導入することとしております。

このうち、まず私募投資信託でございますけれども、現行の証券投資信託といふものは、不特定かつ多数の受益者を対象とする定型商品でございます。これに対しまして私募投資信託といふのは、特定または少数の受益者のニーズにきめ細かくこたえるスキームでございます。

また、いわゆる会社型投資でございますが、現行の証券投資信託といふのは契約型と言われておりまして、いわゆるこの契約型投資といふのは、あらかじめ結ばれる信託契約で商品内容が定められます。いわばレディーメイド型であるのに対して、この証券投資法人制度によるいわゆる会社型投資と申しますものは、投資家が会社の株主として出資をして、成果を会社からの利益配当の形で分配することを通じて、いわば株主たる投資家のニーズにきめ細かくこたえるいわばオーダーメイド型のスキームであるといふものでございます。

○末松委員 そういった新しい商品ですけれど

も、主に欧米系の会社なんかが開発してきたという話を私も聞いておりますけれども、日本ではそういう商品の企画というのですか、そういうことは、法律上もそれは許されていなかったし、そういうふうなコンセプトで商品を確認してほしい、そういうふうな欲求といふますか、そういう要望というのは民間側からは過去出ていなかったのでしょうか。

○山本(豊)政府委員 今お答えいたしました私募投資信託あるいは会社型投資、いずれにつきましても民間の方からは前々から強い要望が出されておりました。

まず、私募投資信託につきましては、現在の証券投資信託法といふものが、不特定かつ多数の受益者のための投資商品、こういう形でもって構成されているということから、いわば特定かつ少数といふまいか、具体的に言いますと、二人から四十九人までの部分がいわ法的に欠缺をしていたということでございます。これに対しましては、特に年金関係の需要が非常に強いといふふうに言われております。

また、会社型投資につきましても、これまでいろいろな議論がなされてきておりまして、特に、これはいわば欧米では主流になっていくわけでございます。それに対しまして、この会社型投資といふことになりまして、商法上の問題等いろいろございまして、新たな立法措置が要するということ、その導入を今回お願いをしております。

○末松委員 そうしますと、この少数特定型といふのですか、それから不特定多数型、そういうふうな考え方の違いなんですけれども、このビッグパンの機会じゃないとやれない仕組みになるのか。あるいは、私が言いたいのは、これから新しいコンセプトの商品が生まれてくる、あるいはそういうふうな要望が、先ほど民間からずっと要望が多かったという話があったけれども、これはそういうふうな商品が、例えば、何か法律にも個別の承認事項から届け出制に変わるとい

うようなこともちよつと私も見たのですけれども、その届け出制という話になるならば、それは、新しい例えれば民間の方々が発想したもの、あるいは新しい商品、そういうものがどんだんたやすくあるはそれほど複雑な手続を経ずに開発されていって、それが認められていくというふうな手続をこれから踏むようになるのか。それとも、また別途、さらに自由化というふうな大きな波が来ないと次の商品が認められていかなのか。その辺のシステム上のことについてはいかがでしょうか。

○山本(豊)政府委員 この投資信託につきましては、今までは事前承認制ということをやつてまいりました。今回お願いをしております法案では、これを届け出制に改めるとともに、いわゆる証券取法上のディスクロージャーをかけることによりまして、いわば自由な発想でもつていろいろ商品といふものがございまして、そういう仕組みにしたというところでございます。

○末松委員 そうしますと、それは投資信託に限らず、デリバティブも完全に認めるという話なので、そういうふうな投資信託的な発想とかデリバティブ的な発想とか、あるいは日本の市場で新しい商品、そういうコンセプトができたときに、それを日本から認めてそれが世界に広まるというふうな商品も出るといふことでよろしいのでしょうか。

○山本(豊)政府委員 今までの世界といふのは、どちらかといふと、欧米で開発された商品、それに対しまして、それがいろいろな角度から検討が加えられて、まあいいだろうということとでその商品が構成される、いわばそういうコンセプトだったわけでございます。そういう意味からいいますと、どうしてもその商品そのものもいわば横並びになつていたわけでございます。これからの世界といふものは、まさにそういう資産運用業者の創意工夫といふものが発揮される世界にしていこう。ただし、フェアといふまいか、公正取引ルールは

きちんと守つていただく、あるいはきちんとディスクロージャーもしていただく、これが当然のことながら重要でございますけれども、基本的には、そういう商品開発につきましても創意工夫を発揮できるように、そういう環境を整備したいというものでございます。

したがいまして、今委員がお話しになられたように、日本が商品世界に向けて発信するということも有り得る。また、それを期待したいというふうにも思っております。

○末松委員 なかなか頼もしい御回答でありました。

そういった意味で、日本の金融技術といふのは世界に比べて何年も何十年もおくれているという指摘について、私も本当にそうだなという気がするわけですね。特に日本のビジネスというところ、例えば海外に出た日本の銀行なんか、どちらかというと中心は海外に出た日本の企業のための銀行であつて、その地域における会社をどう取り込んでいくというふうな状況でもございませぬし、そういった意味で、これは、資本主義の根幹となる証券市場が、日本から発想される金融技術をこれらからどんどん開発していけるようなシステムになつていくという理解でよろしいですね。先ほど局長が言われたとおりでございまして、先ほど、そういうふうには私は理解しました。

念のため、ちよつと済みませんが、その確認は、システムの保証されておりますねということなんですけれども。

○山本(豊)政府委員 基本的にはそういう理解でよろしいかと思ひます。

○末松委員 一方、そうしますと、例えばデリバティブで何十億ドル損をしたとか、世界的に見れば大変ないろいろな事件も起こつてくるわけですね。そういったときに、今度は、一般の国民のサイドから見ると、やはり窓口販売がかなり自由化されるというふうな状況から、そういうときには、取り扱リスクについてもあらかじめ投資家あるいは一般の国民の方々が知つておく必要がある

し、それがわかりやすくきれいなと、今度は訴訟という形でどんだん裁判に持ち込まれるという事件が多発することになります。そのことを避けるためにも、リスク、危険性について周知徹底するような、そういった仕組みというのはこのシステム改革ではどういうふうに明示されておられますか。

○山本(見)政府委員 今の末松委員の御質問は、今話題になっております投資信託の關係のことかと思ひます。また、それ以外の一般の議論もあつたわけでございますけれども、基本的には、今までの枠組みというものは、例えば投資家保護という場合に、投資家からいわばリスクを遠ざけるというふうな形で投資家保護が図られていたという面は否めないわけでございます。むしろ、今末松委員お話しのように、投資家にリスクを周知徹底させるといふこと、これが投資家保護の眼目であろうというふうに思ひます。そういう意味で、例えば投資信託を銀行の窓口で販売するということになりますと、これは、元本保証のないいわばリスクキャピタル、これを銀行等で販売するということになるわけでございますので、当然のことながらこの商品性の違いについて十分認識をしていただいた上で販売あるいは購入をしていただく、こういうことが重要であるというふうに考えております。

このような観点に立ちまして、証取法上では、有価証券の販売に係ります誠実公正義務等の販売ルールというものが、これが当然のことながらこういった投資信託にもかかってまいります。また、銀行法等におきましても、顧客に対する預金との誤認防止ルール等が適用できるような手だてを講じているわけでございますが、それを講じた上で銀行などの金融機関による証券投資信託の窓口販売を導入することとしているところでございます。

○末松委員 そういった形のルールを引けば、かなり個人の責任でやられたと。日本人というのは、どちらかというとそういったときに自己責任を意

外と否定して、それは政府が悪いあるいはシステムが悪かったんだということになりがちなように評価されやすい国民というふうにも私も考えておりますけれども、そのシステムがあれば基本的に裁判所に頼らずともある程度防げるという自信のほどはいかがでしょうか。

○山本(見)政府委員 基本的には、こういったフリーという面でも制度的に自由になってまいりますと、むしろ、先ほどからも申し上げてまいりますように、フェアという面、これがまた重要になってまいります。恐らく民事的な紛争というものは起り得る。増加するかどうか、この辺はわかりませんが、当然それに対する備えというものはしておかなければいけないわけでございます。

そういう意味におきまして、不正取引規制あるいはディスクロージャーの徹底をするにとともに、業者については、利益相反等の行為規制、こういったものもきちんとやつていかなければいけませんし、いわば紛争処理の体制というものもきちんと整備をしていかなければいけません。そういう意味におきまして、例えば証券の世界では、こういった民事紛争というものにつきましてもできるだけ円滑に、また通常、裁判ということになりますとなかなか時間がかかりますので、証券業協会によるあつせん制度というものを法的にもきちんと確立した上で充実をしていきたいというふうに考えております。

○末松委員 紛争処理というか、言葉は大きく異なりますけれども、係争処理ですね。この辺、迅速な処理ができるように、そしてそれがきちんとしたシステムでやつていけるように、早急にお願ひをしたいと思ひます。

今、局長の方からお話ございましたディスクロージャーなんですけれども、この前、私も年末に、銀行のディスクロージャーで任意でやるというのには不徹底で、義務化すべきであるということをお申し上げまして、今度それが法案に入つておりますので、私もそこは非常に評価しておりますが、そのディスクロージャーのレベルなんです

けれども、欧米の窓口でディスクロージャーがなされているレベルと、これは金融商品とか、あるいは金融機関のディスクロージャーも含まれますけれども、そのディスクロージャーのレベルでは、今度のシステム案はそれと比較するとういうふうな位置づけになりますでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。私も記憶しておりますが、昨年の臨時国会で末松先生と大分長時間にわたつてディスクロージャーのあり方の議論をさせていただきました。義務化すべきではないかという御指摘をいただき、私の方は、一方で、自主的なディスクロージャーというものがより推進する原動力になるのではないかとこのように御議論もさせていただきました。

その後、いろいろ私どもも検討を重ねまして、これから自己責任を預金者、投資家にとつてもらうという時代になる以上は、やはりディスクロージャーのうち、どうしてもこれだけはやつてもらわなければいけないというものは義務化させていただきたいというふうにしたわけでございます。

また、その内容でございますけれども、これも当委員会でも御議論ございましたが、やはりお困りしているのではないかと、特に不良債権の状況についての御指摘ございました。したがつて、それは世界で一番進んでいるところは何か。それはアメリカのSECの基準であるということ、これも急ぎ、昨年のちようど臨時国会が終つた直後だったと思ひますが、全銀協の方に強く働きかけまして、これも今度の三月期から実現をする。それで、来年の三月期からは連結ベースでもこれは義務化すると同時に、この不良債権の公表についてもいろいろ進展を図るというふうにしておるわけでございます。

一方、商品等につきましても、これはある意味では金融機関がいかに自分をPRするかという面もあるわけでございます。したがつて、最低限、商品の性質というものを顧客の皆様に説明をする

ことをやはりこれも義務化させていただきました。ただ、それ以上どういう魅力的なものがあるかということになりますと、これはむしろ自主的に、PRの話でございますから、これはディスクロージャー誌に創意工夫を持って各金融機関がディスクローズするというふうにしていただいたわけです。

こういった諸措置をとりますと、私どもの感じとしては、これまでおくれがちであつたディスクロージャーというものの概念が、少なくとも制度的には国際的に比肩し得るものになるのではないかとこのように思つてございまして、実際それをやる金融機関の姿勢も重要な要素だと思いますので、各金融機関には、このディスクロージャーの大切さというのをぜひわかつていただくように努めていきたいと考えております。

○末松委員 消費者サイドへのわかりやすさ、配慮、それが工夫を凝らされるようなことをシステムとしてある程度できるかできないかというのが私の次の質問だったのですけれども、今山口局長が言われたように、それはある意味では各社の自助努力といひますか自己PR、そのわかりやすさが商品になるのである、あるいは商品の一部であるといふような認識だといふふうに私も今理解させていたいただきました。それが、欧米との間で比較しても比肩し得る。今の局長の言葉で言へば、比肩し得るといふのは、欧米と同等レベルであるという認識であるといふ位置づけでよろしいですね。

○山口政府委員 そのように考えております。○末松委員 今までの質問は、どちらかというとフリーということについて話を進めてきたわけですが、あとフェアとグローバルということについて、ちょっと私も問題意識を持ったところを質問させていただきます。

特にビッグバンを進めるに当たつては、日本の金融会社と外国の金融会社、ここで別に対応に差をつけていませぬね。例えば、ダブルスタンダードといふようなことがあるのか、そのの

点についてはいかがでしょうか。

○山口政府委員 これも、さきの臨時国会で先生と大分長く御議論させていただいた例の預金保険の取り扱ひの問題は、ひとつ検討課題として私も意識しておるところでございますけれども、それは引き続き検討をさせていただきます。

今回の金融システム改革法におきまして、外国の金融機関の在日支店と我が国の金融機関とは同様に扱うということとを原則にいたしております。なぜ原則と申し上げるかといいますと、在日支店に特有の事情、支店であるがゆえに同一にならないもの、例えば株式を保有する、出資するといふときは支店ベースではやらない、これは本店ベースになりますから、そういった形での規定は適用にならないということでありませうけれども、それ以外のものについてはこれは日本の金融機関と同様に扱うというふうには、その性格上、同等に扱えるものは同等に扱うというふうにしてございませう。

○末松委員 私も、この前質問したときに、預金保険機構との関係で、外国の支店と日本の金融機関が差があるではないかという、その点は本当にまた御検討を進めていただきたいと切に願うわけでございます。

今の山口局長の御説明でいきますと、外国の金融機関が日本にどんなから参入をしていくというビッグバンの時代を迎えて、外国の金融機関であるがゆえに不利をこうむることは一切ないのである。ただ、支店という特有の性格からくるだけのものがある。そのこと自身は、海外において、日本の銀行あるいは金融機関が海外に行つて支店ということをやつた場合、その国の政府、現地の政府の対応がその支店という位置づけからくる差があるという、ある意味ではグローバル、相互にグローバルという形なんだということとで、不利益を海外の金融機関が受けるということはないという位置づけでよろしいですね。

○山口政府委員 今の御指摘のとおりで結構だと思います。

○末松委員 次に、ちょっとテーマを移しまして、まさしく一つの根幹なのかもしれない。ビッグバンの根幹ともいふべき垣根を外そう、銀行と証券と保険の相互参入を促進しようということがこの法律案でうたわれているわけですが、ちょっとと私自身が、このキャッチフレーズは非常にいいし、いかに自由化しているなという気はするわけですが、実際に相互参入といった場合にどこをどういうふうに変えていくのかということがやや気になるところであります。

ちょっと分けて、つまり、銀行と証券、あるいは銀行と保険、あるいは証券と保険、この相互参入のイメージを具体的にこの法律案のシステムに沿つて説明をいただきたい。これも三者三様に言われるとまたわかりませんから、まず、銀行と証券の相互参入がどういうふうな形で行われるのか、そこから聞きをしたいと思ひます。

○山口政府委員 銀行と証券との相互参入でございますが、まず証券会社による銀行業への参入ということでありませうと、本体ではこれはできません。あと、子会社でありますと既にこれは可能でございます。マルということですね。それから、持ち株会社の子会社、すなわち兄弟で並ぶということについてもマル、可能であるということでございます。

それから、銀行による証券会社への参入ということになりますと、これは、本体ではかなり制限された業務だけができるということで、どつちかというと三角、こういう感じですね。それで、子会社、つまり銀行が子会社として証券会社を持てるかということについてはマル、可能でございますが、九九年度下期中に業務制限の撤廃を予定しているということで、今は子会社であっても業務が少し制限されておる。だから、行く行くはこれはマル、完全なマルになるということとでございます。九九年度下期中に業務制限の完全な撤廃を予定しております。

それから、持ち株会社の子会社、つまり兄弟会社で銀行と証券が並ぶ場合でございます。これも

同じように九九年度下期中に業務制限の撤廃ということでございませうので、行く行くはこれもマル、こういうふうになるわけでございます。

これは、今回の制度改正をお願いしている結果でございます。

○末松委員 では次に、銀行と保険の相互参入、これについて説明をお願いします。

○山口政府委員 銀行による保険業への参入でございますが、まず先ほどと同じような形で申し上げます。

本体では、銀行が保険業をやることはできませんので、バツでございます。

それから子会社、つまり銀行が保険子会社をつくるという場合はマルでございますが、当面の間は破綻保険会社の子会社化だけでございませう。それで、二〇〇〇年度末までに完全に参入が可能というふうにしてございませう。

それから、三番目のジャンルの兄弟会社として並ぶ場合でございますが、これも一応マルでございますが、当面の間は破綻保険会社の兄弟会社化のみでございます。これも二〇〇〇年度末までに完全参入が可能、こういう形になっております。ちょっとごちゃごちゃして申しわけございませう。逆に、今度は保険会社が銀行業へ参入をする場合について申し上げます。

本体、つまり保険会社が銀行業を本体でやるのはバツでございます。

子会社、つまり保険会社が銀行を子会社として持つことについてはマルでございます。しかし、当面の間は破綻銀行の子会社化のみでございます。一九九九年度末までに完全な参入が可能とさせていただきます。

それから、兄弟会社でやる場合、これもマルでございますが、当面の間は破綻保険会社と銀行の兄弟会社化のみ、二〇〇〇年度末までに完全参入が可能ということになってございませう。

ただ、銀行における保険の窓販の一部の解禁がありますので、私は最初にバツと申し上げました。一部そういったものが本体でも可能になる規

定もございませう。

○末松委員 では最後に、証券と保険、この相互参入について御説明をお願いします。

○山本(莞)政府委員 お答えいたします。

証券会社による保険業への参入でございますが、これは現在でも、子会社形態あるいはいわゆる持ち株会社の子会社としてのいわば兄弟会社でございます。マルでございますが、いずれも参入は可能でございます。マルでございます。(末松委員「すべて」と呼ぶ)はい。保険業の引受業務への参入につきましてはマルでございます。

逆に、今度は保険会社による証券業への参入につきましては、現在は子会社形態で保険会社が証券業に参入することは認められておりませうが、今回お願いをしております法律によりましてこれを可能にするということとでございます。また、持ち株会社の子会社という形で兄弟会社になることにつきましては、現行でも可能でございます。

○末松委員 ちょっと山口局長にお伺ひしたいのですが、破綻保険会社に限るという形でおっしゃいましたね、参入することができるといふのを限定するということの意味で、この理由をちょっとお伺ひします。

○福田政府委員 一部銀行局長の御答弁をもう一度確認いたしますが、二〇〇一年までにはできないということとでございます。

それから、今答弁申し上げましたように、保険業と銀行業、保険業と証券業、それぞれにつきましては今まで相互参入が行われておらなかった分野でございます。しかし、保険業と証券業につきましては今申し上げたように直ちに可能になるわけでございますが、銀行業と保険業につきましては、いろいろ審議会等で御議論がございましたが、銀行業から保険業への参入については幾つか考慮すべき点があるというところで、それはやはり、銀行と証券は既に相互参入が行われていた実績が何年かございませうが、銀行から保険業については今まで行われておりませうので、その際には、利用者の保護とか、あるいは業務の健全性確保の



るのが妥当であろう。しかしそれには、先ほど事務方の答弁の中にもありましたけれども、弊害が起ころぬような措置だけはきちつとして、そうした上での相互参入でなければならぬというふうには私は思いました。

○末松委員 大臣がそういった考えでやられることが私は非常に重要であると思えます。今の大臣の御発言を評価します。

と同時に、業界といいますが、古いと言ったら今もあるからあれなんですけれども、これはちよつと私が今思いついた質問なので、答えられる方がいれば答えていただきたいのですが、そうすると、業界って一体何だろう、そういう疑問がふとわいてくるんですね。銀行業界、証券業界あるいは保険業界、今までははっきり分かれていた。でも、それがみんながみんなできるようななっていくというふうになると、どういうふうになるのか、その業界というのを認識しておられますか。その点をちよつと、答えられる方。

○山口政府委員 今先生の御指摘の点は、これからの行政を見る視点としても大変重要じゃないかという感じがしております。

それは、例えば国際的な監督者の問題意識というものの最近出てきている傾向は、コングロマリット化した組織をどういうふうには監督していくのかということだと思います。狭い意味の、例えば銀行だ証券だ保険だということをやっておって、は本当の意味の金融業ということがつかめない。また、その三業態だけでもないわけですね。リースもある、クレジットもある、貸金業もある、いろいろあるわけですね。それを今度は、せんだつての持ち株会社もお認めいただきましたし、今回の子会社展開もかなり弾力的な措置を御審議願っているわけですから、そうしてみますと、私も国際的なそういう監督者と同じような立場に立たざるを得ない。そうすると、同じ金融業をやっている、商品は仮に名称は違っても、切ってみればすべてリスクとリターンに関係に帰着するかもしれない。しかし、それをどうやってリスク管理を

していくのかというふうな視点から監督のあり方を考えていく。

ただ、まだこれは緒に付いた考え方でございまして、まだ私も自身も答えておりませんけれども、だんだん我々の金融行政もそういう方向になつていく、業界自身もそういうふうな脱皮せざるを得ないのじゃないかというふうな考えております。

○末松委員 今の山口銀行局長の御指摘は非常に私も共有しているところがあつて、ゆえに、外国の企業と日本の企業を区別しないというグローバルあるいはフェアという位置づけになるのかなと。つまり、コングロマリット化したものが、今度は海外も含めたものが一挙に大きき形を来る。あるいは、消費者のサービスそのものを中心に置けば置くほど、総合的であるいろいろな多機能を備えたものが便利などは事実なんです、大臣も御指摘のように。そうすると、それをやればやるほど、日本だけではなくて今度は海外においても、巨大なもの、これをどういうふうに行政がコントロール、あるいはコントロールするという発想がそもそも間違ひなんではないけれども、マネージするということなのかもしれないけれども、そういうことときに、私自身もちよつとまだよくわからないのですが、どういうふうなマネージするかということですね。

だから、イギリスみたいに、ルールだけあつてあとは何でもありよという話が一つの整理の仕方であらうし、フリー、フェア、グローバルのほかに、例えば、先ほどちよつと保険部長の方が言われましたけれども、業界自体に情報量の差があるとかなんとかが、業界の発展あるいは日本の企業の発展という形をそこに持ち込んでいけば、どちらかというとなしよナリスティックな、日本のというふうなことをやっていたければ、また大きなルールのもとではそういうものはじかれますよ。あるいは裏に回りますよ。そういうところ、つまりメガコンペティションになればなるほど、海外も含めた大きな企業形態、新しいコングロマリット

形態が出てくる。そういうことに対して行政もこれからまきしく考え始めたところだと思えますが、ぜひその方の研究は、欧米の、EUとかああいうふうなある程度まとまつている、そういうふうな事例も参考にしながらぜひ研究をしていただきたいと思えます。そういうことについて、大臣の方もぜひ事務方を奨励して研究させていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○松永国務大臣 金融業界における外国の日本の企業への参入、これはもう自由化時代でありますから、当然のことながら日本に支店ができて、日本の本来の企業と自由な立場で競争するという事態、これは認めざるを得ないわけですね。

その場合に、当然のことながら、消費者保護のためのいろいろな義務があります。あるいは措置があります。そういうものはきちつと、外国企業の在日支店がその義務を履行しておく、その措置を受けておくということが自由な立場での競争の基本だろつと思つて。日本における企業活動をする場合の予定されておる義務を履行しないという、そういう視点であるならば、破綻が起こつた等の場合には日本の国内の企業とは取り扱ひは異なるという問題がすつと残つていきはせぬか、私はこう思つておりますけれども、そういう点を除けば、委員御指摘のように、外国の企業の日本の金融業界への参入、これは認めざるを得ない。開放された日本経済という立場で進むことになつておるわけでありまして、そういうこともたつとどうも思つておる。

ただ、国民感情からいえば、やはり本来の日本の企業が発展することを望みたいという気持ち、これは相当の期間続くだらうと思つて。だからといって、行政がその日本の企業について何らかの保護を与えるなどということをやれば、これは外国から非難を受けるということになりかねません。そういう点を十分配慮しながら開かれた日本経済という大原則のもとにこれから進んでいくことになるであらう、そういうふうには私は思つて

おります。○末松委員 大臣がおっしゃられたように、日本の企業だ、日本という名がつけばそれもある意味では企業のメリットのつた、信用のスタンブのつたというだけに終わつてしまつてしまつた、そういう企業形態が多分これからの金融業の大きな発展形態になると思つておるのです、グローバル化されて開かれた形になれば、その意味では、例えばメガコンペティションの中で日本企業を何と成長させて打ちかたせたいというようにまさしく行政の方々が望むのは、それはある意味では当然のことだろつと思つて、私も日本の議員ですからそういうふうには希望しているわけだけれども、ある意味では、ルールというものはそれ以上の冷徹な形ではないと機能しなくなつて、それ以外のものはすべてはじき飛ばしてしまつて非常に冷徹なものがありますから、その辺はぜひ研究に研究を重ねていただければありがたいと思つて。ちよつと残りの時間、実は保険契約者保護機構のところも質問したいと思つたのですが、議論の流れから、もうちよつと今の議論を続けさせていただきます。

相互参入といった場合、例えばアメリカでは、銀行の形態を非常に限定して、安定性が一番重要なんだよ、だから余分なことは一切やっちゃだめだよ、あるいは、ほかの業務に手を出してそれだ足を引張られれば銀行本体の経営が危うくなることは絶対避けなければいけないということ、非常に銀行そのものの経営の安定性を重視している。私も聞いておりますし、ヨーロッパでは、どちらかというところユニバーサルバンキングといいますが、ある程度いろいろな多業務がいじやないかというふうなことで銀行をとらえているという位置づけでありますけれども、今回の法案を見ますと、どちらかというところヨーロッパ型のユニバーサルバンキングシステム、これをかなり意識して念頭に置いた中で、銀行の本体が直接ほかの業種に参入しにくいという面をつくつていくということであれば、アメリカ型もや考慮したのかなと。

その中間型のような気もするのですが、日本の行政として、どこに銀行業のモデルあるいは考え方があるのかということについてはつきりさせていただきたいと思ひます。

○山口政府委員 相互参入について御紹介しましたが、これがアメリカ型かヨーロッパ型かということに分けて考えてみますと、ちょうど中間、ややアメリカ型に近いかなという印象を持っておりま

具体的に申し上げますと、例えば銀行と証券との関係でいいますと、ヨーロッパは、御紹介ありましたように、ユニバーサルバンクで何でもできるという感じになっておりますけれども、アメリカはかなり制限されております。この場合も、日本の場合は自分でやることはちよつと困るよということなので、だからどちらかという、アメリカと同様に少し制限した形かなという感じがします。

それから銀行と保険との関係からいいますと、これは世界各国ともかなり制限的に行っておりまして、この点からいって、しかしどちらかという、よりそれが厳しいのはアメリカでございますので、そうすると、銀行と保険との関係からいってヨーロッパにちよつと近いかなという感じがします。もちろん、本体ではやっていませんけれども。

それから最後に、証券と保険との関係からいいますと、これは大体欧米と同じという感じでございます。

だから、少しづつ違つておりますけれども、ただ、基本的には、子会社あるいは兄弟会社という形での相互参入というのを認めた形での展開ということを確認しているという意味では、ある程度のグローバル化された姿と言えらんじやないかと思ひうわけでございます。

○末松委員 これまで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する

件についてお諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁藤原弥君、日本銀行人事局長横内龍三君及び日本銀行審議役引馬滋君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○村上委員長 質疑を続行いたします。上田清司君。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○上田(清)委員 民主党の上田清司でございます。

本日は、日銀の副総裁並びに関係の皆様、御苦労さまでございます。また、鴨志田理事におかれましては、大変な御不幸がありましたことを大変お悔やみを申し上げます。そういう悲しみを乗り越えて、日銀の本来のあり方あるいは国民から期待される日銀の運営方法についてもしっかりと議論させていただきたいと思ひます。

ただ、きょうは、連休中でもございましたし、そうした御不幸もございましたので、質疑の中心についてはお知らせをいたしましたもの、担当者御不幸があったということもございまして、答弁は結構でございます。どうしても答弁したいというところであれば構いませんけれども、きょうは答弁は要りませんので、私なりに問題点を指摘させていただきます。後日、きちつとした御報告な

り、あるいはまた次の委員会できちつと答弁していただければいいかというふうに思ひしておりますので、どうぞ中身だけ丁寧に聞いていただきたい、こんなふうに思ひしております。

委員長におかれましては、そういうことでございますので、どうぞよろしく御配慮のほどをお願いいたします。

ます。平均年齢三十四歳、勤続年数平均十二年、平均給与月額四十七万七千円。これは、多分賞与ベースは入っていないものだとおぼしうに私は理解をしております。そういう説明が出ておりましたので、賞与ベースの平成七年度の六・一七五カ月を掛け合わせまして年収を把握いたしました。十二月に六・一七五カ月を加えて十八・一七五カ月で約八百六十七万円、こういう数字でございます。

ところが、この平均年収から職員の数に掛け合せていきますと、必ずしも決算上の職員給与の総額に当たらなくなつてまいります。例えば、日銀から出された予算管理上の職員数が五千九百七十人、実人員は五千九百六十七人。あるいは、この中から嘱託を引いた部分においても必ずしも六百二十七億にならない、こんなふうになっておりました。約百億から数字が変わつてきます。

こういう私なりの試算がございますことをあえて申し上げておきますので、資料も添えておりますから、よろしく計算をしていただきたいと思ひます。

それから、平成五年度の一人当たりの職員給与推定額、しばしば私は、実人員で簡単に割り算すると一人当たり一千四万円ぐらゐになりますねというのを申し上げておりましたら、とんでもない、一千万なんかならないよ、こういうことを事務方からずつと言われております。そういうこととございまして、決算上の職員の給与総額

がありまして、約六百七十億ですね、それから決算上の特別嘱託総額、決算上の退職金総額を全部引きます。そうすると決算上の職員給与の総額が出てまいります。それを実人員で割ります。あるいはまた特別嘱託の百二人を差し引いた数で割ります。あるいは、特別嘱託を最大限に見積もつて、あるいは、前年度の数に合わせて最大限に見積もつて引き算すると、ここでは一人当たり一千五十五万前後になってまいります。そうすると、一千万なんかないというお話がなかなか食ひ

違つてきます。この問題についても明らかにしていただきたい、こんなふうに思ひます。

これは、同じように平成七年度であります。こちららやはり、逆に嘱託の数を減らしてこられたということ、平成七年度は役員の方さんも職員の方さんの給与もほとんど減らされてきている、五年よりも六年が少くない、六年よりも七年が少くない、七年よりも八年が少くないということになっておるんですが、実員から嘱託の数を減らすことで、逆に一人当たりの給与が高くなるような計算になってまいります。このこともあわせて申し上げます。

それはなぜそうなつていきますかという、この間御説明がありました。特別嘱託の数が多くは三百六十人ぐらゐおられまして、平成四年度は百三十八人、そして平成五年度は百二人になりました。百二人で割りますと一人頭は一千万を超えますよと私が申し上げましたら、とんでもないと。前の年の百三十八人がずつとぎりぎりまで

続いておりました、それがいまして、資料が出ておりましたが、実は平均年度で百二十九・九人という数字を、日銀の特別嘱託の給与、資料二でございまして、平成五年度から九年度までの特別嘱託の給与が九億三千九百万円、七億、四億九千万、四億六千万、こういうことで総額が出てお

ります。それから、年度末の人員が百二人、六十九人、六十四人、五十五人、三十四人。これで割りますと一千万を超えたりしますが、この御指摘をしましたら、実は、嘱託月平均人員が百二十九・九人であるとか、前の年の人たちがぎりぎりまでいたという、こういう想定になっておりました。

しかし、この特別嘱託の月平均人員の人たちがこういう平均で出てくるということは、二月にやめなくてはいけないことになりまして、三月にやめなくて、ほとんどの人が二月いっぱいまでぎりぎり勤めておいて、二月にやめたらこういう数字が出てきますよ。こういう数字は、たまたまこの割り算でいけば通常で考えられる特別嘱託の職員

年収に匹敵するかもしれないが、しかし、突然二月ぐらゐになつてどかつとやめるといふのもなかなか解せない。年度末だけは極端に数が減る、そういう数字ですよ。この部分で数字を合わせいくとどういふふうになつてまいります。計算は合つかもせませんが、全体の流れで見ると、先ほど見せましたように今度は逆に給与が高くなつたりいたしますよ、こういうことを御指摘申し上げたい。

それから、もう一つ申し上げますが、この特別嘱託の人数で総額を割っていきますとどうしても一人当たりの特別嘱託の給与が高くなつてしまつていきますので、年度末ですという言い方をされておりますが、一番最初に出されました資料の一つですが、「日本銀行の人員推移」、この中で、百二人という平成五年度の数字は予算管理上の人数と書いてありますよ。あるときは予算管理上の人数になり、あるときは年度末のぎりぎりの数字になるというふうな矛盾を資料の中で同時に出示されております。資料の二の中では、この特別嘱託の人数ではこれは予算管理上の員数、ダブルスタンダードになっております。このことも御指摘申し上げます。こういうところが常に疑惑を持たれる原因の一つになつていふことも申し上げなくてはならないと思ひます。

それで、幾つか数字を計算していきますとどういふ疑問点が出てきておりますので、今申し上げました疑問点と同時にあと二点だけ、次なる機会のあるときにきつちとした御答弁ができるように申し上げます。

先日申し上げましたように、当委員会の砂田議員から昨年の四月二十五日、松下総裁に対して、職員の給与の中で二千万円以上の方は何人おられるのですかと御質問があり、そのとき、八十人ぐらゐだといふ御答弁があった。しかし、職員の中で局長、支店長クラスだけで九十人が二千万円以上を現に報酬として受け取つておられること、それから課長級のクラスが百五十人の人数

がいて、代表的な層で平均一千九百九十六万円の報酬をいただいていること、そうしたことを計算するならば、明らかに、昨年の委員会、しかも与党に対する答弁の中で、あるいはうその答弁ではなかつたのだろうか、こういう指摘をせざるを得ないような状況がございます。御議論あるかもしれないませんが、きょうは特別に求めておりません。どうしてもということであればお答えになつても結構ですが、一つのところでつじつまを合わせても、細かく追つかけていくとどんだん矛盾が出てきますので、ぜひ、洗いざらい改めてきていただきたい。

それから、給与については民間銀行の給与に準じておられるということですが、民間銀行といつてもピンからキリまでございます。都市銀行の平均なのか、それとも都市銀行の中で一番高いところの給与なのか、こんなこともあわせてお伺ひしておきたいと思ひます。

それから、なぜ七年前だけの資料しかないのか。私は、日銀というものは普通の民間会社とは違つた立場で、七カ年だけの資料を保存しておいてその他は廃棄処分するということが本當にいいのだろうかという疑問を持っております。このことも含めてお伺ひしたいと思ひます。

最後にありますが、私は一貫してまだ日銀には、例えばリゾートのさまざまな施設がどのぐらにあるのかとか、いろいろ程度を超えている部分があるのではなからうかという議論をこの席でしたことはございません。資料はいただいておりますけれども、したことはありません。

私の目的はそこではありません。むしろ、日銀が国民から与えられた最大の権限というのは、通貨に対する独占的発行権であります。この独占的発行権によりまして得られる利益というのは毎年二兆円に上るはずですよ。この二兆円を正しく使ひ、国民に還元する。例えばアメリカの連邦準備金では、法律にのつとつて九五%きちつと国庫に納付するような仕組みができております。そういう国民の利益を確実に国民に還元する、こういう

仕組みを日銀は責任として負わされている。こういう視点からするときに、いろいろな意味でもう本當にわずかの疑念も生じようなことがあつてはならない。できるだけ国民に開示する、そのことによつて大蔵省と堂々と対等の立場で渡り合ふ。あるいは金利政策、通貨政策、さまざまな点においても国民の利益のために独立性を断固守つていく、そういう姿勢を貫いてほしいからこそ、一点に至るまでも曇りがあつてはならないし、そういう曇りを大蔵省からお目こぼしをいただくことによつてあなたの方のいわば独立性というものが失われていく、このことを危惧するからであります。

この点をぜひ踏まえていただいで今後対処していただきたいということ再度申し上げます。何か申し上げることがございましたら、改めて問題点については、時間がなかつたであろうということでも私の方の配慮で、生つちよろいと思はれる同僚職員の方もいらつしやるかもしれないが、とりあへずはこんなところではなからうか、そう思つておられますので、もし御感想があれば御感想を述べていただき、そして退出いただいで結構でございます。

○藤原参考人 答えいたします。  
上田委員、今御指摘なされた一つ一つの問題については、資料を用意し、後刻御説明申し上げます。後刻御説明申し上げます。

それから、後段に述べられた通貨発行権を持つた日本銀行の使命、御説のとおりでございます。私どももその重責を深く胸の中に秘めて、新生日本銀行として四月一日からスタートいたしました。旧法から新法への移行、新しい組織改革等々のトランジションといひますか移行期に当たり、ちよつと錯綜している面もありません。御迷惑をおかけしたこともあるかもしれませんが、御迷惑をおかけしたこともありません。それから、このたびの鴨志田理事の不幸につきましては、皆様に御迷惑をおかけし、かつ用意もちよつとないし、私ども、ありがたく受けとめてお

ります。  
鴨志田理事も、今先生のおつしやつたような独立性と透明性のためにその職責を一生懸命果たされましたが、心身の疲労からあつたような事態になりました。私も、彼の遺志を受け継ぎ、かつ、新しく発足する日本銀行の使命感に御指摘の点も踏まえて燃えて、透明性の確保に特に専心し、国民経済のために尽くしていきたい所存です。これは、私だけじゃなく、全日本銀行員一同の決意であります。

当委員会におかれましては、そういう日銀の立場を理解されて、これからも御支援、御鞭撻、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。  
それは、幾つかの疑問点について、事務的なレベルで片がつくのはまた後で結構でございますし、幾つかはきちつと委員会で御報告をしていただきたいというふうな思つておりますので、どうぞ御退出いただければ結構と思ひます。

それでは、本題の金融システム改革関連法案につきましてお伺ひをさせていただきます。  
まず、総じてそうでありませんが、今回の金融ビッグバンに伴うさまざまな安全装置というふうな考え方で、いろいろなセーフティネットにかかわる制度が用意をされております。特に、保険契約者保護機構並びに投資者保護基金、この二点にかかわる問題についてお尋ねをいたしますが、その前に、ずつと読み上げておきますと、やはり利用者を守る、この観点からまだまだ弱いような感じがいたします。それは、総じて言へば、一括的に金融取引にかかわる法案になつていない、個々のところで継ぎはぎ的に形を整えてきてい

る。  
例えば、割賦販売法があります。これは多分私の知るところでは通産の管理ではなからうかというふうな思つております。貸金業法がございませう。保険業法あるいは銀行業法、それぞれ各法律で消費者の保護を何らかの形でやつてきたわけ



ありますし、今回は特に二〇〇一年まで、二〇〇二年まで、あるいはこれから二〇〇一年以降どのような形で利用者が、取引者を保護しようかという論点が用意されてきているわけですが、この消費者保護法の二条の中に、「国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」同六条にも、「国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。」とございます。こういう視点でいくと必ずしも十分じゃないというふうに思います。

この投資者保護基金と保険契約者保護機構については後でまた申し述べますが、例えば電子資金の取引、これからますますこういう時代になるわけであり、今のところ、いわゆるカードによるりまるところの電子決済は全銀協のマニュアルによって行われているというふうには私は理解しておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○山口政府委員 電子取引につきましては、今カードの形態のものが若干ございますが、そういったものは先生おっしゃったような形でやっておる段階でございます。

○上田(清)委員 以前に私は大蔵委員会で、たしかこんな事件がございます。五十億のバイクの免許証を割と簡単に付くれます。その免許証を持って他人に成りかわり、紛失したと行ってすぐカードをつくってどんどん抜かれる、盗まれる事件が多発しております。しかし、これは消費者、利用者にも全く責任がない。しかし、銀行も注意義務をきちっとやったということであれば補償の義務がない。結局、このカードを持った方が泣きを見るという仕掛けになっております。

こういうのを何らかの形で保護できないだろうかという問題意識は私にもございまして、やはり約款上だけの権利義務関係ではなくて、法的にきちっとそれぞれの関係者が責任を分担するような仕掛けというのをやる必要があるのではない

か、こんなふうには私は思っております。

特に、貸金業法や割賦販売法の中では、規制法の中では、必ず利用者と被利用者の責任分担の仕掛けができておりますが、銀行業法というのとはちらかといえませんが、銀行業法と消費者対銀行の関係にはなっていない。あくまで約款、契約を通じてしか銀行と利用者の関係ができておりませんので、最終的には金融取引にかかわる統一的な法律をつくるのが一番ベストであります。段階的には、利用者をしっかり本当の意味で保護する意味で、銀行法と別個に何らかの形で銀行取引消費者保護法ともいって、仮称で恐縮ですが、引論も、そういうものが必要ではないかというふうな観点を持っておりますので、この点について、局長、いかがでございますか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。私、上田先生の問題意識、大変重要な点だと思います。

それは、今先生も御紹介いただきました貸金業、割賦販売業あるいは銀行業、保険業、証券業とかいこういつた業が分かれておりますけれども、それぞれの法律は、例えば銀行法は免許制でありますから、基本的に悪いことはしないようにしていくということ、今度はお客様を守るといって、健全性の確保のため、あるいは適正な業務運営の確保のための法律、したがって、立入検査もあるし厳しい指導がある、早期是正措置というようないや強権も発動される。それから一方で、例えば貸金業法となりますと、これは単なる登録でありまして、よほどの登録拒否要件がなければ受け付けられます。しかし、そこは今度は行為が禁止されていきますという行為規制法になっておるわけです。

同じような業務と見れば見れるものが、そういった成り立ちから、やり方、つまり私に言わせていただければエンフォースメントのやり方、つまり実効性の担保のやり方がそれぞれ少しく違っております。それが今まで何とかうまくいってきたという面も評価されるとは思いますけれども

も、今後そういった問題について十分かどうかという点は御指摘のとおりだと思います。

そこで、統一的な何かそういった消費者信用の保護等を考えるべきだという御意見も当然出てきておりまして、私も検討をしなければいけないと強く思っております。一方で、現行体系がある意味ではエンフォースメントの役割を果たしているという現実もあります。したがって、今回の法改正でも、不十分だという御指摘はあるかと思いますが、例えば商品の説明をする義務を課すとかいって、ある意味では銀行法ではこれまでには余りそぐわぬような、今まで通達でよかつたというふうなものまで入れさせていたいただきました。あるいは、いろいろな行為規制の要素を銀行法にも入れてきております。

したがって、各業法の中でも、そういった取引法的、行為規制法的な要素を入れさせていたいただいて対応させていただいてきておるところであります。行行く将来はどうかということになります。やはりこれから金融技術が発展し、いろいろな商品が出てくるようになります。その商品という面では金融サービス法の考え、あるいは今度消費者に対する信用、つまり貸し出しという観点になりまして、また別の意味で、消費者を保護するということの意味から、今先生がおっしゃった消費者の信用をどう守るかという法律というふうな統一の、横断的な考え方というのを少し取り入れることを考えていくべき時期に来ているのかなという考えがしております。

しかし、今すぐどうこうと言われなくても、エンフォースメントの段階がそれぞれ違いますが、現時点におきましては、その先生のお考えもこの法律には入れさせていただいて対応させていただきますというところでございます。

○上田(清)委員 今の局長のお話の中で思い立っておりますが、まさに銀行業法が免許制で成っておりますので、悪いことをしないことを前提にして、福田保険部長は、問題があれば適切に処理されているはずだと言う。問題があれば適切に処理されているはずだという前提になっていくんです。しかし現実には、適切に処理されていないから問題がずっと続出した部分があるんですね。こういうことも考えると、何らかの形でやはり銀行に対しても、従来の銀行業法の枠の中ではなくて、対消費者としての関係の中でどのような形で保護ができるか。銀行が一元的に情報を持っておりまして、今回もいろいろ、情報開示のマニュアルについては後でまたお伺いしたいと思っておりますが、情報開示ができるような仕組みになりつつあるわけですが、これまでの関係でいえば、一元的に銀行が情報を持っていて利用者が持っていない。これは力の差がありますので、おのずから何らかの形で利用者を保護するような仕組みがない限り、銀行の過剰融資やそうしたものに對抗する手段を事実上持っていない、こんなふうには私には思っておりますので、ぜひ改めてこれを研究していただきたいというふうにお願いを申し上げます。

大臣、今の論議の中で御理解いただけたと思いますが、今、包括的に金融取引に係る法律がありますが、それぞれ個別にできておりました。もちろんそれぞれなりにわがございましたので、一括的にできるかどうかということに關してなかなか疑問もないわけじゃありませんが、実は、一九六〇年代から七〇年代の初めにかけてアメリカでもそういう交通整理をして一括した経緯がございます。統一的にまとめていった経緯がございますので、その点も踏まえて今後、法律は簡単であればあるほど利用者、国民にとっていいものだと思います。うふうに私は思っておりますので、そういう意味での整合性も含めた消費者保護のための金融取引にかかわる法律を統一的にまとめていくということについて御検討いただければ大変ありがたいというふうに思っておりますので、この点について御感想だけでも伺いたいと思っております。

○松永国務大臣 今、銀行局長の答弁の中に、銀行は免許を受けて事業活動をやっているのである

から悪いことはしないはずだという前提に立って云々という話がありました。確かに今まではそうだったと思う。しかし、バブル経済当時、あるいはその後のことを見ますというところ、しばしば間違つたこともあったということ、これは認めざるを得ません。

○上田(清)委員 どうもありがとうございます。最も適切な御発言ではなかったかなというふうに思います。

○上田(清)委員 どうもありがとうございます。最も適切な御発言ではなかったかなというふうに思います。

ただ、最後にちよつと申し上げますが、消費者保護法の第二条に、「国は、経済社会の発展に即応して、消費者の保護に関する総合的な施策を策定し」ということがございます。恐らく個々のケースにおいて若干無理からぬところもあるかもしれませんが、しかし、よりどころがない消費者にとつてみればそれぞれの法をマスタリーしてというわけにはいきませんので、包括的な法があればそこでカバーができるということが非常に消費者と金融機関関係者の信頼関係をつくっていくものにつなげるのではなからうかという視点を私は持っておりますので、引き続き積極的な研究をしていただきたいと思います。これを申し上げて、次の問題に移らせていただきます。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。三月三日でございます。今お諮りをしております投資者保護基金、現在は証券業界の任意の財団法人でございます。寄託証券補償基金、これがこういった投資者保護業務をやっているわけでございます。また、当時の寄託証券補償基金は、破綻をした場合の補償の限度額が一社当たり二十億というところになっておりました。ところが、三洋証券の破綻したときに、顧客の預かり資金の保護について、私の記憶ではたしか百億ぐらい足らなかったのではなからうかというような記憶があるんですが、そのときに、たしかあちこちから提出していただいたような記憶があります。この三洋証券の事例を見ますと、二百億からのスタートで本当にいいのかわからない心配がございます。ちよつとこの話は急な話です。必ずしも十分御答弁いただかなくても結構ですが、三洋証券のときは一体どうだったかという記憶が私もちよつと定かでないようになってきましたので、もしそのことを教えていただければこの論点はもう少しお話しがしやすいので、教えていただければありがたいのですが。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。

○山本(晃)政府委員 お答えいたします。三月三日でございます。今お諮りをしております投資者保護基金、現在は証券業界の任意の財団法人でございます。寄託証券補償基金、これがこういった投資者保護業務をやっているわけでございます。また、当時の寄託証券補償基金は、破綻をした場合の補償の限度額が一社当たり二十億というところになっておりました。ところが、三洋証券の破綻したときに、顧客の預かり資金の保護について、私の記憶ではたしか百億ぐらい足らなかったのではなからうかというような記憶があるんですが、そのときに、たしかあちこちから提出していただいたような記憶があります。この三洋証券の事例を見ますと、二百億からのスタートで本当にいいのかわからない心配がございます。ちよつとこの話は急な話です。必ずしも十分御答弁いただかなくても結構ですが、三洋証券のときは一体どうだったかという記憶が私もちよつと定かでないようになってきましたので、もしそのことを教えていただければこの論点はもう少しお話しがしやすいので、教えていただければありがたいのですが。

券のような準大手クラスになりますと、顧客からの預かり金の残高等でも四百数十億ぐらいが見込まれていたのでございます。この一社当たり二十億の限度でということが到底無理であったということもございまして、顧客財産について会社更生法の適用除外に裁判所の判断でさせていたわけでもございますが、その際に、寄託証券補償基金が顧客の資産をすべて肩がわりするということも条件になつたわけでございます。その際に、実は当時の寄託証券補償基金の残高というのは、約三百六十億程度でございました。

○上田(清)委員 おつしやるとおり、分別管理が思われます。

○山本(晃)政府委員 懲役二年、罰金三百万というところでございます。

○上田(清)委員 それ相応に重いですね。それはあるいは担保になる可能性は高いですね、そのこととあれば、それをせき止らんと徹底することによって、比較的少ない基金でもって投資者の保護が可能になるかなというふうに思います。

○山本(晃)政府委員 三洋証券の場合に一番問題になりましたのは、保護預かりの有価証券、これは顧客に所有権があるわけでございます。また、それ以外の預かり金等につきましては、経営破綻というところになりますと、この場合には一般債権化してしまうということがございまして、結局、最終的にはまだわかりませんが、相当額の補償が要る、こういうことになるわけでございます。

○山本(晃)政府委員 懲役二年、罰金三百万というところでございます。

義務というものを法律上求めまして、これを徹底させるということによりまして、こういった全体としてのいわば補償額というものが、これが相当減殺されるであろうということも考えておられるわけでございます。そういう意味からいいますと、当初三百億円で一応スタートするというところになっておりますけれども、もちろんです、この分別管理の定着度いかによつてまいらうかと思っておりますけれども、こういったことを前提とすると、あるいはアメリカやイギリスのこの投資者補償制度の支出実績、こういったものを勘案すれば、基金の発足の規模としては妥当なものではないのかなというふうにご覧いただければと思います。

○上田(清)委員 おつしやるとおり、分別管理が思われます。

○山本(晃)政府委員 懲役二年、罰金三百万というところでございます。

○上田(清)委員 それ相応に重いですね。それはあるいは担保になる可能性は高いですね、そのこととあれば、それをせき止らんと徹底することによって、比較的少ない基金でもって投資者の保護が可能になるかなというふうに思います。

○山本(晃)政府委員 懲役二年、罰金三百万というところでございます。

かというような、日銀にも、やはり出しつ放しというのにもよくない。必ずしも日銀もひとり立ちができないような傾向がちょっとあるなどというふうなところの答弁で思っておりますので、なおさら出しつ放して回収できないというところも、なご得るのではないかと。むしろ政府保証を一〇〇%しないことの方が日銀のためにもなるのではなからうか、こんなふうには思っております。

○山本(晃)政府委員 投資者保護基金についての日銀の借入れの規定でございますけれども、これは二〇〇一年三月までの破綻の処理については、いわば時限的な措置でございます。

第一義的には、仮にこういった投資者保護基金で補償業務が発生した場合に、資金手当てという面でも投資者保護基金が借入れをするという場合には、まず、当然のことながら民間銀行からの借入れということが第一義でございます。

ただ、なかなか民間銀行から借入れするのが難しいような場合には、場合によれば日本銀行からの借入れをする、これを可能にしているわけでございます。

この場合に、それでは政府保証との関係でございますけれども、これは、実際に日本銀行から借入れをするという事態になりましたときに、日本銀行当局と政府保証をつけるかどうかという点につきましても協議をして決めていくということではないかと、あらかじめ決めていくことではないかという点についてだけは申し上げておきたいと思っております。

○上田(清)委員 日銀の保証については、全面的にすぐオーケーというふうな認識でないという理解でよろしいですね。

○山本(晃)政府委員 実際に借入れが生じた時点におきまして慎重に検討してまいりたいというふうな思っております。

○上田(清)委員 ありがとうございます。それでは、保険契約者保護機構についてお伺いいたします。

これも、案文の中で、「必要な措置に関し、大蔵大臣に協議しなければならない。」という形が法案が出ておりますので、この「必要な措置」という考え方についてどのような認識なのかという点についてお伺いしたいと思います。

○福田政府委員 お尋ねでございますが、支払い保証機構におきましては、あらかじめ保険会社が強制加入をいたしまして、破綻処理のための資金として、毎年度事前に負担金を積み立てていくわけでございます。ただ、積み立てられた負担金によって賄いきれない規模の破綻が生じた場合には、機構としては、契約者保護のために金融機関等から借入れを行って対応するということになっていくわけでございます。その場合に、やはり保険会社の返済能力、支払い能力等勘案しまして、その機構による借入れについては政令によって一定の限度を設けることになっております。

万が一、破綻処理に要する費用を賄うためにその政令で定める借入金限度額を超えるような事態が生じた、例えばそういうような場合には、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化するわけでございますので、そのような事態におきましては、無制限にまた借入金を延ばしていくわけにはまいりませんので、制度の見直し等について必要な措置を検討されることになっております。その必要措置につきましても、あくまで契約者保護のためにどのような手段が講じられるかという観点でございますので、その場になってみないとわかりませんが、あらゆる必要な措置ということが考えられるかと思っております。

○上田(清)委員 できまじら、そういう具体的な事例を少し整理していただきたいというふうな思いがあります。多分、この点についてまた後で同僚議員も御質疑があるかと思っておりますので、順次私も研究させてもらいたいと思っております。

それで、やはりこの問題に関して、一般的に消費者というのでしょうか、利用者は本当に二〇〇一年まで保護されるのだろうか、あるいは二〇〇一年以降どうなんだというところでございますので、ここで改めて、きちっと議事録に残す意味で、保護される商品名を生保、損保ともにきちっと挙げていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○福田政府委員 お答え申し上げます。御指摘のように、二〇〇一年までは、他方で預金者保護が全額保護されるという手厚い措置になっておりますので、保険におきましては二〇〇%保護する商品を設定することといたしております。

御指摘に対してお答えいたしますと、二〇〇一年三月末までに保険会社が破綻した場合でございますが、次のような経過措置で手厚く保護することとなっております。

まず、保険商品につきましては、大きく分けますと、第一番目のカテゴリーは、死亡したときにお支払いする目的の死亡保険の商品でございます。保険本来の目的でございます。そのような偶発的な事故発生に対する保障性を確保するという観点から、経過期間中に支払い事由が生じた場合につきましても、生命保険の場合には、個人保険、団体保険、これはいずれも死亡したときにお支払いする商品でございます。それから、損害保険につきましても全種類、これは足の短い損保の商品の性格上、全種類、これにつきましては契約時の保険金額を一〇〇%支払うということといたしております。

それから、二番目の商品のカテゴリーといたしまして、預金等とのバランスに配慮しまして、いわゆる生存型の商品、将来にわたる生活の保障というところに着目いたしまして、また、かつ、高齢化社会に向けての公的年金を補充する、あるいは勤労者の財産形成を促すというような政策目的を達成するという観点に立ちまして、生命保険の場合には個人年金保険及び財形保険につきましても、ま

た損害保険にも同様な商品がございまして、年金払いの積立傷害保険及び財形傷害保険につきまして、これにつきましては責任準備金の全額を補償することといたしております。

以上でございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。今まさに、責任準備金の範囲内ということでありまして、まさに日産生命が破綻したとき、責任準備金の部分は補償されまして、予定利率が大幅に引き下げられることによって現実的には平均的に言えば六割ぐらいの補償しかできないという状況になった経緯がございまして、これは今の金利動向等を考えるとやむを得ないという感じがありますが、この予定利率が引き下がるというところを前提にした考え方ということについては大蔵省としての基本的な考え方についてお伺いしたい。どのようにお考えになっておられるか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。大変難しい御質問でございますが、保険の契約者保護の場合には、まずもって保険契約をそこで切らずに継続するということが最も契約者保護に資するわけでございますので、年金型のものにつきましても、これにつきましては、これも今回御提案申し上げております支払い保証機構が引受機関があらわれない場合でも必ず継続するというようにさせていただきますわけでございます。

ただし、引き受ける側の支払い保証機構も、これは破綻していない保険会社の負担金によって運営されているわけでございますので、やはり引き続きいた契約そのものに大幅な逆さやというのがございまして、そのまま継続しかねる場合もございまして、そういうことで、あくまでもその破綻時の金利水準、あるいはもろもろの商品、その引き継ぐべき商品の性格によりまして、場合によりましては、そのときの条件、環境によりまして契約条件の変更もあり得るということでございます。

ただ、これはあり得るということでございます。通常、もしそのような逆さやが大幅でなければ、契約条件の変更は必ずしも行われない場合

もあろうかと存じます。日産生命の場合は、もう御案内のとおり、バブル期に大変高利回りのものを売ってしまわれましたので、やむを得ずかなりの引き下げになったということでございます。

○上田(清)委員 現在の状況でもし破綻した場合、積み立ての部分はいいとしても、この予定利率が引き下がっていくという形になったときに、一般的には、個々の保険会社の財務内容等も見なくちゃいけません、例えばどのくらいのイメージですか。八割ぐらゐ確保できるのではなからうかと、そういうのはありますか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

これも大変難しゅうございますが、破綻した保険会社がどの様な商品をとどのくらい持っていたかということでございますし、そして、今また高利回りの商品は毎年毎年契約が終了してはげ落ちていっているわけでもございます。他方で、金利環境等が保険業界にとっては最も厳しい状況にございますが、今後その辺が好転する可能性もございまして、やはりどのくらいかということにつきまして現時点で見通しを申し上げるのはなかなか難しいかと存じます。

○上田(清)委員 やむを得ない答弁だと思えます。

そこで、一番大事なものは、やはり情報開示だという形になってくると思えますね。消費者にとつてどの保険がいいのか、あるいはどの企業がいいのか、そういうものをきちつと把握する中身がありません。いわば早期是正のための一つの目安になっております。ソルベンシーマージン比率においても、これは開示されるわけでもございませんとし、今回、法案の中で、いろいろ店頭で經理の内容を縦覧されるようにしなければならぬとかというのがございしますが、例えば、約款上に見られるようなああいうものが店頭に置かれていても、果たして利用者はそれをもってこの企業は非常に安定的な經理内容であるとかそういうことが本当に把握できるのだろうかという疑問がござい

このマニュアルというのはどんなふうなイメージなのでしようか、經理について縦覧に供しなればならないというの。そういうのがきちつと本当にできるのだろうかというのが私は非常に疑問があります。せめてこのソルベンシーマージン比率だけでも対外的にオープンになるというものであれば相当わかるかと思いますが、今の改革関連法案の中で出てきている部分で、例えば、保険会社は、業務及び財産の状況に関する説明書類を本店及び支店等に備え置き、公衆の縦覧に供しな

ければならないこととする、こういう文言だけでイメージがなかなか出てこない。もう少し利用者に情報開示ができる仕組みというものをきちつとできないのだろうかというのが率直な疑問でありますので、この点についてお答えください。

○福田政府委員 お答えいたします。

今般御提案申し上げている法案におきまして、ディスクロージャーについても、今までの訓示規定から義務規定に移行することになっております。そして、具体的な開示項目については今後省令で確定することになるわけでございますが、現時点で考えておりますのは、当然のことながら財務諸表あるいは不良債権の状況、有価証券の時価情報等に加えまして、やはり関心の高まっておりますソルベンシーマージン比率につきましても開示項目にさせていただきますつもりでございます。

なお、余談でございますが、保険業界におきまして、今これまでも自主的にディスクロージャーの拡充を図ってきておりますが、現在、この九年度決算からソルベンシーマージン比率についても自主的に開示する方針を決めたというふうに聞いております。

以上でございます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○上田(清)委員 それは大変結構なことだというふうに思います。それでは最後に、大蔵大臣、生保関係、損保関係、それぞれ基金がございまして、損保で五百億、生保で六千九百億、これではちよつと不安だとい

うようなことで、業界の方から、政府もきちつとこの中に出資をしていただいた方がいいのじゃないかというふうな要請がありますが、この点については政府として、特に大蔵省としてはどのよう

にお考えになるのか。私はいかなるものかかと思っておりますが、大臣はどんなふうな御理解されておられるのか。最後でございますので、事務的にどうしてもお答えしたいということであれば、

○福田政府委員 お答えいたします。

今御指摘の点も法案提出までいろいろ議論があつたところでございます。しかし、本質的にこの破綻保険会社の処理に要する費用は、保険契約者保護機構が会員である保険会社から負担金を徴収して充てるといことが基本でございますので、機構に対する政府出資は考えておらないところでございます。

○上田(清)委員 ありがとうございます。質問を終わります。

○村上委員長 次に、北橋健治君。

さきに、金融システム改革四法案の審議に入るに当たりにして、野党側といたしましては、ことしの年初以来、大蔵省の不祥事に内外が大きく揺れてまいりました。これに対する内部調査をきちんとしていただいて、これに伴う処分というものをけじめをつけていただく、それがこのたびの提案されました法案審査に入る条件だと申し上げてきたわけでございます。既に衆議院本会議においても質問がされました。そしてまた、当委員会におきまして、同僚委員より、この不祥事につきましても、けじめにつきましても、基本的には甘過ぎるのではないかとこの観点からなる質疑があつたわけでございます。重複するところがあるかもしれませんが、私、この法案審査に当たりまして、けじめというものを強く求めた一人といたしまして、まず冒頭にお伺いをさせていただきますかと思ひます。

まず、大蔵大臣、今回の処分をもって一連の大蔵不祥事にまつわる案件は決着がついた、そのよ

うにお考えでしょうか。

○松永国務大臣 委員もよく御承知のとおり、一月の下旬以降、金融関連部局に在職した者について、過去五年にきかのばって、金融機関等との間で好ましくない関係を持った者がいるかどうか、どの程度いるのか、どういった過剰接待を受けたのか、こういうことを中心にして内部調査を進めてきたわけであります。

その結果、それぞれの職員の行為の実態を勘案いたしまして、既に発表いたしましたような国家公務員法上の懲戒処分あるいは内部規律に基づく処分等々を実施したところであります。その詳細は、四月三十日付で大蔵委員会に提出申し上げたのとおりでございます。大蔵省職員の中で、金融機関等との間の好ましくない関係、あるいはまた公務員としての信頼性を損なうような関係があつたかどうかという点についての大蔵省としての内部調査は、数カ月かけて、御提出申し上げたような結果になったということでございます。

世間の中では、ほかの部局の者もという話もございまして、その点については、具体的に重大な疑惑が指摘された場合には、これは任命権者としてその真相を解明して適正な措置をとることは当然のことだ、こう思っております。

○北橋委員 既に民主党としましては、ほかの部局についても、ぜひこの際大蔵省に対する信頼を確かなものにしていくためにもやっていたいただきたいという要求をしております。

さて、この処分につきまして同僚委員から指摘させていただいておりますが、今回辞表を出して受理された方について、国民の受けとめるところは、高額の退職金を受け取るというのはいかかなものか、この受け取りを辞退するぐらゐの勧告をすべきではないか、そういう声ややはり国民の間には強いと思ひます。この点についてはどうお考えでしょうか。

○松永国務大臣 杉井前審議官、長野前証券局長については、その会食等の実態が非常に過度にわたつておるといふこと、それからまた地位も比較



官房にいらつしやる方の一つの大きな仕事として、先輩の次の再就職先をお世話するということが大きな仕事だ、こう聞いておつたわけでございすが、今のお話では必ずしもそうでないようございします。

要するに、やはりMOF担というのは金融業界は持つていて、今回の事件を契機としてもやめるといふふうに民間の方も変わつてきているわけですが、何でMOF担があるかといへば、やはり情報もある、いろいろなことを、監督者でありますし、検査なんかのことも、手を加えてほしいという思いがあったかもしませんが、要するに強い監督権限を持つていられるから民間企業は受け入れていけるのではないのでしょうか。

そういう意味におきましては、民間企業もMOF担というのは廃止していくということをもみな各社言つてきているわけでありまして、これを機会に大蔵省も再出発を期すのであれば、検討委員会や官房長官のもとで議論されていることは知つておられますけれども、その後も自粛をするという形ならば、官房長が決断すればできるわけございまして、今後、金融業界に天下り、再就職はしない、それぐらいのことをおつしやつていただかないと、変わつた、これで再出発だということにならないと思つております。その点についての毅然たる姿勢を示していただけませんか、大臣。

○松永国務大臣 世の中大いに変わつてまいりまして、来月以降になりますという、金融機関等に対する監督権は大蔵省にはない形になってまいります。そういう意味では、六月以降は大蔵省というものは、民間金融機関に対する、少なくとも監督権はない役所になるわけでありまして、

しかし、同時にまた、そうであっても、大蔵省の職員として非常に有能だった、人柄もいい、あの人が退職するのだ、ならば、あの人の能力を生かしてもらつて自分の会社で働いてもらいたい、そういう要望があつた場合にまで拒否しなければならぬのかという問題になってまいりますと

いうと、それまで拒否するということは私は言うことはできません。少なくとも、監督権限がある、そういう役所のOBだとかそういうことでは、半ば強制的な形で民間会社に行くことだけは、これはいいことではないことだけは、はっきり申し上げておきたいと思つています。

○北橋委員 いずれにしても、官房長官のもとで研究されるということなんでしょうけれども、やはり定年までしっかりと官庁で働いていただくということが基本であるべきだと思つています。

ここで、再就職について、大蔵省として他の省庁に先駆けて、今回の接待不祥事を契機に踏み込んだ方針が出ることを期待しておりますだけに大変残念でありますけれども、この点については、やはり民間もMOF担をやめる、そして金融ビッグバンが始まつていく、そして護送船団方式というものを抜本的に改めていくんだと。外資系の企業はどんどん入つてくるわけでありまして、海外からの注文も多くなる。そういう中において、やはり監督官庁から金融機関に対して天下りしていくことは私は正常な姿ではないと思つておりますので、今後とも引き続き政府の動向を見守つてまいりたい、こう思つております。

最後に、大蔵大臣、就任早々のこの大蔵委員会におきまして、同僚の日野委員の質問に対しまして、今後新たな不祥事が出た場合には自分としても身の処し方を考えるという御発言がありました。今日までは、この不祥事問題を決着つけるために内部調査の徹底という、その監督という仕事があつたと思つても、一段落した時点におきまして、やはり行政の最高長である方が道義的、政治的な責任をとるといふことは、私はこれは必要ではないかと思つております。現に大蔵大臣も就任早々ここでおつしやつたものでありますから、御所見を承つておきたいと思つています。

○松永国務大臣 私が就任した以降、新たな不祥事に該当するような行為をした人は、私はいないものと思つております。

私は、前三塚大臣の後を受けて、既に開始されておつた内部調査、それを徹底してやつた上で、責任のある者について厳正な処分をして大蔵省の再出発を図る、そのことのために努力するというのが私の責任だと思つております。こう申し上げたつもりであります。私は私なりにその責任を果たしてきたというふうに思つております。

同時にまた、今御審議を願つておるこの法案にしろ、さらにはまた、経済、景気情勢が厳しい状況でありますので、それに対処するためのいろいろな法律とか予算案とかがいずれ出てくるだろうと思つておりますが、今大蔵省に課せられておる使命は極めて大きなものがある、こう思うのであります。そうした使命を果たすために全身全霊をささげて働いていくことが私の責務を果たすゆゑだ、こう私は思つております。

○北橋委員 この責任感という言葉は、人によつて、党によつて物差しが大分違つてございまして、百名を超える処分者が出た、そして世論の一般的な受けとめとしては、甘過ぎるのではないかと、この声がいまだにある。そういう中でありまして、大蔵省が過去の不祥事と決別をして新しい体制で再出発をするというときに当たりましては、大きな山を越えた時点におきまして、行政の長がきちんとけじめをつけるということがやはり私は一番最善ではないかと思つております。これに対しては、大臣の見解とは意見が違つてございまして、大変残念であります。

さて、今回の金融システム改革四法案につきまして、以下質問をさせていただきます。保険審議会でも、この問題について触れております。保険審議会でも、この法案の立案に当たりまして、それぞれ大蔵省の審議会におきましては、消費者の保護というものが大事だ、契約者、消費者、投資者の保護が大事だという基本姿勢があるということ、私も認めるにやぶさかではありません。

それで、金融制度調査会によりまして、既にいろいろと、「幅広い金融サービスに対して整合的な規制を行う新しい法的な枠組みを検討すべきで

思いますが、例えば、金融破綻が起こつたとき、あるいはこれまでよく訴訟になっております元本割れの商品、こういった問題を考えると消費者保護を充実する必要がある、金融サービス法を急げという趣旨があります。新聞によりまして、複雑な取引に免疫はない、不祥事対応もおくれているけれども消費者保護の整備を急ぐべきだ、ビッグバンで金融商品がふれ出る、金融サービス法を急げ、あるいは、プロカーリクスを抑制せよ、そういった趣旨の論評というものが一斉に出ているわけでありまして。

私も、今回の法案を見るに当たりまして、その内容におきましては一部評価できる面もあるわけございしますが、やはり基本的に、ビッグバンが進んでいく、そして世界じゅうが注目する千二百兆円の個人資産というものがあつていまして、どどんと外資系の企業も進出してきていまして、市場のウインブルドン化という言葉が本当に日本でも起こるかもしれない。そういう状況の中にあつまして競争が激しくなつてくる。そうすると、残念なことに金融機関で破綻というものが場合によつては出る可能性もあるし、あるいは、競争が激しくなることによつてノルマを課せられた営業職員がどどんとお年寄りを中心にいろいろなところに売りに行く。そうすると、いろいろな消費者問題、トラブルというものが派生する可能性は確かに大きくなる、こう思つております。

そういう意味で、政府の姿勢としては、去年の六月でしたが、金融制度調査会におきましてもこの問題について触れております。保険審議会でも、この法案の立案に当たりまして、それぞれ大蔵省の審議会におきましては、消費者の保護というものが大事だ、契約者、消費者、投資者の保護が大事だという基本姿勢があるということ、私も認めるにやぶさかではありません。

それで、金融制度調査会によりまして、既にいろいろと、「幅広い金融サービスに対して整合的な規制を行う新しい法的な枠組みを検討すべきで

思いますが、例えば、金融破綻が起こつたとき、あるいはこれまでよく訴訟になっております元本割れの商品、こういった問題を考えると消費者保護を充実する必要がある、金融サービス法を急げという趣旨があります。新聞によりまして、複雑な取引に免疫はない、不祥事対応もおくれているけれども消費者保護の整備を急ぐべきだ、ビッグバンで金融商品がふれ出る、金融サービス法を急げ、あるいは、プロカーリクスを抑制せよ、そういった趣旨の論評というものが一斉に出ているわけでありまして。

あるという基本的な方向性については、概ね意見の一致が見られた。こう書いてありまして、今後、先進各国の例も参考にしながら幅広く検討を進めていく必要がある、そして参考資料として、英米の消費者保護のルールについてもいろいろと記述がございます。

つまり、政府・与党内におきましても、この金融システム改革法案と並んで、またこういった消費者保護のルール化が大事だという認識をお持ちではないかと思うのです。そういった問題につきましては、まず基本姿勢として、こういった法制化については、いわゆる金融サービスマ法的な消費者の保護を明確な立法趣旨とするような作業につきまして、はとまで進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○松永國務大臣 一般論について私から申し上げて、さらに細かい点は事務方から必要に応じて答弁をさせることにいたします。

委員御指摘のように、この金融ビッグバン法が成立をして、そして例えば銀行におけるいろいろな商品を窓口で販売できる、こうなるとまいりますと、消費者の側は、今まで銀行で購入しておいた金融商品は、定期預金であったり、すなわち元本保証のものを実は取得しておいたわけでありまして、今度、投資信託の商品などを定期預金と同じような気持ちで銀行で消費者が購入すれば、時によってはえらいトラブルが起ころぬとも限りません。そのために、元本保証のないそういった商品については元本保証のある商品とは違うんだということをしっかりと認識させた上で取引しなければならぬことになってくるわけでありま

す。その場合に、証書にはそういうことは書いてあるでしようけれども、一般の消費者はそれを知らないまま買うこともあり得るでしよう。そこで、そういう場合には、消費者が元本の保証のある商品だなどというふうに誤認することがないようなそういう措置をきちとやっただ上で、あるいは説明を十分した上での販売でなければならぬ、こう

いうふうに思うわけですが、そういったこと等を含めて消費者の保護というのは極めて大事なことだということに思っております。

そういう観点から、まず第一には、ディスクロージャーの充実、公正取引ルールの整備、拡充、あるいはまた金融機関等の行為規制の拡充、そしてさらに、先ほど議論のなされておりました投資者保護基金という仕組み、あるいは保険契約者保護機構といったものの創設等々をやって消費者の保護に努めていくわけでありまして、今委員の御指摘は、包括した消費者保護のための法律、すなわち金融サービスマ法を制定すべしという御意見でございます。

趣旨としては私も理解できないわけではありませんが、包括的な消費者保護法ということになってくるわけでありまして、基礎的かつ理論的な検討を行って対応していくというのが現在のところ答弁できることとあります。このことは先ほど上田議員にもお答え申し上げたとおりでございます。

○北橋委員 この提案されております金融システム改革法案と一緒に国会に提出されるべきではないでしょうか。その点が、やはり今回の政府提案の中身について各方面から、消費者保護、ビッグバンの中で日本人は金融に対する知識も十分でない方も多いわけでありまして、こういったものを一緒に出さなければ非常に問題点が出てくるのではないかと思います。

そこで、お伺いしますが、今回デリバティブを解禁されますけれども、その場合に、これまでワラントをめぐりましてかなりの訴訟が起こっております。やはり売る側が、営業マンがこの商品は場合によっては非常にハイリスクであるということに、注意義務を怠っているという場合には消費者の方が勝っているのですけれども、デリバティブだけじゃありませんね。今度は投資信託というものがかなり市場に出回るといふ思い切った改革措置があるわけですか。

確かに欧米を見ると、投資信託等のシェアが個人の金融資産でも非常に大きいわけでありまして、そうなりますと、投資信託におきましてもこれまでいろいろと訴訟というのがあったのじやないでしょうか。つまり、変額保険でありますとか投資信託であるとかワラントであるとか、そういったものについて非常に訴訟というものが多数日本では行われてきていて、これもいろいろと調べてみると、裁判に持っていくのは消費者にとりて、財政負担もそうでありまして、精神的な負担も大変に重いということで泣き寝入りしている人がほとんどで、意志の強い人が、そして大変大きな被害を受けた場合に意を決して訴訟に持ち込んでいくのが実例でありまして、既に今までの金融商品の中でもそういうトラブルはしばしばある。

今後は、どこの金融機関が破綻するのだろうかとかマスコミ、雑誌でいろいろと言われている御時世でございますから、競争は相対的に激しくなってくる。そして今回、政府提案の法案によれば、デリバティブであるとか投信だとか、新しい金融商品を大々的に市場に送り込もうとしているわけですね。それは、供給側の理屈としてはわかっているけれども、消費者側という視点が極めて欠如しているのではないかと。過去の訴訟の実態をよく押さえているのですか。

○山本(兎)政府委員 今回の金融システム四法につきましては、北橋委員の御指摘は、消費者に対する保護が不十分ではないか、こういうお話でございます。

今回の法案におきましては、多様な金融商品やサービスが提供されるようになる中で、投資家等の利用者の保護上問題が生じることのないよう、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘をすべしといういわゆる顧客の適合性の原則や、取引概要を記載した書面の事前交付義務等が有価証券店頭デリバティブ取引等の新たな取引にも適用されるようにするための整備であるとか、あるいは銀行や保険会社等による商品の性質に関する

顧客への説明義務の導入、あるいは証券会社、銀行、保険会社等の業務及び財産の状況を記載した書面の公衆閲覧の義務づけ、あるいは投資者保護基金、保険契約者保護機構制度の創設等、破綻処理制度の整備など、利用者保護のための各般の措置を講じているところでございます。

また、こういった包括的なものというお話でございますが、私どもとしては、今回、できる限りそういった消費者保護のための条項というものを盛り込んだつもりでございますが、今後いろいろと金融システム改革というものが進展をしていくことに伴いまして、またいろいろ御指摘のような観点も十分に勘案をいたしまして、中期的な視点に立ってこの例えば金融サービスマ法等について検討していきたいということも、先ほど大臣も答弁をされたところでございます。

こういう時代に入ると、確かに、確かに、おっしゃられますように、いろいろな紛争、今までも先ほど北橋委員御指摘のようなワラント等の訴訟の問題等いろいろあったわけでございますが、今後ともいろいろとそういったことはあるいはふえていく可能性なきにしもあらずでございます。そういった点につきましても、先ほど末松議員に御答弁をしたところでございますけれども、例えば証券取引の分野では、こういったいわば民事紛争をあっせんをする証券業協会のあっせん制度というものを充実をしようという措置も盛り込んでいくところでございます。

○北橋委員 この法案の施行はおおむね年末なんです。保険の算定の問題については、外国との約束事待って七月一日だということなんです。それだっただけ保険の算定の、やはり一緒に成立させるべきではないですか。金融制度調査会が具体的に指摘をして、包括的な金融サービスマ法をつくるべきだ、消費者保護はやはり大事なんだという指摘まであるわけでありまして、なぜこれを先行させるのですか。なぜ一緒に出さないのでですか。アメリカやイギリスの事例を調べられたのですか。そ

して、過去の訴訟がどういふふうにして行われてきているか。

今回は銀行の窓口販売というものが一つの大きな特徴になっています。証券会社とか信託銀行とかそういうことになりまして余り普通の庶民は行かないかもしれないが、いつも行きなれて銀行の窓口でいろいろの商品が売られるわけです。それは訴訟というのはいふまでもないといふお話だけれども、間違ひなくこれはいろいろトラブルが起きるのじやないでしょうか。日産生命のときもそうでありましたけれども、銀行の方からそういった資金を提供して、そして一時払い養老保険であるとかそういったものにたくさん勧誘していただけたら、銀行が提案するような形で商品というものはトラブルは結構起こっているわけですね。

少なくともこの法案作業が頭から否定はされていないと思うのだけれども、欧米のビッグバンが進んでいる国の実態もあわせて、そして日弁連等の訴訟に携わってきた人たちの言い分もよく聞いた上で、この法案が成立して施行するまでに、この国会にぜひとも出していただきたい。その約束がなければ、消費者保護というものを軽視したまま、供給側の立場だけでこの法案を成立させるわけにはいかない。大臣の答弁を求めます。

○松永國務大臣 先ほど私は申し上げたのです。一番問題になり得るところはどこかというところ、銀行における有価証券の販売、これが相当注意しないと問題になり得るところがあるな、私はそれほど研究はしなかつたけれども、そう直感的に感じたのです。

何となれば、銀行というのは、預金者から見れば元本保証で間違ひないという信頼感を持っておる。大体今まではそう間違ひはなかつた。こう言えれば証券業界に対する失礼な言ひ方になるかもしれないけれども、銀行はかたい、証券は株屋だ、こつちはかたくなくないというのが大体の国民の認識だろうと思つた。ところが、最近では、かたい

銀行も少しかたくなつてきたかもしれないけれども、そういうことでありますから、銀行の窓口で有価証券の販売がほとんど行われるということになりまして、よほど注意しなければ被害を受ける人が出てくるおそれがある。もつとも、有価証券には細かい字でいろいろなことが書いてあるはずなのです。しかし、消費者は必ずしもそれは読まないかもしませんし、それからまた、窓口の人が言葉巧みに、これも元本保証と同じようなものですよといふふうに言わぬと、限りません。そこが問題だと思つております。

そこで、有価証券の販売に係る問題につきましましては、証券取引法上の誠実公正義務に基づく販売ルール、こういふものがきちつと守られていなければなりませんし、また、顧客に対する預金との誤認防止ルール、こういふものがきちつと行われる、そういう手だてを講じた上で証券投資信託等の窓口販売を導入する、こういうこととしておりますので、私は、必ずしも委員御指摘の包括的な法律をつくらなければ窓口販売は認めないといふことにはならぬだろう、誤認防止ルール等がきちつと適用されていけば、まずは消費者の保護は果たされるというふうと思つております。

消費者保護のための一般的なルールづくりというの、先ほど上田議員の質問に対してお答えしたとおり、理論面その他、もう少し詳細に検討した上で中期的な課題として対処していきたい、こう考へておるところでございます。

○北橋委員 大臣の話をお聞いておまして、もう夜なべする気持ちもなくなりましたね。そこまですておつき合ひする必要もないのではないかと。

きょうは時間が限られておりますから、私ども一人四時間要求しておりますので、またチャンスがあると思ひますが、これまで金融商品をめぐるどういふ訴訟があつたか、それを全部、それまでに調べておいてください。そして、今回の法案が成立した場合にそれは解決される、心配ないといふのだったら、それははっきりさせてもらいた

い。まずは、具体的な現場でのトラブルというものがどの程度あるか、それも恐らく氷山の一角だと思ひますけれども、そこから議論を始めましょう。私は、この法案が施行されるまでの間に金融サービス、消費者保護の法制化は絶対に不可欠だ、こういう立場でございますので、改めて来週でも、昼間の審議のときにやらせていただきたい。それまでによく調べておいていただきたい。それは法務省の所管だとかおっしゃらないで、よく調べておいていただきたいと要望しておきます。

今回、大きな制度改正の中で、生保の問題がございます。日産生命の破綻は、これは国民全体にとりましては大変ショックなことでありました。生保は銀行の預金と違ひまして一生の問題でございます。途中で解約などになりますと、保険料が上がつたり、いろいろと不利益というものが出てまいります。そういう意味では、日産生命の破綻というときに、しかも途中で解除をするときのペナルティーがついておきますだけに、大臣はあのとき、契約者は守ると一たん大見えを切つて、その後泣きを見ていたのですから、余計に私は、日本の生保に対する国民の信頼が動揺したという意味においては重大事件だつた、こう思つております。

そういう意味では、国民ひとしく皆生命保険に入つていられると思ひますから、国民にとつての社会保障的な見地からも、この制度を、もしも不幸にして破綻するような場合に万全の措置をとるといふために政府がいろいろな対策を講ずることは当然でありまして、去年、日産生命が破綻してから今日まで、その制度が空白のまま来ています。幸いにも、その後には生保というものが破綻するものがなかつたからよかつたものの、そういう意味では最近、生保の契約が物すごく激減しているといふのだけれども、それはそれで、心配です。銀行の場合にはすぐに手を打つたわけであり

ます。そういう意味では遅きに失したわけけれども、保険契約者を保護するための制度化に踏み込

んできたこと自体は私は評価をさせていただきます、こう思つております。

ところが、具体的にどこまで守られるのか。そして、逆さやのために、超低金利が数年間続いておりますから、業界全体だけでも十八兆円だとかいろいろな説がありますけれども、これは株価の下落とあわさつて深刻な経営環境の中にあるわけですから。そういう意味では、今後の部分で政府保護機構の運営に当たっては、かなりの部分が政省令にゆだねられておりますので、以下六点につきまして政府の対応をお伺ひしておきたいと思ひます。

まず、負担金率の引き下げでございますけれども、これは法案の二百六十五条の三十四、六項によりまして、保険会社の経営の健全性が維持されなくなるときは負担金率を一時的に引き上げることができるといふ、そういう条項でございます。

では、この保険会社の経営の健全性が維持されなくなるときのというのはどういふ状況を言うのでしょうか。保険会社の健全性にはさまざまな指標があると思ひますけれども、あらかじめここで特定することは困難かもしれませんが、具体的な基準を今後どのように設定するのか、お考えがあれば聞かせていただきたいと思ひます。

○福田政府委員 お答え申し上げます。ただいま御指摘の規定は、支払い保証機構が負担金によって運営されるわけでございますが、負担金の納付の結果、会員である保険会社、健全な保険会社の経営が維持されなくなる場合には一時的に負担率を引き下げることができるといふ条項でございます。

これは、いわゆる共倒れを防ぐといふような趣旨でございます。御指摘の、どのような事態かといふことになりまして、それはやはり個々の状況に応じて判断されるものと考へております。例えば、今後どうなるかはわかりませんが、例え、業界全体について経営環境が著しく悪化したしまして、まさに負担金の納付自体に耐えられないような状況になるといふようなことが考えら



れるわけですが、いずれにしましても、この点につきましては、今後、第一義的には機構においてそのような種々の状況を勘案して、その時点で検討すべきものでございますので、現段階で具体的な基準のようなものを想定することは困難でございます。

○北橋委員 機構といつても、大蔵省が全く関知しないところで運営されるわけはないわけでしょう。この法案が通つてから、政令なり省令なり、機構でとなるのだけでも、やはりそういうふうな裁量の範囲といいますが、重要なことをこの国会の場で、成立する段階において明言できないというのは、これは極めて問題だと思つて、そういう従来発想をやめて、やはりきちんとして法律で、論議するときにやりましょう。ですから、この問題については、保険契約者に対する配当金が減少する場合とか、そういう場合は確かにひどいから該当するとか、具体的に言つてくださいよ。

○福田政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、支払い保証機構自体は保険会社相互間で保険契約者のために設ける機構でございます。基本的に、契約者保護機構の運営等については、限り機構の自主性を尊重して運営することになっておりまして、今御指摘の負担金率につきましては、具体的には、条文にございませうに、一定の算式に基づいて支払い保証機構が総会の議決を経て定めることになっております。そして、先ほどの条項の適用につきましては、やはりその時点でその機構の判断が第一にあるというふうに御理解いただきたいと思います。

○北橋委員 それでは、二番目に、年間負担額の水準につきまして、これも総会の議決を経て機構が定めるということになっていくのですが、保険審議会の資料には具体的に数字がありますが、平成十二年度までは四百六十億円、十三年度以降は四百億円。具体的に法令にはこの年間負担額というものは規定されておりませぬけれども、どの程度の水準を目安とすればよろしいか。先ほど申し

上げた保険審議会の資料というものが目安と考えてよいか。そしてその場合に、もし不幸にして保険会社が破綻した場合に十分対応可能な水準と言えるかどうか。こういった点についての認識をお尋ねします。

○福田政府委員 お答えいたします。どれくらい金額が必要かということにつきましては、今後発生し得る保険会社の破綻を予測することは困難でございますが、あくまで本法案提出時の制度創設に当たつての考え方を申し上げます。まず、十年間という期間を念頭に置きまして、複数の破綻が起きた場合にも対応できるようにということから、御指摘のように、生命保険の場合には四千億円程度、損害保険の場合には五百億円程度を用意することを考えているわけでございます。

年間の負担額につきましては、この今申し上げた必要額を念頭に置きまして、保険審議会の資料にも記載されておりますように、生命保険の場合には、その四千億円程度を十年で除した、年間には四百億円程度、損害保険の場合には、五百億円を十年で除した五十億円程度が一つの目安となるのではないかと考えております。

○北橋委員 その場合、今の御説明では、将来の破綻した場合の想定は難しいというのとは、この程度の負担金の水準ではやっていると、つまり、この負担金の水準の引き上げを余儀なくされるような場合、これは負担する側の生保もまた大変だと思つておられるけれども、その場合の健全性の維持ということ、皆さんどう考えておられるのでしょうか。

○福田政府委員 お答え申し上げます。まず、支払い保証機構自体は破綻した保険会社の契約者の保護の万全に当たらない限りならず、その負担を必ずお支払いするということになりますので、その時点で、積立金が仮に不足していた、あるいは十分に積み上がったいなかった場合には機構が借入金で対応するということにな

ります。

ただ、その借入金も無制限にできませんので、先ほど申し上げたような規模を想定しているわけ、それを越えるような、先ほどの御指摘のそれ以上負担金を納付する場合、健全な保険会社の方が維持できなくなるような場合には、先ほどのような負担金率の一次的な軽減ということも考えられるわけでございますし、さらに、破綻の規模が予想外に大きくなりまして、保険会社の負担能力あるいは機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化してしまつたという場合には、制度の見直しなどの必要な措置を検討され、適切な措置が講じられることになるわけでございます。

この見直し規定については、御提出申し上げている法案の中に、大蔵大臣への協議規定として、三十一一条の二というのと、それから全体の検討条項として、金融システム改革法の附則の百九十一条、二カ所その制度自体の見直し条項も含まれているわけでございます。

○北橋委員 今見直しというお話をされておられるわけですが、確かに法案にはそういう条項が含まれました。

銀行預金の場合には、三十兆円というものが預金者保護のためという名目で既に手当てが済んでいるわけですが、そうなるを、このように生保関係会社が機構に積み立てをしていく場合に、どうにもならないような状況になつた場合には、具体的にどういふ措置を講ずるので、見直すとおっしゃつておられるけれども、例えば、預金保険機構に対してとつたような措置を考えておられるのですか。

○福田政府委員 その時点でどのような措置をとるかというお尋ねにつきましては、現時点で特定することはできないわけでございますが、例えば、補償限度や補償対象となつていく契約の範囲を見直すとか、あるいは公的支援、それから一時的に保険金の支払いの留保等々、制度自体の見直しという言葉の中には、この制度を維持するためのあらゆる措置が検討の対象となると考えてお

ます。

○北橋委員 もう一点聞いておきますけれども、借り入れることができるという条項があるわけですが、機構の借入金には政令で限度を設定するということになっております。ここでもやはり政令というのが出てくるのです。限度を設定することは私どもも理解はできませんけれども、その水準とか限度の設定方法が不明確でありまして、そういった意味ではこの点をどう考えておられるか。この法案が通らないと明らかにできないのでしょうか。

○福田政府委員 政令についてのお尋ねでございますが、先ほど、十年間で生命保険の場合約四千億円程度を用意するというようなシミュレーションといいますが、借入金の限度額についても、今後、政令の段階で詳細を検討させていただきますが、やはり年間負担額の十倍程度というものが一つの目安ではないかと、先ほど申し上げてお

○北橋委員 あともう一点、現行の保険契約者保護基金というのがありますが、それについての負担の扱いが今後どうなるのかであります。

今回の法案によると、保護基金の資産及び負債は機構が承継できるということなんですけれども、機構がその負債を承継した場合に、その負担はだれがどのように負担をするということにするのか、具体的に決めておられるのでしょうか。

○福田政府委員 御指摘の点につきましては、金融システム改革法の附則の第四百四十条の規定によりまして、現行の契約者保護基金の資産及び負債につきまして、基金側からの申し出、そして支払い保証機構の総会における承認、そして大蔵大臣の認可がありまして、その時点で機構が基金の資産及び負債を承継することができることになっておりまして、その際には、機構におきます他の整理と区分して整理することといたしております。その機構が承継いたします基金の資産、負債の中には、当然基金に加入してました保険会社に對する負担金の請求権が含まれるというふうに考

えておりますが、仮に基金に加入していなかった保険会社がどうかということになりますと、そのような会社が負担することまでは想定しておられないわけでございます。

○北橋委員 これから外国資本の生保関係が相当入ってくると思えます。去年話題になりましたのは、日本の生命保険会社と外国のGEキャピタルとが合弁子会社方式で設立した。これについてはいろいろの見方があると思いますが、要するに、予定利率その他で比較的良好なお客さんについては、非常に運用が難しいようなお客様については、結局この支払い保証機構で助けてもらうのじゃないか。そうすると、物すごく強い新しい外資系生保が誕生する、そしてそのツケは周りの生保会社がみんな負担するということになってしまつては、これはまた重大な問題になるわけですね。

今後、こういった形で外資系の生保会社の参入がいつばい見られるわけですが、そういった意味では、この基金のときに、日産生命破綻に伴つてみんなが借金して苦勞しながらこれを抱えているわけでありまして、それは知らぬよ、その債務はおれたちは知らないよとなつたら、これはやはりみんな支え合つている生保の契約者を守るためにやつた措置なのでありますから、私は、そういった意味でも新規参入者についても当然負担はすべきである、こう思うのですけれども、そうなるのでしょうか。

○福田政府委員 お答えいたします。本法案におきます支払い保証機構が発足いたしました際には、これは全保険会社強制加入というふうになるわけでございます。それから、GEキャピタル、東邦生命の例示を今御指摘ございましたが、こういうように新しい保険会社を設立するいろいろな形態が今後もあり得ると考えております。私どももいたしましては、そのような新会社の設立等に際しては、免許、認可等の申請が出された場合に、法令等で明

示されている基準に従つて審査していくわけでございますが、そもそも、既存の契約者が一方的に不利益となる形での提携は、そのような契約者を抱える保険会社自身が選択することは想定しにくいところでございますし、私どももいたしまして、審査等を行う場合には既契約者の保護が図られるように、今後とも十分に対応してまいりたいと思

○北橋委員 先ほど日弁連の提言を申し上げたのですが、その中に生保について指摘がありま

しかし、現実には現在の生保の経営体力を見ていくと、どの数字を見ても大変に厳しい状況なんですね。そしてそれは、基本的には超低金利が続いているということだと思つております。だから、そういった予定利率ととの逆さやというものがど

その場合に、私はここで、時間が参りましたので、大臣にも最後に聞いておきたいのですけれども、確かに、生保というのは金融機関なのかどうか、決済機能は持っている、そういう議論はあるかもしませんが、しかし、これは国民の社会保障という見地から見て非常に重要なシステムでありまして、もしここが日産生命のときのように

守られない、不安だとなつたときに、日本国民全体がこうむる損失ははかり知れないと思つて

政府・与党内で、この支払い保証制度をつくるときに随分議論があつて、決済機能を持つてない生保に対してなぜ公的資金を導入するのか、議論があつたと思うのだけれども、私は、それはとんでもない暴論だと思つておる。どうやって守るんだと。生保が全部自分のところの経営努力によつて守られる状況があればいいのですけれど

○福田政府委員 大臣の前に、一言補足をさせていただきます。今回の制度の本則、経過期間後におきましては、御指摘のように責任準備金の九〇％を保護することとなつておりますが、この辺につきましては、できるだけ手厚くすることが保険業に対する信頼の確保につながるということであります

保という問題もございまして、やはりモラルハザードの発生を抑止するということもござい

二〇〇一年三月までの間は手厚い保護をすること

○松永國務大臣 保険契約者保護機構というのが設立されるわけでありまして、それは保険契約者保護基金を承継して、そして今度の機構は、全保険会社に入加義務を課して、負担金を徴収してやつていくという仕組みになるわけでありま

この仕組みをスタートさせることによつて、十二月一日を発足日に法律上決めてあるわけであり

○北橋委員 時間が参りましたので終わりますけれども、やはり銀行預金と違ひまして、生保は人生設計、長い中の商品でございますから、簡単に解約だとかそういうわけにはまいりませ

地から今後とも努力をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○村上委員長 午後一時に委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後一時開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 藤田幸久でございます。

まず、今回の金融システム改革法案について、概括的なお話から質問させていただきたいと思

います。

今回、政府が考える金融システムの改革法案によりまして最終的に政府はどんな形の金融システムというものを考えておられるのか。つまり、この金融システム法案によってどこまでそういった政府が描く金融システムの形というのが達成されるのか。とりわけ、本法律案が仮に成立をいたしましたとしますと、その次の段階でどのような改革をいつまでに行うのか。そういう見通しについて、まず大臣の方からお答えいただければ幸いです。

〔委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席〕

○松永国務大臣 お答え申し上げます。

今回の金融システム改革の基本的な考え方は、国民が働いて蓄えたお金、そのお金を有利に運用できる、そういう選択肢を広げることによって国民の利益を図りたいというのが一つ。一方、事業者等は事業資金が必要なんでありまして、事業者にとっては我が国の金融市場から有利に必要な資金を入手することができる。特にベンチャー企業その他が想定されるわけでありまして、そういうことを通じて一方においては国民の有利な資金運用の機会を広げる、一方においては事業者にとつては事業資金を有利に必要な額を入手できる、こういう仕組みをつくることによって国民の

利益を図り、我が国の経済の発展を図る、そういう考え方で今回の法案というものは制定していただくべく提案したものであるというふうに私は考えます。

○藤田(幸)委員 さらに、理想的にはどういったところを目標にし、そして、もしこれが成立した後、どのような改革をいつまでに行っていくのかという後段についてもお答えをいただきたいと思

います。

○松永国務大臣 まず第一は、先ほど申したように、国民にとつては、持つていらつしやる資産運用の手段を拡充、充実する。具体的には、新しい投資信託商品の入手できる、それから銀行等による投資信託の窓口販売、それを通じて投資信託の販売が促進される、一方においては、消費者はそれを買うことによつて自分の持つている財産の有利な運用を図る、こういうことがまず一つであります。二番目は、保険契約者保護機構というのを設立をして、そして保険契約者の万が一の場合の保護を図っていく。三番目には、投資者保護基金というのをつくることによつて投資者の万が一の場合の保護を図る。こういう三つの仕組みをつくり上げていく、こういうことであるというふうに思っております。

○藤田(幸)委員 国民あるいは事業者あるいは投資者それぞれについてのこの金融システム改革法案が目標としておりますその結果について、見通しについてお答えいただきましたが、いずれにしても、そういうことが実現されるためには金融機関の情報開示というものが前提になってお

ると思ひます。今までも、ことしの大蔵委員会でいろいろ出ておりますけれども、いろいろな情報開示が不十分であったということがやはり根底にあると思ひます。

本法律案で本当に必要な望ましい情報開示がなされるのかどうかについて、大臣から同じように答弁をいただきたいと思ひます。

○山口政府委員 個別金融機関の不良債権のデイスクロージャーが大変重要だということは御指摘

のとおりでございます。先般、全銀協において、グローバルスタンダードというか、正確にはデファクトスタンダードでありますアメリカのSEC基準に合わせた拡充が決定されております。そして、リスク管理債権に関する情報として本年三月より開示される予定であるというふうに聞いております。

また、デイスクロージャー制度そのものを抜本的に見直す必要があるという考えから、この御審議賜つております金融システム改革法案におきまして義務づけをしておるわけでございます。しかも、来年三月より、SEC基準並みの不良債権額の開示を連結ベースで行うということにいたしました。開示の内容の正確性や預金者等への確実な開示を担保していきたいというふうに考えておるわけでございます。

御指摘の外国との比較でございます。制度面でも、米国並みに透明性の高い金融機関の財務状況のデイスクロージャーの拡充が図られていくものと期待しております。

○藤田(幸)委員 情報開示ともう一つ関係いたしますのは、北拓銀行あるいは山一証券の破綻などによりまして明らかになっておりますけれども、いわゆる大蔵省の護送船団方式といいますが、あるいは裁量行政がもたらすいろいろな問題が出ております。今後、金融当局はどのような形で金融業界とのかわりを持つていくつもりなのか、この基本的な姿勢について、大臣の方からお答え

いただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 お答えいたします。

まず第一は、六月中に金融監督庁が設立されますという、金融業界の監督あるいは検査は金融監督庁の業務になります。したがって、総理府金融監督庁に移つていくわけでありまして、大蔵省の手からいわゆる業界行政というものはなくなつてくるわけでありまして、

それを前提にして申し上げますと、今まで金融機関に対するかわり方としては、委員御指摘のよう

くさんあったことは事実であります。これからそれを徹底してなくしていくというわけでは、まず、早期は正措置の導入に伴いまして金融機関はみずからの財務内容をみずから明らかにする。そして、公認会計士等の監査も受けて明らかにする。役所の方は、その金融機関等がみずからつくつた書類が適正なものであるかどうか、法令に従つておるものかどうか、それを事後的にチェックするという形の行政に実はもう変わつておるわけなんです。そういう前提の上に立つて金融監督庁は金融機関に対する監督や検査をなされるものというふうに私は理解をしております。

○藤田(幸)委員 情報開示それから金融行政、政府と金融機関とのかわりのほかにもう一つやはり重要な点は、今日の金融システム全体が抱えております不良債権問題があるわけですが、今回の金融システム改革法案で不良債権問題について根本的な解決がなされるのでしょうか。これについても大臣の方からお答えをいただきたいと思ひます。

○山口政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、不良債権につきましてもSEC基準並みの開示をやつてまいるわけでございますので、その点から市場の方からのチェックが十分に働くというふうに思つておるわけでございます。各金融機関は、不良債権の処理をおくるといふことは、ある意味ではそういうマーケットの評価を得られないというところで、最大限のリストラをやりながらそれを進めていくということにならうかと思つておるわけであります。

またさらに、不良債権の早期処理のために、今回御審議賜つておりますSPC法案によりまして、特定目的会社を活用した資産の流動化というものを促進させていただきたいというふうに考えておるわけでござります。この法案でお願いしてござりますものによつて早期に不良債権問題の解決を図つてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 先ほどの大臣の答弁の中で、投資者保護基金あるいは保険契約者保護機構ということが出てまいりましたが、大臣、こういったものに対して、将来、公的資金を導入するということはございませんか。

○松永国務大臣 委員御指摘のように、今御審議を願っておる法律案を見ますという、投資者保護基金それから保険契約者保護機構というものが設立されることになりました。

これは、消費者の保護のためにつくられる基金ないし機構であるわけですが、二〇〇一年三月末までに破綻した証券会社及び保険会社の処理に関する資金調達については、日銀借入れ及び政府の債務保証を可能としておるのであります。この措置は、基金及び機構の資金調達の円滑化を目的としたものであり、調達資金については、あくまでも証券会社及び保険会社が納付する負担金により返済されることと基本であると考えております。

○藤田(幸)委員 証券会社等が提出する負担金が基本ということですが、基本はそうであっても、いろいろな状況の変化あるいは必要に応じて公的資金の導入ということもあり得るということでしょうか。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたように、二〇〇一年三月末までに破綻した証券会社及び保険会社の処理に関する資金調達については、日銀借入れ及び政府の債務保証を可能としておるのであります。

○藤田(幸)委員 今まで幾つか、この金融システム改革法案に関する基本的な要件について御質問いたしました。そういつたことに関連をいたしました。北海道銀行の不良債権の処理につきましてこれから御質問してまいりたいと思っております。

委員長の御了解をいただきまして、三月と四月に北海道新聞に、北海道銀行の不良債権、破綻先債権が、実は分割して償却しておったということが出ておるわけでございます。つまり、一九九五年に大蔵省が北海道銀行に対して検査を実施し

たわけですけれども、この処理は、当然、当該会計年度中に行うべきことである債権の償却を、九五から九九年度の五年間に繰り延べることであることを認められたというところが明らかになっておるわけでございます。この検査で判明した貸出債権の欠損見込み額が大体合計二千億円と見られておりましたけれども、このまま行つて原則としてその会計年度内で処理をしておつた場合には自己資本比率が二%以下に下がることがあつた。それを五年に分けて分割償却をしたということが出ておるわけです。これが事実であるということは大変ゆいことだろうと思つておるけれども、この関係について御質問をしてみたいと思つておる。

まず、北海道銀行の頭取ですが、藤田頭取、私とは赤の他人でございますけれども、その藤田頭取は大蔵省の元証券局長であつた。それから、この北海道銀行の歴代の三代の頭取が全員大蔵省出身であるというふうに報じられておるが、この藤田頭取の経歴、及び過去三代の頭取が大蔵省OBであるという事実関係について、確認をしていただきたいと思つておる。

○山口政府委員 お答え申し上げます。藤田頭取は、昭和六十二年に大蔵省を退官なさつておりました。平成二年に道銀の副頭取、平成四年に現職の頭取に就任されておりました。それから、二代さかのぼりました方、これも大蔵省の出身だと記憶しております。

○藤田(幸)委員 この報道あるいは内部文書によりますと、一九九五年六月における大蔵省の検査ののつた不良債権といふのが、第二分類が二千七百六十億円、それから第三分類が三百六十億円、第四分類が三百十億円、合計で四千四百三十億円。そのうち、損失見込み額といふものを足しますと、結局二千八十億円に上つたと報道されておりますが、これは事実でしょうか。

○原口政府委員 お答えをいたします。御指摘の数字を挙げての御質問でございますが、個別の金融機関に対する検査の結果につきましては、

しては、当委員会でも、ほかの金融機関でもお答えを差し控えておりました。この点については御了解をいただきたいと思つておる。ただ、一般論として申し上げますれば、金融機関を調査いたしました場合、業務の健全かつ適正な運営を確保する観点から、資産の内容その他についての確かな実態把握に努めておるところでございます。

○藤田(幸)委員 報道によりますと、当時のこの検査にかかわつた一人が、東京地検に逮捕された大蔵省の官川宏一容疑者であるというふうに出ておりますが、官川宏一容疑者もこの検査にかかわつておつたのでしょうか。

○原口政府委員 当時、上席金融証券検査官として検査に参加しておりました。

○藤田(幸)委員 個別の銀行の内容については答えられないことですが、私も、前は琉球銀行の件について質問をいたしました。そのときには琉球新聞あるいは沖繩タイムス等におきまして新聞報道がされた。琉球銀行が非常に危ないという点に対して、その風説の流布を否定するといふ意味で、沖繩総合事務局の財務部長あるいは日銀の支店長が銀行の会長と一緒に共同記者会見をして否定をしておられた。

そういう論理からしますと、これは、北海道のこれだけの新聞にこれだけ出ておるわけですから、当然、個別の銀行の内容について答えられないというふうなことはなく、むしろ、その風説の流布を否定するといふようなことで、これを否定するようないふ会なりなんなり大蔵省の方でしていただくべきではないかと思つておるが、大蔵省はそういうことをしたわけでしょうか。

○山口政府委員 先般、藤田先生からのお尋ねでは、琉球銀行の件では、風説の流布で大変な事態だといふことで、それを静める意味で日銀あるいは大蔵の出先が対応したといふことであります。

今度の御指摘の件につきましては、過去のことでもあります。また、現にそういう取りつけが起きておるとかそういう事態で政府あるいは日

銀が出て対応をしなければいけないような事態ではないわけでございます。そういう意味では琉球銀行のケースとは違つたといふふうに思つておる。

○藤田(幸)委員 先ほど大臣の方から御答弁がございましたけれども、国民が金融で有利な情報を得て適切な対応をしていくという観点からいたしますと、こういったいわば異例の処理を認めたいということ自体は、これは、個別の銀行ということではなくて、当然やはり政府の方で開示をしなければいけない。ましてこういった事実が明らかになつた以上は、その理由について説明をする説明責任というものがあるのではないですか。今までは、冒頭で大臣がおつしやつたようなこととの整合性でいいますと、当然そういったことについてはやはり開示をしなければいけないということになるのではないのでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○山口政府委員 各銀行がどういふ償却、引き当てをするかということにつきましては、まず、当該金融機関がみずからの資産の回収可能性を判断するわけでありまして、それで、必要な償却、引き当てを行ひ、その適正性については監査法人が監査をいたします。これは、企業会計原則ののつとつてやるわけでありまして、しかも、いかなる償却、引き当てをやつたかということについてはディスクロージャーがされるということになるわけでありまして。

○藤田(幸)委員 この新聞にも出ておりますけれども、「札幌市内のある公認会計士が「企業会計原則の上からも、当期中に償却することは当然、やむを得ず、償却の繰り延べをしなければならぬ場合は、株主などにきちんと説明する必要がある」と言つておられるわけですね。

当然これは株主及び国民に対して説明をすべき内容ではないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○山口政府委員 公認会計士あるいは監査法人が監査をして、企業会計原則ののつとつておるといふことを判断してこういった処理をするわけであ

るわけでありまして、

ります、もし企業会計原則にのっとっていないければそれは問題でありませうけれども。

ただ、その説明をどういふふうにするかということとは各金融機関が行うものでありまして、私も、これからの将来としては、どういふ考え方でどういふ償却、引き当てをやったのかということとをできるだけ金融機関がディスクローズしていくことは望ましいことだといふふうに考えておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 この内部文書では、私と同姓であります藤田頭取が大蔵省OBであるということことを配慮してしかるべきということで、大蔵省の方がかういった異例の処理を認めたいというふうになつておられるわけですが、認めたいわけでしょうか。

○山口政府委員 認める、認めないというよりは、公認会計士あるいは監査法人が企業会計原則上妥当であるということとでそういう処理がなされたわけでありまして、それは、頭取がいかなる出身の人であれ、企業会計原則を曲げるといふわけにはいかないと思つておる。

○藤田(幸)委員 この分割償却をするということ自体については、大蔵省はどう考へておられるのか。

○山口政府委員 企業会計原則上それなりの理由があれば、それは認められるものだと思います。

私、この個別事案について詳しく存じませんが、一般的に申し上げて、例えば、不良債権化している貸付金があった、それが相手方が例えば三年あるいは五年かけてその再建計画を立てた、そうするとの部分が不良債権化するかということになります、それは、一括というよりは、その年その年に確定していく額を償却していくということはあるかと思つておる。いずれにせよ、企業会計原則にのつた処理をしていくということでございます。それは、余裕があれば、その銀行に体力が非常にある場合には、もう一括して償却する、引き当てするということも可能でございます。

○藤田(幸)委員 これは、分割償却をしなければ

自己資本比率が二%以下になるといふことは金融検査をしていからわかっているのではないですか。それはいかがですか。

○山口政府委員 ただ、申し上げたいことは、どういふ償却をするかは企業会計原則にのつたわけでございますので、仮にそういうことがあれば自己資本比率が下がったであらうという議論は、それは間違つておることは申し上げませんけれども、その償却、引き当ての処理が違反しているということではないと思つておる。

○藤田(幸)委員 しかしながら、個別の銀行のことについては言及を避けたいということでございますけれども、少なくとも、今までの行政からしますと、個別の銀行が非常に危ない状況にある場合には、やはりそれに対する対応というものは大蔵省で考へておられるわけございまして、まさに預金者保護等々の関連からも当然対応していかなければいけないわけでございますが、ということとは、このいふゆるる分割償却を認めたということは、やはり分割償却を認めなければ預金者保護はできない、そういう配慮もなければ、銀行に対する行政の、今までのやり方ですけれども、責任を果たしていないといふことになるのではないでしようか。いかがでしょうか。

○山口政府委員 あくまで、自己査定をやり、それが企業会計原則にのつた処理であるということとを前提として自己資本比率がはじかれるわけでありまして、それをもつて透明な行政として早期に是正措置が打たれるということでございます。どういふ償却をするか、どういふ引き当てをするか、それは、何度も繰り返し申しわけございませぬが、企業会計原則にのつたやるべきものでございませぬ。

○藤田(幸)委員 しかしながら、ここに出ているようなことが実際行われるとしますと、これはやはり粉飾決算になるのではないでしようか。どうでしようか。

○山口政府委員 粉飾決算は、私の理解では、企業会計原則にのつたやらないで行うもの、あるいは

それを意図的にやるものというふうに思つておる。そうしますと、このケースはそれには当たらない。監査法人が責任を持ってチェックした上でディスクローズもされておるということでございます。

○藤田(幸)委員 先ほど来、監査法人の形で局長は逃げておられますけれども、実際にこういふことが出ておるといふことは、北拓銀行もあつたやうになつたわけございまして、次の北海道銀行がこういふ状況であるということになると、北海道の皆さんは、預金者にしましても、あるいは業界の、経営をされておられる方にしましては、これではやはり北海道の金融に対して信頼が持てないといふことで、いろいろな意味で、この不況も待つておられますから、これは大変な連鎖的な事象が起りかねない。そういったことに対して、これはその監査法人が責任を持ってやっておればといふことで、大蔵省の責任はそれで済ませられるでしようか。

○山口政府委員 大蔵省としては、これから早期に是正措置によりまして早目早目の対応をしていただく、また、十分なリストラをやつて地元経済に十分に貢献できる銀行になつていただくということとを願つておられるわけでございます。私も、北拓が残念なことには破綻しましたけれども、その後、北洋銀行がその機能を北海道の部分については受けていただいております。北海道銀行も懸命なリストラをやり、地元へ貢献すべく努力をしておられるといふふうにご考へておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 実際にこの北海道銀行は、昨年の十一月には、本年三月期は十億円ぐらいの赤字になると予想を発表したわけですが、ところが、この半年間で今度は赤字といふことを見通しとして挙げておられるわけでございます。この半年間でこれだけ変化が起つておられるわけですが、それから、九六年三月期が初めて赤字決算になつたわけですが、当時は、北海道銀行は、赤字決算は一九九六年のみと発表されたわけですが、ところが実際には、九七年の昨年の三月期も赤字決算百六十七億円、それから

ことし三月期も五百十億円の赤字決算といふふうには、赤字決算から赤字決算に見込みを変えているわけですね、半年間の間に、ということとは、三期連続赤字決算の銀行になつておられるわけでございます。こういう三期連続赤字決算の銀行はあるのですか。

○山口政府委員 三期連続して当期利益赤字の銀行は最近はないといふふうに思つておる。

○藤田(幸)委員 そういふ例がない三期連続赤字の銀行が北海道第二の銀行であつて、第一の銀行の北拓銀行があつたことになつてしまつた。こういう状況の中で、しかも分割償却を行つておる。これはすべて、拓銀に対してもあるいは北海道銀行に關しても、大蔵省の行政のもとでどういふふうにご考へておられるわけですか。

○山口政府委員 今先生は三期連続赤字だということをかかなり問題視されましたけれども、業務純益がプラスになつておるところを見ますと、それを踏まえた上で当期利益を赤字にしているということは、思ひ切つた償却をしておられるということとを意味するわけでありまして、私は特別にそれを評価を加へておられるわけはございません、個別銀行のこととです。ただ、全く利益が上がらないという状態ではなくて、利益は数百億上がつておる、それが赤字を続けているといふことは償却をかなりやつておる、こういうふうにご考へておられるのが妥当である。ただ、個別銀行の話ですので、私は余り立ち入つた評価はいたしたくないのでございませぬけれども、そういうふうにご考へれば、この銀行の一つのポリシーとしてそういうものもあるのではないかといふふうにご考へます。

いずれにせよ、各銀行がみずからを律し、公認会計士の厳しいチェックがあるいは当局の厳しいチェックを経ながら健全化のために思ひ切つたり、リストラの努力をする、これが基本だといふふうにご考へておられる次第でございます。

○藤田(幸)委員 この内部文書にあるようなやりとり、これは実際行われたわけですね。ここまでするいろいろな形で新聞に出て報道されている、そしてこれを風説の流布として否定しないということ、これは実際に行っていた内部文書があった、実際に大蔵省とこの北海道銀行の間でやりとりがあったということですね。

○山口政府委員 個別の銀行の話でもございまして、いろいろなことがある中で一つの事柄でありますので、その存否あるいは正否についてもコメントは差し控えたいというふうに思います。

○藤田(幸)委員 個別の銀行とおっしゃいますけれども、北海道の場合には、結局、北海道銀行は、一たん北拓銀行との合併を決めたわけですね。ところが、合併は流れたものの、北海道に残るあと二つの銀行、片方の銀行の方は北拓銀行を継承中、一方この三期連続赤字の銀行、こういうことでは北海道の金融は結局これから成り立たないのではないですか。そういうふうなことをもたらした状況に対して、個別の銀行の内容については差し控えるということでは、北海道の方々は、先ほど来金融四法については大臣がおっしゃっているような、預金者もあるいは企業経営者もあるいは投資家にとっても、この三者それぞれにとってこれからの金融に対して信頼は持てないということになるのではないですか。

○山口政府委員 お聞きいたしますと、何か北海道の金融が危うくなるような印象を与える危険性もあるのではないかと思います。私は発言を控えさせていただきます。お聞きいたしますが、北拓が破綻して大蔵心配いたしました。しかし、北洋銀行が名乗り出てくださいました。今そのできるだけだけの貸し出しを引き継ぐべく努力をいたしました。一方、北海道銀行も、先ほど来のお話のようにいろいろなリストラをやっております。北海道金融の円滑化に努力しています。また、それだけではありません。信用金庫も北海道では大変頑張っております。それから、政府系金融機関

も、北拓が破綻した後の混乱を最小限に食い止めるべく努力をいたしております。北海道は、北海道の銀行だけではない、もちろん都銀とかそういったものも進出してありますけれども、力を合わせて今北海道の経済のために努力をいたしておりますので、どうぞ先生も応援していただきたいというふうに思います。

○藤田(幸)委員 応援をするためには、やはり先ほど来申し上げております情報の開示というものが必要であると思えます。それから、いわゆる債権をする前の不良債権をはつきり実態を示すということ、あるいはその不良債権の全貌が明らかになった段階で適正な債権を行う。その際に、適正な債権をしない、例えばこの分割債権というふうな形で便法を使って逃げようとしている、そういう一連の問題、システムあるいはその手法そのものが問題なんじゃないですか。そういうことを正していくということが、私はやはり北海道の経済、金融、産業というものを本当の意味で応援をするということになると思うわけですが、ところが、応援しようにも、一番肝心のところの情報を出さない。しかも、これだけ明らかになった後でも、これが出る前でしたらまだしも、出た後もそういうことに対して開示をしないということ、むしろ非常に不安を増長させることになるのではないですか。それでは応援ではなくて、むしろ足引張りではないのですか、どうですか。

○山口政府委員 ことしの四月から早期は正措置が導入されました。各金融機関は厳しい自己査定をやっております。公認会計士も新しい目で厳しくチェックをしております。また、不良債権のディスクロージャーもSEC並みになります。そういうことで、今先生がおっしゃったような方向で行政も進んでおりますし、各金融機関もそういう対応をしております。これから市場の目というものを十分に認識しながら、各金融機関が努力をいたすわけでございます。そうした行政の変化、金融機関の考え方の変化が相まってこれから

の金融システムの安定に資するというふうに考えておる次第でございます。

○藤田(幸)委員 結局、五年前ですけれども、もしこのまま九五年に債権を分割せずに行った場合には自己資本比率が二%以下になっていったということが出ておるわけですから、先ほど来早期は正措置ということをおっしゃっておりますが、もしその早期は正措置というものが制度化されておるならば、大蔵省は業務改善命令を出していたのではないですか、どうですか。

○山口政府委員 余り仮定の話を個別銀行についてやりたくはないわけでございますけれども、現時点で、一般論として、早期は正措置のあの区分に当たる銀行が出ますと、それは明示された行政措置がとられるということでございます。

○藤田(幸)委員 ということは、実際にこれはかなり明らかなことだろうと思えますけれども、これだけの、合計二千八十億円に上る損失見込み額を分割債権をした。本来ならば、自己資本比率が二%以下に下がってしまうということで、早期は正措置によって業務改善命令、あるいは早期は正措置が行われていないまでも、当然金融検査にのっとって業務改善命令を出しておるべきところを、実際には分割債権をさせることによって粉飾決算のような形にして救済をした、そういうことが言えるのではないですか。

○山口政府委員 先ほどの御答弁と同じになるわけでございますけれども、債権をどうするかということとは企業会計原則ののっとって行われるわけでございますので、それを直ちに、分割があったから粉飾だ、粉飾はそういう措置を逃れるためだというふうに決めつけることはできないというふうに思います。これからの行政も、あくまで債権、引き当ては企業会計原則ののっとった処理をしているということをお前提にしております。そこは厳格にやっていくつもりでございますけれども、その前提としてはそういう考え方でやらせていただきたいと思っております。

○藤田(幸)委員 そうしますと、今の北海道の銀行の状況を見ますと、先ほど来申し上げておりますが、北拓銀行を継ぐ銀行としよう取り上げております北海道銀行と二つあるわけですから、やはり健全な銀行をつくるような金融界の再編のようものが当然必要ではないか。

これは、私はそういうことをスキヤングラスに取り上げているわけではなく、この金融改革四法案、まさに冒頭に大臣がおっしゃられたように、預金者、企業家あるいは投資家、それから、そうでなくても、今まで北拓銀行の状況によって随分健全な企業も資金の調達ができない、結果的にかなり有望な企業も資金の調達ができない、金融機関からお金が借りられないというふうな状況も私もいろいろ聞いておりますけれども、むしろそういう投資家、あるいは経営者に必要な資金を与えるという状況から考えましても、健全な金融の再編というものが必要ではないか。まして、これだけ情報が伝わった後のことでございますから、そういう対応が必要ではないかと思っておりますが、その点について、大臣、いかがでしょうか。

○山口政府委員 北海道の金融についていろいろ御心配をいただいていることはありがたいことだと思います。ただ、いたずらに北海道の金融が危ないというイメージを与えてはいけないということ、私は控えたい発言をしておりますけれども、今御指摘になったような銀行も大変努力をしまして、また健全化を図っておりますので、先生がおっしゃられたように、何か行政の方で再編をしていくというふうなことを考えることはしていません。あくまでそうした各金融機関の経営判断というものを最大限尊重し、早期は正措置と絡みながらそういった健全化への努力をしていくということでございます。当局の方で、余りにも主導的にそれをやるということが果たしていいのかどうかという問題があるのかというふうに思います。

○藤田(幸)委員 別の聞き方をいたしますが、北

海運銀行にこれまで政府の方で公的資金による資本注入を検討したことはありませんか。

○山口政府委員 申請もありませんので、ございません。

○藤田(幸)委員 申請があった場合に、この内容のような銀行に投入することはあり得ますか。

(浜田(靖)委員長代理退席、井奥委員長代理着席)

○松永国務大臣 今局長が答弁いたしましたように、公的資金による資本注入というのは、銀行の申請に基づいて審査の上、決定をするわけであり

ます。ところで、審査の基準というものが審査委員会で決められておるわけでありまして、それによりますという、合併等の受け皿銀行の場合と一般金融機関の場合と二種類あるわけでありまして、この場合には一般金融機関の場合に該当するのだからと思えますけれども、その場合にはどういふふう

うに定められておるかという、経営状況が著しく悪化していないこととされており、三年連続無配の銀行は資本注入はできないという審査基準が定められておるところであります。

○藤田(幸)委員 ということは、仮に申請があったにしても注入はできないということでしょうか。

○山口政府委員 あくまで審査委員会が審査基準に基づいて御判断をされます。

○藤田(幸)委員 きょう私、たまたま一つの銀行についてこれだけの資料がございますのでお聞きしておきますけれども、今までの答弁と、冒頭の金融システム改革法案に関する優等生的な答弁というものが、答えが非常に違っておるわけですね。

不良債権については、この前の琉球銀行の場合には、いわばリース債権というような形で実際の不良債権があらわれないようなシステムが実は存在した。きょうの北海道銀行の場合には、明らかに

る限りは、日本の金融システムに対する信頼というものはやはり世界から信用されないのではないかと。たまたまおとついのワシントン・ポストに、私

がこの前琉球銀行について取り上げたことが一面で出ておりますけれども、結局、今回の金融システム法案というものはグローバルスタンダードにできるだけ整合性を持たせていこうということが趣旨でございます。それに対して、私はたまたま二

つの銀行の例を取り上げておりますけれども、それに対する対応を聞いておりますと、まるで逆行しているようなやり方を実際にはとっておられるという思いを禁じ得ないわけです。

その点について、大臣、本当にフリーでフェアでグローバルな金融というものをされようとしておられるのか、その基本についてもう一度確認をさせていただきますかと思っております。大臣の方からお答えいただきたいと思っております。

○松永国務大臣 先ほど来局長も答弁しておるところであります。個別の金融機関の経営状態その他について、銀行法に基づいて、現在のところ大蔵省が検査をすることになっておりますから、その規定に基づいて検査をし、検査の結果、指摘すべき点は指摘をして是正をさせるということとはあるとしても、一般的にそう深く介入するということとは、場合によつては、今までよく非難されておつた行き過ぎた行政指導であるとかあるいは護送船団方式であるとか、そういうふうには非難を受けるわけでありませぬ。

したがって、局長が答弁いたしましたように、不良債権をどういふ手順で償却していくかという

のはまさに個々の金融機関のみずから判断でなされるものであり、それが適切であるかどうかというものは企業会計原則に基づいて監査法人がきち

ちとと監査をする、そういう結果はディスクロージャーされる、こういうことで透明性の高い金融行政、そういうことをやっておるわけでありませぬ。そういう経営をされた結果、検査の場合には、みずからのその措置というものが適正である

かどうか、あるいは法令に合っているかどうか、そういうことについての検査はするけれども、そうでない一々のことについてまで介入するということは慎んでいくというのが新しい行政のあり方だろう、こう思っております。

○藤田(幸)委員 先ほどから、結局、一番重要な情報開示のことについて、あるいは裁量行政のことについて肝心を答弁がないわけでありませぬ。私

は、新聞にも出ておりますけれども、この内部文書そのもの、これをぜひとも大蔵委員会の方に提出していただくように、委員長の方で御検討をお願いしたいと思っております。

○井奥委員長代理 理事会で諮らせていただきます。○藤田(幸)委員 きょう北海道銀行の事例を通して聞いてまいりましたけれども、監査法人とか公認会計士という形で逃げるわけでも、最

も基本的な問題は、結局、日本の金融市場にある意味でゆがめてしまったのは、企業会計の簿価とそれから市場経済の時価、それから財政会計の現金金という、いわば三つのメーターを便宜的に併用してしまつたということが問題ではないかと思

つまつり、時価をつくり出す市場の競争が縦に小まめに細分化されて、横軸にあるような完全な時価による競争が阻まれて時価そのものがゆがんでしまつておるというものが現在のシステムの問題

だろうと思つておる。結局、簿価と時価の物差しを裁量で恣意的に使つて一元的に制御できない。したがって、簿価と時価の差を含み資産とか含み損とかして温存してしまつておるわけでありませぬ。それからもう一つは、不良債権の問題ではつきりしておられますけれども、日本においては、赤字を計上しない現金会計といひますから、つまり支払

支出によつて分配がゆがめられる、経済の活力を奪う大きな原因となつておるわけでありませぬ。ですから、日本は個人金融資産も随分あるし、それから最大の債権国であるにもかかわらずこれだけ財政赤字をもたらししている。

もう一度繰り返しますけれども、名目的な富とは逆に、負債とかコストというものが隠されて消費や不正支出によつて分配がゆがめられる、結局

こういうシステムになつておること自体が先ほど来の答弁に非常にはつきり出ていると思つておる。それを凌ぎたいことが今回の金融システム四法案の一番の重要な点だろうと思つておる。その点も、私は個別の例を出したのとは、非常に具体的に様子がよくわかるのでこれを出しているわけ

です。個別の銀行たたきではなくて、こういう具体的な例がわかつた方がこのシステムのゆがみということが非常にはつきりわかるので、こういう例を出して質問しているわけ

です。大臣、改めてお伺いしますが、結局、今のような答弁をされておるようでは、根本的なシステム

のゆがみというものが是正されず、せつかく金融システム改革法案を出しても根本のところが変わらないという不安を私は非常に抱いてしまつておる。いかがでしょうか。

○山口政府委員 私どもの説明の申し上げたい趣旨は、これからの行政も、企業会計の原則を尊重する、あるいはマーケットの評価を尊重するといふような考え方で買いておるといふふう





○武藤政府委員 このたびの調査は、個々の職員につきまして、民間金融機関等との節度を越えた関係によって公務員としての信頼が損なわれていないかどうかという点を調査いたしまして、問題のある者に対して厳正な処分を行うことを目的として行いました。

調査は過去五年間にさかのぼって行われましたけれども、資料や記憶等の制約から、過去にさかのぼるにつれまして一件一件の事実関係を正確に調べるということはなかなか困難でございます。そこで、調査の主眼は、各人の調査期間中の行為全体を総合的に勘案して行き過ぎがあったかどうかということとを判断することに置かれたわけでございます。

金融機関側がどのような意図を持って会食等を行ったのかということにつきましては、私どもとしては把握しておりません。それから、金額についてもお尋ねがございましたけれども、相手方が負担しておるのでございますので、私どもとしては把握できません。また、金融機関名を具体的にというお話がございましたけれども、相手方があることとございますので、公表は差し控えておきたいというふうに考えます。

そういうことで、今回の調査結果につきまして、全体の姿がわかるような形で既に発表させていただきます。また、資料も当委員会に提出させていただきます。また、詳細な報告書を公表する必要があるとは考えておりません。

○藤田(幸)委員 全体的な姿はわかっていないと思います。全体的な姿がわかるためには、具体的な内容がわからなければ意味がない。

それから、今の御答弁の中で、相手方があることとでその相手方の金融機関側の意図がわからないというならば、相手方の、つまり金融機関側の過剰接待に対する報告を受ける。それでなければ全体がわからないというならば、これは金融機関の側から報告書を提出させなければ全体がわからないのじゃないですか。どうですか。金融機関の方

から具体的な調査をするなり、つまり、これは出す側ともう側があるわけですから、出す側からの意図とか目的とかを聞かなければ調査が全体的に把握できたとはいえないのじゃないですか。

○武藤政府委員 金融機関との関係でございませうけれども、三月の下旬以降、省内の調査を補完するという観点から、金融服務監督官室の者が金融機関に出向きまして担当者に面談いたしました。また、必要によっては補足的に追加の問い合わせ、照会なども行うなど、事実関係についての問い合わせを行ったわけでございます。これは強制的なものではなく、任意のものとして先方の協力を得て行うものでございますので、資料の有無等によりまして回答内容に若干の違いはありましたが、私どもとしては御協力いただけたいというふうに思っております。

そういう意味で、金融機関側から報告書を提出させる必要があるというふうには考えておりません。

○藤田(幸)委員 先ほど来のお話で、総合的に判断をして妥当な報告ができた。だがどういう観点から総合的に判断をしているのでしょうか。

○武藤政府委員 私どもの事実の把握のための調査をする一方で、その事実に基づく判断の基準をどうしたものにするべきかということにつきまして、松永大臣にいろいろな御指示をいただきました。その御指示に基づき我々なりに整理をし、何度も大臣と相談をさせていただきましたけれども、最終的には大臣に御判断をいただいたということでございます。

○藤田(幸)委員 その判断の基準となつたメルクマールといえますか、どういった要件が判断の基準であったのか、それに基づいて指示をされたのか、大臣の方からその判断の基準を御紹介いただきたいと思ひます。

○松永国務大臣 まず一つの基準は、平成八年十二月に倫理規程というものが定められて、全職員にそれは通知されております。したがって、平成八年十二月以降のものについては重く見る。もう

一つは、平成七年の春に、倫理の保持についてと、これは大蔵省だけの内部の定めがなされた。したがって、それも全職員に通知されました。したがって、二番目には、平成七年の春から平成八年の十二月までの分、これが平成八年十二月以降の分に次いで状は重く見るのが妥当ではないか。三番目がそれ以前の分、すなわち平成七年春以前の分、これが三番目になるといふ、いつ受けた接待かという時期の点からの判断基準が一つ。

もう一つの判断基準は、同一者との間に反復、継続して受けた接待であるかどうかという点、これも二番目の判断基準になる。

三番目は、その職員の地位ですね。やはり地位の高い人は重く見なければならぬし、地位の低い人はそれに比べればその責任の重さは軽い。

こういった三つないし四つの判断基準を設けて、それに基づいて一覧表もつくって、そして総合的に判断を加えたわけでありませう。

○藤田(幸)委員 大臣は、弁護士で検事もされた方ですからおわかりと思いますが、こういった事柄については目的といえますか動機、モチベーションが重要だろと思うのです。つまり、出す側が、地位にかかわらずこの人は実際に行政を任せていると思つたならば接待をするわけでありませうし、あるいはこの人はやがて出世するといふふうに見られているというのであるならばこの人を何回も接待しようと思つてございませう。今お聞きした判断基準というのはあくまでも時系列の大蔵省側の判断でございまして、出す側にしますと、その大蔵省の内部の倫理規程云々と別々に、この人を接待することによってどういう利益還元が自分たちの金融機関の方に返ってくるかで判断をするわけですから、その接待をした側からきつちり情報を収集をして、あるいは審査をして、そしてどういう目的、意図でどの人にどういう接待をしたのかということ聞かなければ全然意味がない。

つまり、もう側の倫理規程云々の内部的な判断基準よりも、実際にどういふ目的でどういふ意

図でだれにどういふふうな接待をしたかということとを調べなければ全貌が明らかにならない。これは弁護士、検事をされた大蔵大臣、一番よくおわかりと思ひますので、したがって、これは金融機関側の方からより詳細な調査をする、あるいはインタビューをするということが重要な点ではないでしょうか。それでなければ本当の意味での整合性のある調査と言えないのではないでしようか。

○松永国務大臣 今委員の御指摘になつた事柄は、強制捜査権を持った専門的な捜査当局ならそれがやれるのです。あるいは、それをやる責任がある役所は捜査機関なんです。大蔵省の内部調査というのは、職員に対しては、任命権者でありませうから、強制とまでは言わなくともある程度、任命権者あるいはそれにかわる者という立場でいろいろな話を聞くことができます。しかし、第三者に対しては、あくまでも任意に我々の調査についての協力をお願いするという立場なんです。しかも、その場合には、先ほど官房長も言いましたけれども、外部に公表することとじゃなくして、我々の方で内部調査をした結果に基づいて、その正しさを確認する意味での協力をいただきたい、そういうことでありますので、強制捜査権を持った捜査当局が事情聴取をするとか、そういう立場での調査はできないのです。

したがって、委員のおっしゃつたような事柄までは、これは任意調査という立場である以上、我々の調査の及ぶ範囲ではないわけなんです。しかも、いろいろな資料はほとんどがもうその金融機関等にはないのです。当局が押収して持つておられるわけなんです。したがって、これ以上の内部にわたつたような、接待の趣旨、そういう事柄等については専門機関の調査にまつしかないというのが実情なんです。その点は御理解願ひたいと思ひます。

そしてまた、延々とやるわけにいきませんから、春には行つたというふうな約束した関係上、しかも対象人員は当初の五百五十名が千名近くに

なつたわけでありまして、大変な苦勞でもあつたわけでありまして、調査の目的というのが、大蔵省の職員で公務員倫理に反する行いをした者がいるかどうか、どの程度であつたかということ把握をして、それに基づく厳正な処分をするという調査目的であつたわけでありまして、その調査目的から処分をするのに必要な資料はまずまず把握できた、こう思つて最終的には処分を決めたということでありまして。

○藤田(幸)委員 時間が参りましたので質問を終わらせていただきますが、一言、形式論ですと今大臣おっしゃつたことだろつと思つて、すけれども、本当に大蔵省がこれから改革を進めるならば、やはり実際に金融機関側が、例えば大蔵省のこういうシステムあるいはこういう人事制度のあり方があるのでは我々も衝動に駆られてこういう接待をしたのだ、そういう具体的なことについて意見を聞かれることが、これから人事体系とかあるは大蔵省の職員の方々の活動に対しても一番私は参考になると思つて、つまり、検査の方にお答えをする場合には処分に対する答へですから、むしろ、実際に金融機関の方々がどういふモチベーションで接待をされたかということについて意見を聞かれるということが今後の教訓に生かされるのではないかと、これを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○松永國務大臣 委員の御意見はよく承りました。○井奥委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。各案審査のため、本日、参考人として日本銀行副総裁山口泰君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○井奥委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○井奥委員長代理 質疑を続行いたします。河合正智君。

○河合委員 新党平和の河合正智でございます。本日は、日本銀行から山口副総裁にお越しいただいております。冒頭、鴨志田理事の御冥福を心からお祈り申し上げて、質問に入らせていただきたいと思います。

私は、実は議題となつておりますこの法案につきまして、衆議院の本案議で御質問いたしました。その折、改正日銀法によりまして日銀総裁の御出席もいただけてぜひとも答弁をいただきたいと申し入れましたけれども、国会の条件がまだ整備されていないという条件の中でそれができないままです。したがって、そのときは大蔵大臣は総理大臣とともに御答弁いただいておりますので、本日は日本銀行の立場からこの問題について主としてお答えをいただきたいと存じます。

まず、この法案、金融ビッグバンは、御案内のように、たゞいま各同僚委員から御質問も多数ございまして、不良債権の問題と同時に進行しなければいけない、しかも日本がかつて経験したことのない不況、いわゆる複合不況の中でこれを行わなければいけないという困難さに我々は直面しているわけでございます。

まず、外国為替法の改正がトップランナーとしてなされました。この外為法の改正、これは恐らく、間接金融に依存してきました日本の金融システム、これが金融の自由化以来、プラザ合意を経てバブルの発生と崩壊、その過程から生じた不良債権、こういう問題を抱えまして、間接金融を中心とした日本の金融システムというのが閉塞状況に陥つていまして、直接金融をグローバルスタンダードに合わせて自由化していかなければいけないというトップランナーとして外為法が改正されました。したがって、今後、この四月から起きていることでございますけれども、この改正外為法に

よりまして恐らく国内から資本の流出現象が起きていくであろう。そのときに、国内金融市場として圧力になっていくのではないかと懸念されます。しかしこれは、不良債権、そしてゼネコンの債務保証といった問題を抱えている日本にとりまして、金利の上昇現象というのは現況では金融システムの不安定化をもたらすのではないと思つて、すけれども、その辺の金利上昇圧力についてどのようにならざるを得ないかと思つて、また、大蔵省としては金融システム不安に對してどのような対策をお考えなのか、まず最初にお聞きしたいと存じます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕○山口参考人 たゞいま御指摘いただきました、外為法の改正を契機にいたしました日本から大きな資本の流出が起きるのではないかと御懸念はごもっともなところだと思つて、私も同様にマーケットの動きを注意して見ていこうと思つてござい

ます。実際にどういふことが起きているかということ、例えば国際収支統計などで当たつてみますと、先生御案内のとおりと存じますけれども、例えば対外中長期債の投資というふうなものがございまして、これが一番海外と日本の金利に敏感に動く投資でございますけれども、ここ半年間でこれは海外にどつと流出するといふようなこととはむしろ逆に、日本に向かつて少しお金戻つてきているといふようなことが起きております。言いかえますと、外為法の改正を契機といたしまして、日本から海外に向けて非常に大きなお金が出ていくといふようなことは起きておりませ

ん。いろいろな理由があると思つてございましてけれども、その一つの理由は、やはり外貨に對して投資をするといふことに伴うリスクでございまして、その一番大きなものは、やはり為替が変動するといふことによるリスク、為替リスクではないかと思つて、したがって、内外の金利差が

大きいということだけで大きな資本の流出が起きるといふものでは必ずしもないといふふうに考えております。実際、今御質問いただきました、金利に對してどういふ影響が出ているかといふところを見てみますと、例えば我が国の国債の利回り、これはいわゆる指標銘柄といふもので見ておりますけれども、三月の未ぐらいには大体一・六％弱ぐらいの水準でございましたけれども、外為法の改正が行われましてこの四月以降、じりじりとむしろ低下してございます。ごく直近のところでは一・四％台といふふうになつてきておまして、金利の上昇圧力というのも幸い国内では生じておりません。

○山口政府委員 金融のシステム不安についてどういふ対応をするのかといふお尋ねでございまして、ことしの年初早々から金融二法を御審議賜りまして、その際、しばしば申し上げたこととございまして、これだけ発達した我が国においても金融システム不安といふのが起るのだといふことを十分自覚しまして、そうした預金者あるいはマーケットあるいは企業経営者等にすぐみ現象が起きないようにできるだけの備えをさせていたたくといふことをお願いしたわけでございます。

御理解を得まして、金融二法、すなわち預金者の保護に万全を期すといふこととそれから自己資本比率等の対策をやらせていただくといふことで、何とか今はそういう不安もなくなつていって、わけございまして、絶えず私どもとしてはそういうものに対する備えといふのを十分にやつていくといふことを心してまいりたいと思つております。

○河合委員 それでは、本題に移らせていただきたいと思います。昨年の十二月一日の衆議院予算委員会におきまして宮澤元首相の質問でございまして、繰り返しになりますけれども、十一月、三洋証券、北海道拓殖銀行、山一証券、徳陽シティ銀行の破綻が起きておりました。この状況の中での貸し流りにつ

て、宮澤元総理は、資産不況が根本にある、したがってBIS八%と貸し渋り現象は一体であるという認識を示されておられるところでございます。

私はきょう本題として質問申し上げたいのは、宮澤元総理がおっしゃったもう一つの貸し渋り、これは日銀が貸し渋っていたのではないかという論点についてお伺いさせていただきたいと思

宮澤元総理の質問でございます。「三洋証券の倒産のときでございますけれども、普通、毎日、金融機関はインターバンクの金をやったりとったりする、コールのようなものでございますけれども、三洋証券の最後の瞬間というのは、実はコールの一部にデフォルトが起こった、債務不履行になった」「これがありませんでしたから、その後どこかの金融機関が危ないということになると、コールがとれない、コールを出さない。こういうことはかつてなかったことでありまして、い

わば患者から突然酸素マスクを取ってしまうようなことでございますから、とん死する、サドンデスになるという現実があったと指摘されました。

結局、三洋証券の場合は、日銀によるコール市場への流動性の適切な供給が、最後の貸し手となって流動性を供給する日銀によって息の根をとめられた。それをサドンデスという言葉を使って宮澤元総理は表現されておりますけれども、これに對しまして、当時の三塚大蔵大臣は、患者から突然酸素マスクを取ってしまったということについて、宮澤元総理に全く反論されておられません。そののみならず、このように申されております。三塚大蔵大臣の答弁です。日銀総裁ともこの辺のところは十分に相談させていただきまして、日本銀行により十分な流動性を市場に提供するという

ことでインターバンク取引の安全を確保するというふうな答弁されております。

山口副総裁は、この四つの大型金融機関の倒産は日銀の貸し渋りによるものだという御認識でございますか、質問させていただきます。

○山口参考人 お答え申し上げます。

まず、昨年十一月の初めに起きました三洋証券の経営破綻についてでございますけれども、これは、申し上げるまでもなく、三洋証券という会社が大幅赤字を継続してまいりましたことに加えまして、同社の関連ノンバンク向けの債権が不良化したこと、これ以上経営改善計画を引き続き遂行するということははや困難であるという判断に達しまして、そういう判断に基づきまして、このように理解しております。

会社更生法の適用申請というのが裁判所で認められまして、その後は裁判所の御判断、保全処分というものが従って物事が進行したというふうに思っています。そういう保全処分の中におきまして、三洋証券が以前に調達しておりましたごく少額のインターバンク資金の取引におきまして御指摘の債務不履行が生じたということではないかと存じます。

当時、日本銀行が金融市場に對しまして流動性の供給を絞った、貸し渋ったというようなことは全く事実ではございませんで、今申し上げましたとおり、三洋証券による少額のインターバンク資金の債務不履行は、やはり会社更生法の適用を申請し、それが認められた結果として生じたこととでございます。日本銀行の流動性供給姿勢というものはこれは関連しておりません。そのように理解しております。

○河合委員 これは、問いをもつて問いに答えているような答弁ではないかと私は思います。事実をお述べになつただけでございます。私はその原因をお聞きしているわけでございます。

といひますのは、こういうケースの場合は、かつては日銀のインターバンク市場による供給によつてこういう倒産は起こさずしてきませんでした。かつて起きていること、十一月になつてなぜ起きたかということが、日本の政策に對つて、今後恐らく検証されていくであろう非常に大きなターニングポイントの問題であろうと私

は思います。必ず僕はこの問題は検証されると確信いたしております。

それではお伺いさせていただきますけれども、現に京都大学の名誉教授である宮崎義一先生は、それまでは準備預金制度によつて、インターバンク市場の資金需給の調節は日銀によつて適切なコール市場への流動性が確保されてきたことによつてかつては倒産しませんでした。しかし、ここで三洋証券のような事態が、今副総裁のおっしゃつたように、会社更生法による保全処分によつてインターバンク市場で債務不履行が起きたのだという事実はそのとおりかもしれませんが、その原因として、宮崎義一先生は、これは政府が財政構造改革法をこの月に通したことによつて、日銀が敏感にそれを反応してこういうことになつたのではないかと指摘されておりますが、いかがでございますか。

○山口参考人 私も先生の御指摘に感銘されました。宮崎先生がお書きになつておられることも、その部分だけでございますけれども、読ませていただきます。しかし、率直に申し上げまして、日本銀行のどういふ方針あるいは政策を具体的に指摘しておられるのか、ちよつとうまくのみ込みなないで

財政法につきましては、これは政府及び国会の御決定になる事柄でございます。日本銀行がこれによつて直接政策なりあるいは資金供給の方針なりを変更するとか、あるいは直接影響をこうむるといふようなことは全くございませんでした。当然、財政政策の大きな動きというものは経済全体に對して影響を与える筋道でございますので、日本銀行といひましては、経済全体の動きを踏まえてベストと思われれる政策の選択をしてきてい

る、このように考えております。

○河合委員 私も、中央銀行というのにはぜひともそういう毅然とした独立性を内外に向かつて堅持されていくべきであると思つて、それは改正日銀法の立場でもございまして、従来はそうではなかつたことが指摘されております。これは

後の質問に譲らせていただきます。

とあり、本件、この時点の場面でございますと、現に十一月二十八日、日銀の資金供給額は三兆七千億円に上つた、その時点で無担保の特別融資を合わせると信用供与残高は七兆円を超えたという事実が起きております。これはどのように御説明されますか。三洋証券等の問題が少額のインターバンクの債務不履行によるものだと山口副総裁の御答弁とは全く矛盾すると思つて、私としては納得できない数字でございます。

○山口参考人 三洋証券のさつき申し上げましたような経緯の後、御案内のとおり、十一月という月には大型の金融破綻が残念ながら続いたわけでございます。結果といたしまして我が国の金融・資本市場は非常に大きな信用不安の波に襲われたわけでございます。そういう中で日本の銀行の政策は、まず何よりも金融・資本市場における極度の信用不安を何とでも静めていきたいというところに優先的な目標を置いたところでござい

ます。

そのために何をしたらかと申しますと、日々の日本銀行のオペレーションにおきまして潤沢な流動性を供給するということが心がけられたつてもございまして、今御指摘の数字は、具体的な日銀の信用供与の手段別の数字は、私は今手元にちよつとございませぬけれども、当時私も懸命に心がけておりましたのは、あらゆる手段を動員して金融市場に潤沢な流動性を供給するというところでございました。その中には、以前から続いておりました無担保の融資、いわゆる特融というふうなものも含まれておりました。とにかく、資金の需給関係が信用不安によつてこれ以上逼迫しないようにということをお心かけたつもりでございます。

○河合委員 ただいまの副総裁の御答弁で、私は、半分ぐらい非常に納得できる部分がございます。実は、ここで大きな政策転換が図られた形跡を今、日銀の立場でお述べになつたのではないかと

おきまして、預金者保護という観点からの議論はございまして、金融機関全体をシステムとして保全していくという考えではなかったと思えます。ただ、たまたま今副総裁は、四つの破綻によりまして金融・資本市場における極度の不安を静めるといふ判断に立たれたということ、これはまさに預金者保護に優先して金融システムそのものを保全するという立場に立たれたということとございまして、これで私は十二月一日の官澤元首相の質問と、それから三塚大蔵大臣の答弁というのとは非常に合点がございました。官澤元総理という方ではなければ恐らくこの役回りは演じられなかつたくらい大きな舞台回しをこの予算委員会でされたのではないかと私は常々思っておりまして、日銀としての立場をお述べになつた中にそれがあらわれているのではないかと私は受けとめさせていただきます。

さて、そもそも私が本日テーマとしております金融ビッグバンと不良債権の同時処理というこの問題につきましては、なぜ日本の国でパブルが発生して、なぜそれが破綻して、なぜ日銀のこういう超低金利政策が続いたかということにつきまして、私は橋本総理に御質問いたしました。

一九八四年六月、円転換規制の撤廃という金融自由化が行われた。当時、財政赤字と貿易赤字という双子の赤字を抱えていたアメリカに対し、日本は五百六十億ドルの貿易黒字を計上、日米貿易摩擦解消という切実な状況にあつた日本は、一九八五年九月二十二日、ブラザ合意に加わつた。中曾根総理大臣、竹下大蔵大臣による時代でございます。

ところが、この合意には、実は為替市場への介入と同時に、政策協調の合意もなされてきた。それが内需拡大要求となり、具体的には、官澤当時大蔵大臣に対するカウンターパートナーであつたペーカー財務長官からの円高圧力をとことした減税と公共投資と公定歩合下げの強い要求となつた。これに対して、早急になし得るものとして当

時の日本の政権が選択した、史上最低の三%そして引き続いて二・五%という公定歩合の下げがパブルに点火し、金は有利な投資先、土地、株を求めてあふれていった。

ここに日本のパブルの発生があるといふふうにはお伺いして、さらに、金融引き締めによつてパブル経済を崩壊させた政治責任も含めて、自民党歴代内閣の政治責任について橋本総理に伺つたところでございます。

これに對しまして、私は意外にございましたけれども、総理はこのように答弁されました。「その後振り返つてみて、実体経済への影響については確な認識が不十分であつたという御指摘は受けなければならぬと思ひます。」と、実に率直な答弁をされましたので、かえつて私は驚いたくらいでございます。

この総理の認識も含めて、大臣、また日銀の副総裁につきましては、金利の切り下げ圧力を受けざるを得なかつた事情について、私が見たいま概略申し上げた認識と一致していらつしやるか、もしくは異なつておいでか、大臣と副総裁からお伺いさせていただきますと思ひます。

○松永國務大臣 当時、委員が今御指摘になりましたように、我が国の貿易黒字、特に対米貿易黒字が大幅に存在しておつたということ、それに對してアメリカの方からこの貿易黒字の縮小に向けての要請がなされておつたという事実関係、それは私は記憶にあります。

しかし、その後とられた措置等については、我々の先輩のなされた措置でありますから、私がこの立場でいろいろ論評することは差し控させていただきます。

○山口参考人 お尋ねの趣旨は、いわゆるブラザ合意といふ八五年九月の国際的な合意の後、日本銀行の政策金利が何回かにわたつて引き下げられたわけでございますけれども、その引き下げの中で何らかの圧力があつたのかどうかというふうなことではないかと存じます。日本銀行の金融政策の運営につきまして、特に

このブラザ合意以後の政策運営につきましては、既に前総裁あるいは前々総裁がそれぞれの表現で何度か御答弁させていただいてまいりましたけれども、政策運営につきましては日本銀行みずから判断で行つてきたつもりでございます。

どういふ判断だったのかということになるわけでございますけれども、当時の状況を振り返つてみますと、いわゆる経済について将来とも成長し、資産価格が上昇していくという右肩上がりの神話といふか、そういうような見方が非常に強いつ中で、さまざまな要因が複雑に影響し合つていわれるパブルと言われるような現象が生じたと思ひます。そのとき我が国の物価は大変安定基調を維持しておりました、物価安定のもとで、国際収支の面では先生御指摘のとおり大幅な経常黒字の是正を迫られるとか、あるいはそれ以上の円高は何としてでも避けたいといふような大きな政策課題がございました。

当時の日銀の金融政策運営というの、そういう客観的な環境の中でぎりぎりの政策の選択を行うといふ形で、金融緩和を八九年の五月まで続けつていったわけでございます。結果といたしまして、私も、長期にわたる金融緩和がパブル発生の一つの原因であつたこととは否定できないと思ひます。ただ、そこに至る政策運営は、日本銀行みずからの判断で行つてまいつたつもりでございます。

○河合委員 実は、私、たゞいま御質問申し上げていることも、それからきょう御質問したいこと一番の本意も、例えば一橋大学の中谷教授は、日銀の金融政策は政治と行政の圧力にゆがめられ、長く財政の犠牲になつてきた、その結果パブル経済が発生し、日本はパブル崩壊後の後遺症からいまだに抜け出せずにいるといふふうに指摘されておりますが、私は、これは短い表現ではございますけれども、非常に正しい判断なのではないかと思つております。しかし、冒頭申し上げましたように、このビッグバンを契機に、日本銀行はまさに中央銀行とし

ての独立性を、先ほど独自の判断とおっしゃいましたけれども、内外ともに独立性を確保していただきたい、その思いからこれからさらに質問を続けさせていただきますと思ひます。

一九九五年の夏にジャパン・プレミアムが発生しました。これは、ユーロ市場、ここで国際的なインターバンク市場での資金調達難ということが起きたわけでございます。それに対しまして、日銀はさらに金融緩和策をとつていかれました。それは、大量の円資金を国内金融市場に對して供給して、そして銀行の本支店取引での国際的なインターバンク市場での資金調達難を解消させたのだと思つたのです。具体的には、三・四半期で十七兆円という金額が投入されたことが明らかになつております。これが後ほど申し上げますように日本の円安を生んでいくわけでございます。

もう一つ、その前にお聞きしておきたいことがございまして、公定歩合をこのとき〇・五%に下げられました。これは一九三〇年代、一九二九年の世界恐慌の時代にも経験しなかつた今世紀最低の公定歩合に下げたわけでございます。しかし、金融政策が全く効果があらわれなかつた。本来、金融政策がきかないときには財政政策によつてその国の景気対策を圖っていくというのは、これは世界恐慌後ケインズが唱えたところでございまして、現にその間、一九九六年、翌年の二、三月といふのは、九五年の九月に十四・二兆円の景気対策が打たれて八兆円の真水だと言われておりますが、財政政策によつてこの第一・四半期といふのはGDP二・七%という数字を出しているわけでは

ございまして、ケインズの言つたことといふのはこの場面だけをとらえていうと正しく作用しているといふんですか、金融政策が全くきかないときには財政政策によるべきだといふのに、橋本政権は、財政法を昨年十一月に、ある意味で全野党の反対にもかかわらず強行的に通してしまつた、ここに政策不況と言われている原因があるわけでございます。

私が申し上げました認識につきまして、山口副總裁の御認識はいかがでございますか。○五％に金利を下げて金融政策がきかなかつたこと、それからジャパン・プレミアムによる資金調達難に對して大量の円資金を供給して、それは十七兆円に上つたこと、この二点についての認識でございますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○山口参考人 九五年九月の公定歩合の引き下げにつきまして、当時私も事務方の一人として若干のお手伝いをいたしましたけれども、当時の日本銀行の判断は、国内の経済が相当弱くなりつつある、その背景をいたしましては、まだバブルの後遺症を引きずっているというこのほかに、この年の初めから春にかけて一ドル八十円になんなんとする非常に急激な円高が起りまして、そのことのデフレ的な影響もあらわれつつあった、こういうふうな考えておりました。

そういう状態を放置いたしますと、やがては物価がさらに下落していき、本物のデフレ的な状況に突つ込むという可能性がないではないというふうな考えまして、そのような危険な動きに對して未だに手を打ちたいというふうな考えました。そのことの政策的な意思表明がこの公定歩合を○五％に下げるといふ決断となつたというふうな記憶しております。

ただいま御指摘の、そのときジャパン・プレミアムを抑えるために金利を下げ、大量の資金を供給するといふ判断が働いたのではないかという御指摘につきましては、私どもの判断のよりどころは、主として、ただいま申し上げました、国内経済が弱くなりつつある、それが物価が安定傾向を通り越して下落を始めかねないといふその心配にございました。

その政策が経済に對してどのような効果、影響を持つたのかという点でございますけれども、先ほど御指摘のとおり、経済活動は九六年の初めごろから上向き始めました。それにつきましては、財政面からのサポートによるところが大きかった

と存じますけれども、金利を思い切つて下げました結果、例えば株価が多少とも回復を見せました。また、一ドル八十円まで突つ込んでしまひました円・ドル相場も、いわゆる円高修正ということが定着するような動きになってまいりまして、為替市場、株式市場、両面から景気の回復をサポートするような動きになっていったと思ひます。そういう金融・資本市場あるいは資産の市場の動きを金利面から非常に強力にてこ入れするという効果をこのときの政策は持つたのではないかとこのように考えております。

○河合委員 貴重な分析と御判断をお聞かせいただきましてありがとうございます。

ただ、その結果、国内は株価がやや上昇し、円高にストップがかつたという効果は確かに副總裁のおっしゃつたとおりでございますけれども、実はこのことがアジアの金融危機の遠因になっていったのではないかと。また、アメリカの株式市場の株高テンポが急上昇したのではないかと。

それは、ただいま私が申し上げました本支店間のネットベースの資金移動が十七兆円、これは一ドル九十円で換算しますと千九百億ドル、これをグローバルベースに直しますと二百十二兆円、約二兆ドル、これが全世界に向かつての流動性拡大効果が計算されるわけでございます。たまたま近年、金融派生商品であるデリバティブ取引を介在したヘッジファンドでは二十五倍ものレバレッジ効果があつたといふふうにも言われております。そのことによりましてアメリカでは九五年から九七年の秋にかけて年平均三七％という株価上昇テンポに入つていきましたし、アジアではまた流動性が過剰になりました。そして、それは結局アメリカの財務証券に還流されていつてアジアのバブルを引き起こしたのではないかと言われております。

この点につきましては、ただいまは副總裁、国内の状況について御答弁いただきましたけれども、それが国際金融市場、また経済に与えた影響についてどのように認識されているのか、お伺い

させていただきます。

○山口参考人 日本も経済的な大国でございますから、我が国の金利もある程度国際的な影響を持つということも当然のことだと存じます。その上で、ただいま御質問の二点について簡単にコメントを申し上げます。

第一点は、日本の低金利がアメリカの株価のバブルをもたらしているのではないかと、あるいはその一つの原因ではないかという見方でございます。これは、そのような見方を私もかねてから随分耳にしているところでございます。

ただ、日本の金利がアメリカの株価に大きな影響を及ぼすためには、例えば日本の金利がアメリカの長期金利を大きく引き下げる影響を持つて、それがアメリカの株価を押し上げるとか、あるいは日本からアメリカの株式市場に直接大きな金が流れ込むとか、そういうことが起きる必要があると存じます。私どもがいろいろなデータをチェックする限り、そのようなことは必ずしも観測されておられません。

日本の金利とアメリカの金利が同じ方向に動く場合もございしますが、全く別々の動きをしている場合もございまして、アメリカの金利は長いトレンドで見ますと確かにじりじりと下がつてきておりますが、これはアメリカの中で財政赤字がほとんど姿を消しつつあるとか、あるいはアメリカの物価も非常に落ちついているとか、そういうアメリカの内部の事情によつてかなりの程度説明可能だと存じます。

第二点のアジアに對する影響というのも同様でございます。日本は金融緩和がアジア諸国に非常に大量の資本の流入を促しまして、それでアジアのバブルが発生したといふような見方も全くないではないと思ひます。ただ、冒頭外為法改正の影響いかんといふところで申し上げましたように、日本の中からアジア諸国も含めまして外に向けてお金が大量に流れ出すためには、やはりそこにはそれほど大きなリスクがないといふような理解が必要でございます。アジア諸国の場合は、御

案内のとおり、それぞれの通貨を主としてドルに對して固定するような政策をつい最近までしておりました。そういうアジア諸国サイドの事情というのがやはり大きいのではないかとこのように考えております。

○河合委員 グローバル的な影響というの私が申し上げたほどにはないという御認識だと思ひます。

では、国内に論点を絞らせていただきますけれども、冒頭に申し上げましたように、昨年十一月の三洋、北拓、山一、徳陽の経営破綻というのは国内のインターバンク市場でシステムリスクを発生させたといふことを契機として、日銀が信用創出ですとか金利変動に對するコントロール能力を失いかけていたのではないかとこのように批判に對してはどのようにお考えになっておりましたか。

○山口参考人 これは、率直に申し上げて大変難しい問題だと考えております。

といひますのは、金融市場の中でいろいろな取引が行われるわけでございますけれども、お金を出す側から見まして、お金を借りたいという側に信用上の不安があるといふような場合には、その不安の部分を金利に上乗せして要求するといふようなことが起きてまいります。先ほど先生のお言葉でジャパン・プレミアムといふ言葉が出てまいりましたけれども、国内においてそういうプレミアムが発生するといふことがございますし、それが事実、昨年の十一月末からことしに入りまして、かなり大きな規模で残念ながら出てまいりました。そういう部分というのは、日本銀行の潤沢な流動性供給だけによりましてはなかなか抑え込むことができない部分でございます。基本的に金融機関の経営上、もはや全く不安がない、信用上の問題がないといふところまでたどり着きませんと、完全にそれが拭き取られるということにはならないかと思ひます。

私どもは、そういう認識のもとに潤沢な流動性供給方針を現在も続けておまして、幸い、この

三月、四月、五月というふうに時間がたつにつれまして、申し上げましたような信用面のある種の懸念に基づく金利の上乗せ分というの、着実に、じりじりと低下、縮小してきております。何とかこういう傾向を定着させたいというふうに考えております。

○河合委員 これ、日銀副総裁に對しましては最後の質問になるかと思ひますが、これだけの長期間の金融緩和政策を打ちつけてきた上での信用収縮というのは、もしかしたらこれは世界同時なのかもしれないけれども、日本はデフレに既に突入している、デフレスパイラルに入ったという認識はお持ちでございますか。

○山口参考人 たいだいまの御質問は、経済全体についての日本銀行の判断いかんということではないかと存じますが、デフレスパイラル、本物のデフレスパイラルということになりますと、物価がかなり大幅に下落するだけではなくて、それが、例えば賃金の切り下げでありますとか企業収益の大幅な落ち込みでありますとかそういうことにつながり、それが次の局面でまた個人消費や企業の投資を大幅に落ち込ませるといふふうにして次々と悪循環が生まれていく、こういうプロセスを指すのではないかと存じます。

現在、私も、そういうような局面に日本経済が入ってしまったというふうには考えております。

○河合委員 それでは、ここで大蔵大臣にお伺いさせていただきます。

先ほど私が申し上げましたように、日本の金融の自由化以後の歴史を駆け足で今概括したわけでございますけれども、その中における超低金利政策、これは一つは、本来、金利政策がきかないときには財政政策で景気対策を行うというセオリーがあると思うのですけれども、そこで余りにも早く低金利政策を打ったために、政府として残された景気対策というのは赤字公債発行による公共事業しか道はないという点に迫り込まれたのではないかと、この点についてお

伺いさせていただきます。

○松永國務大臣 お答えいたします。

まず、公定歩合の操作等金融政策は日本銀行の所管事項でありますので、私からあれこれ申すことは差し控えていただきますが、いずれにせよ、日本銀行において適切な対応をしてこられたというふうには私は思っております。

○河合委員 質問とちよつと違う角度でお答えになったと思ひますが、では、もう一つ、形を変えまして御質問させていただきます。

住専法が九六年六月に成立しました。それ以後、私の部屋にも大蔵省の皆さんが、住専の法律が成立した翌日だったと僕らはびっくりと覚えてるんですけど、日本の国のいわゆる財政赤字、この数字について御説明にいらっしやいました。住専法を審議している間にこの話をしますと、住専法そのものが通らなくなってしまうのですが、成立した翌日に説明に来られたというのは、大蔵省というのはさすがだと思ひました。しかし、この時点から緊縮財政路線というものを大蔵省というのは既にスタートさせてきたんだなと、今になって思うと私は私の体験として思うわけでございますけれども、そのきわめつきが昨年の財政法ですね。

大臣はこの委員会でも、この法律については最良のものだと思っておりますというふうに御答弁され続けてこられましたけれども、今私が質問した中でも、金融政策がきかないときには財政政策で景気浮揚を図る以外にない。それなのにこの財政法を強硬に成立させてしまった。これはもつと言えば、金融政策がきかない今こそ減税と公共事業と、これはどちらかという議論はありますけれども、せざるを得ないの財政法の綱をかぶせてしまった。これが政策不況のきわめつきだと私は思っておりますけれども、大臣、予算は成立しました。その後の、現在の立場でこの財政法についてのどのようにお考えですか。

立であつたわけでありまして、その当時の財政担当大臣の政策についての批評めいたことを言うことは、私は差し控えていただきたいというふうに思ふのであります。

しかし、後世代の人に多額の負債を残すということはよくない。したがって、財政構造改革をやつて赤字の縮小に向けて努力をしていこう。特に、急速に高齢化社会に入っていくことを考えればなおさらのことであるという考え方は、やらざるを得ない施策だというふうに私は思ふわけです。ただ、そちらの方にのみウエートを置くという、厳しい経済、景気状況にある我が国の現状を打開することはできない。したがって、景気の動向を踏まえて適宜適切な景気対策を打つていかなければならぬということであらうかと思つております。

○河合委員 私なりにちよつと整理させていただきますと、財政法の目指す方向は正しいけれども、景気対策を適時適切に打つていけるようにむしろ改革しなければいけないという御認識と受け取つてよろしいですか。(松永國務大臣「そうです」と呼ぶ) わかりました。

以上、一時間にわたつて大臣それから日銀副総裁に、金利政策と財政政策について私なりに質問をさせていただいたところでございますけれども、結論から申し上げますと、中谷教授の指摘がまことに正しく私は思えますように、金融と財政というものは、アメリカのように制度的にきちつと分離して、アメリカのようなグローバルスタンダードにこの金融ビッグバンを通じてシステムの改革していくというのであれば、金融政策、財政政策そのものもシステムの分離して運営すべきであるというふうには私は考えますけれども、これは、まず副総裁にお伺いしまして、最後に大臣にお伺いさせていただきますか。

○山口参考人 金融政策につきましては、この四月の新しい日銀法施行に伴いまして、日本銀行政策委員会というところが責任を持って判断し、決定していくという体制が整つたわけでございます。

先ほど来、先生からもそのような精神でしっかりとやるよという御激励をいただいたというふうに思ひます。まさに、そのような精神でやつてまいりたいと思つております。

○松永國務大臣 今副総裁からの話もありましたように、この四月一日から新しい日銀法が施行になりました。この新しい日銀法で日本銀行の独立性が強化されたわけでありまして、金融政策の決定については政策委員会が決定をなされるわけでありまして、政府の方は、意見を述べることにはできるけれども決定に加わることにはできないというふうには日本銀行の独立性が保障されました。この新しい日銀法の精神に基づいて日本銀行は適切な金融政策を行われるもの、そういうふうには承知いたしております。

○河合委員 最後でございます。重ねて大臣に、一言で結構でございますが、金融と財政というのは分離すべきであるという命題についてはどのようにお考えでしょうか、それを質問させていただきます。

○松永國務大臣 先ほど申し上げましたように、金融政策、これは日本銀行の所管事項であり、先ほど申し上げましたような独立性を持った金融政策を決定して適宜適切に運用されることを期待をしておるわけでありまして。

○河合委員 時間でございます。終わります。ありがとうございました。

○坂井委員長代理 次、石井啓一君。

○石井(啓)委員 平和・改革の石井啓一でございます。

きょうは大きなテーマで、金融の検査に関する質問、それから、これまで本日の質疑でございましたが、投資者保護、利用者保護、大きくこの二つの分野の質問を用意しておりますが、まず投資者保護の方から先に質問をさせていただきます。時間がありますれば検査の方に質問を移らしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まず、いわゆる金融サービス法についてでございますが、昨年の六月十三日付の証券取引審議会

の報告書を見たいとしますと、「金融サービス法等の検討」につきましては、

今後、金融システムの全般的な改革において仲介者や投資商品・サービスの多様化が進んでいく中で、市場性の低い商品も含め、様々な投資商品と金融サービスについての新たな投資家保護を図っていくべきかについての検討が必要となる。こうした観点からは、現在証券取引法の枠外にある投資商品と金融サービスをもカバーし得るよう、すべての市場参加者に横断的なルールを適用する新たな立法（いわゆる金融サービス法）等も視野に入れた検討が行われるべきである。

この報告書がございませう。

さらに、同じく金融制度調査会の答申を読みますと、これは同様のあれでございませうけれども、金融システム改革の今後の進展の中で、多様な金融商品の登場、金融機関のリスク管理の確立、自己責任原則の浸透等の状況を見極めながら、従来のいわゆる業法中心の縦割りの枠組みを見直し、利用者の視点に立って、規制に係る負担の軽減にも配慮しつつ、市場参加者に共通に適用される横断的なルールを確立することが必要になってくると考えられる。

本件についての今後の議論の進め方としては、直ちに検討を進めるべきであるとする意見と、より中期的な課題として検討していくべきであるとする意見とが出されたところであるが、いずれにせよ、幅広い金融サービスに対して整合的な規制を行う新しい法的な枠組み（いわゆる金融サービス法）を検討すべきであるという基本的な方向性については、概ね意見の一致が見られたところであり、今後、先進各国の例も参考にしながら、現行法制等との関係も含め、幅広く検討を進めていく必要がある。

両審議会有いは調査会、非常に前向きな方向で打ち出されておりました。また、今大蔵省においてもそういう方向で検討が進められているとい

うふうに理解をしておりますが、現在の政府はいわゆる金融サービス法の導入についてどういふ見解をお持ちなのか、伺いたいと思っております。

○山口政府委員 先ほど北橋先生からも大臣への御質問がございましたけれども、金融の法制自体が我が国は業法の体系になっております。例えば、銀行法、証券法、投資信託法、商品ファンド法云々というふうになっております。アメリカも実はそうなのです。アメリカも、証券法、証券取引所法、投資会社法、投資顧問法云々、こういうふうになっております。イギリスは、逆に業法が十分な形になっておらなかったという例があつて、今度はサービス法という横断的な取引法的な考へ方で律しております。

我が国の場合、縦割りの業法で対応をして、それぞれ濃淡ある対応、行政とかかわりもやっておりますけれども、今回お出ししております法律も、金融のサービスがいろいろまたがっていくということを入れて、各業法にそれぞれ手当てしてあります。それぞれの業法で手当てをしてありますので、今はエアポケットとして落ちるところはまずはないと思つて、将来、またいろいろな形の金融の改革が進むとなると、果たしてその業法的な形の対応で十分だろうかという問題があるわけですね。

確かに、業法の方がそれを担保しやすいのです。例えば銀行が何かやつたときに、いつも先生方に私が追及されて、何とかしろとおっしゃると、私どもとしては、こういう御意見がございましたよという形で銀行にその趣旨を伝えるという形で担保をしやすいという面があります。単に取引法だけで、司法関係かね、それは業法関係かねというふうなことで、では、後は訴訟でどうぞという形になつてもなかなかこれほうまくいかないという問題があります。

したがって、金融サービス法の問題というものは、縦割りの業法でそれぞれきちりやらせていることが、将来、そのままいけるかどうかという問題意識だと思つてございませう。そういう

意味で、中長期的な課題として私どももひとつ勉強して取り組んでいこうということで、今勉強会を開いているわけでありませう。

したがって、今回の法改正でも、いろいろな取引ルールとか行為規制とか説明義務とかディスクロージャーとか、消費者のためになることはできるだけの配慮はいたしておる所存でございませう。ただ、法体系というものは余り固定的に考えるべきでもない、縦と横が相互に関連し合つてもいいではないかという考え方もあろうかと思つて、ちよつと長くなりましたが、そういう考え方で対応しておるところでございませう。

○石井(警)委員 原則的な方向を確認しますと、この証券取引審議会の報告書を読みますと、今私が見た前段部分で、「金融商品に係る投資家保護との視点から、証券取引法の有価証券の範囲を更に大幅に拡げられないかとの議論もある。」しかし、それを否定しておいて、市場参加者に横断的なルールをつくりましよう、こういう言い方をされているのです。

このことを読むと、基本的な今後の方向としては、業法中心の法体系から業法横断的ないわゆる金融サービス法的な方向に進む、これは明らかにこういうふうな理解できるのですけれども、その点について確認したいのです。

○山口政府委員 基本的な方向は、私どももそういう方向に行く方がいいのではないかとこのように思つております。それは、金融技術がどんどん発展していきませう。そうすると、今まで結びついていた商品というのが出てくるわけでありませう。そうすると、これは一体何の業法なのだというふうな議論も出てくると思つて、したがって、今後の金融システム改革の状況を的確に把握しながら、これについては前向きに対応していきたいというふうな考えでございませう。基本的なスタンスは先生のおっしゃるとおりです。

○石井(警)委員 そこで、私は確認したいことがあ

るので。

今局長の方から御説明ありましたけれども、我が国の証券関係法制はアメリカの法制がベースになっていませう。アメリカの法制というのは業法中心で、なおかつ証券については幅広い定義が採用されておるわけですね。だから、従来の伝統的な株式や債券というふうな定義に限定されず、一般の人々に対して売られる投資性のある商品という定義を採用されていませうから、アメリカの場合は証券法とほかの法律でグループで規制されている。

私も本を読んで初めて知りませうけれども、いわゆる定額保険についても、保険法と証券法と二つで管轄してあるんですね、アメリカの場合。そういうやり方が方向としては一つある。証券法の証券の定義を幅広くして証券法の方で規制をしていくよという方向と、もう一つ、今イギリス型といひませう、イギリスの場合は投資業とか投資物件というそのものの自体的定義を幅広くしておいて、業態ではなくて機能として管理をしていませう。そこで詐欺的あるいは誤解を招くような説明というかが行為を一般的に禁止して、そういう法規制のあり方であるわけですね。

ある意味で我が国はもともアメリカの母体であつたはずだと思つてございませう、それがイギリス型の方に大きく法体系が変わつていく、こういうふうには私は理解してございませう、その背景がどういふことなのか、あるいはその理由がどういふことなのか、そこら辺については私はちよつと説明を求めたいと思つてございませう。その点についてはいかががございませう。

○山本(皇)政府委員 今先生の方から御指摘がありましたけれども、要するに、アメリカ型からイギリス型の方に変わつていくのではないかとお話をございませう。

確かに、証券法の観点から申し上げますと、証券法はアメリカの証券取引法、これを下敷きにしてきたものでございませう。ただ、アメリカの場合には、例えば有価証券の概念そのものも非常に

広い概念を使っております。ただ、そうなりま  
と、一体何が有価証券に該当するのかという点に  
つきましてアメリカの場合は非常に抽象的な文言  
でできて、あととはということになるわけござい  
ますけれども、日本の場合にはこれがまた罰則も  
かかってくる、こういう問題もまたあるわけござ  
います。そういう意味から申し上げますと、例  
えば有価証券定義というものを包括条項的にやっ  
て何が何でもすべて証券取引法の体系でもって押  
さえ込むということは、これはなかなか日本の場  
合、現状にそぐわないのではないかと感じがい  
ます。一つ参考になるのがイギリスのようなやり方  
ではないかというふうに思われるわけございま  
す。

いずれにいたしましても、今後この金融サービ  
スの革新というものが続いてまいりまして、非常  
にいわゆる業際間の垣根というものが低くなって  
横断的な商品もできてくる、こういう状況という  
ものがだんだんと現出されてくるであろうという  
ことを考えますと、やはり横断的なサービス法と  
いうものを真剣に検討していかなければならな  
い、こういうことになってくるのではないかと  
うふうに考えております。

○石井(啓)委員　そこで、これは大臣に確認した  
いのです。  
先ほどの銀行局長の答弁ですと、これは中長期  
的な課題というふうにおっしゃっているんですけど  
れども、私はこれはなるべく早く検討すべきだと  
思うのですよ。といいますのは、今この時点では  
今の業法ごとの規制で十分だという答弁ではあり  
ますけれども、しかし、金融に関する技術革新と  
いいますか、日進月歩でございますので、どうい  
う商品あるいはサービスが今後出てくるか想像もつ  
かないわけですよ。残念ながら、我が国のこのい  
う投資家保護あるいは消費者保護というものは、  
どっちかかという後手後手に回るといいますか、  
問題が起こってから対処する、こういうやり方が  
非常に目立っております。先ほど大臣も午前中

の質疑の中で変額保険について言及をされました  
が、ああいった事例に見られますように、いろい  
ろな意味での被害が起きてからでは私は遅いと思  
うのです。いろいろな商品あるいはサービスがこ  
れから次々と出てくるということは容易に予想さ  
れますので、中長期的な課題というそういう悠長  
な話ではなくて、これはもうやはり早急に検討を  
進めるべきである。これはある意味で、この金融  
システム改革を成功させる意味でも非常に重要な  
ことだと私は思うのですよ。

といたしますのは、もう御承知のとおりでありま  
すが、我が国の場合は一般投資家がリスクがかか  
るような商品になかなか投資していかない。一千  
二百兆円個人資産があると言われておりますけれ  
ども、その大半は預貯金であり、あるいは保険であ  
りということ、いわゆる有価証券は非常に少な  
いわけですね。今後こういう一般投資家を有価証  
券市場にもう一度戻していくという意味でも、や  
はり一般投資家が安心して投資ができるようなそ  
ういう法的な枠組みというのをはきちんとつくるべ  
きだと思っております。

そういう意味で、中長期的ではなくて、私は早  
急にこの金融サービス法の検討を進めるべきだ、  
こういうふうにお考えですので、この点大臣、ぜひ  
御答弁をいただきたいと思っております。

○松永国務大臣　私自身、余り証券とかそういう  
たものには関係をしていない人間でありますけれ  
ども、ただ、二、三年前から、あるいは数年前か  
ら起こっております変額保険等の被害者などが、午  
前中も申し上げましたけれども、今までは銀行相手  
に訴訟を起こすという例はめったになかったの  
に、あの事件があらちちらに被害が発生してか  
ら相当数の損害賠償を求め訴訟が銀行に対して起  
こされておる、それでしばしば銀行が負けている  
という例を見ますと、この点について何ら  
かの措置をしないと紛争が絶えないという感じ  
を私は持っております。  
今度この金融ビッグバンを実施した場合に、個  
人の金融資産が、現在の六割近い預貯金になって

おるのが、株式あるいは信託、証券等々にとの割  
合で移っていくのかそれはわかりませんが、それ  
も、日本国民の今までの伝統からいってそうたや  
すくは移らぬかもしれぬけれども、しかし、この  
仕組みをつくる以上は、それがうまく機能するよ  
うな万全の法体系を整えることが大事なことだろ  
うというふうに思います。

先ほど局長は、中長期と言ったかもしれない  
けれども、長期というのはいかぬと思っております。  
直ちにというのはいかぬと思っております。ま  
少し時間をかけて、理論的な検討も、それから新  
たな金融商品の出ぐあい等も考慮しながら理論的  
に研究をして、そして長期ではなくして、中期の  
うちに法体系の整備をする必要があるというふ  
うに私は思っております。

○石井(啓)委員　振り返って考えてみますと、変  
額保険も性質からすると非常に投資性の高い商品  
だったわけですね。ところが、規制されているの  
は、あの商品は保険業法だけです。そういうよう  
に、今の業法の中だけでもやはり問題が起こり得  
る。なおかつ、今の業法で規制できない、いわゆ  
るポテンヒットというものが出てくる可能性もや  
はりありますので、私はある意味で、金融システ  
ム改革を成功させる上でも、ぜひこの点について  
は、直ちに申し上げたいと思っております。な  
るべく早期にやっていたらいいと思っております。  
お願いいたします。

○山口政府委員　私どもとしまして、この問題  
については、早速各省、これは大蔵省だけの問題  
ではございませんで、実は経済企画庁、文部省、  
厚生省、農林省、通産省、郵政省云々と、たくさ  
んの省庁がまたがっている話でございます。そ  
れが一緒になって学識経験者を入れた勉強会を今  
精力的にやっております。この間私も出たのでご  
ざいます。またそのあり方の理念の問題で先生  
方の御意見も大分違うようです。どういふふう  
に整理していいかという問題はあります。け  
れども、御指摘のとおり余りのんびり構えるべき

問題ではないということは十分に心得ております  
ので、真剣に検討を加えてまいりたいというふう  
に考えておる次第でございます。

○石井(啓)委員　その点、ぜひ大臣もリーダー  
シップを発揮していただきますようお願いいた  
します。

それは、今回の改正証券取引法における投資  
者保護の考え方を改めてここで確認をしたいと思  
いますので、政府委員の方からお願いたします。

○山本(元)政府委員　現行の証券法では、断定的  
判断の提供による勧誘の禁止あるいは損失補てん  
の禁止等の投資者保護のための行為規制がござ  
います。また、顧客の知識、経験等に依じた勧誘を  
行わなければならないとする顧客適合性の原則、  
また証券会社の経営悪化に対する是正措置、こ  
ういったものによりまして投資家保護を図ってい  
るところでございます。

今回のこの金融システム改革法案におきまして  
は、これらの投資者保護というものをさらに充実  
させるために、まず第一に、証券会社が投資顧問  
業や投資信託委託業をあわせて行う場合の相互の  
情報利用の制限や顧客取引に先回りした自己取引  
の禁止、通常フロントランニングと呼んでおりま  
すが、その禁止、こういった行為規制の強化並び  
に早期是正措置の明確化、さらには、証券会社が  
破綻した場合に備えた顧客資産の分別義務の強  
化、投資者保護基金の創設、こういった規定の整  
備を図っているところでございまして、証券取引  
における投資者保護には万全を期してまいりたい  
というところで考えているところでございます。

○石井(啓)委員　それでは、これまでの質疑の中  
でも取り上げられていまして、今回、証券法改  
正案第六十五条によりまして、銀行、保険会社に  
おける投資信託の窓口販売、これが可能になっ  
たわけでありまして、この投資信託の販売におい  
ては、証券会社で販売をしても不正な勧誘ある  
いは強引な販売行為が行われて損害賠償を求めら  
れる、そういう事例もあるわけでございますが、  
今回、銀行、保険会社がこれを扱おうということ



で、銀行でいえば、もともと預金という元本が保証されている商品を扱っている、あるいは保険会社においても大半が定額保険ということでありますから、投資者が、預金やあるいは定額保険と同じ安全性を有する、こういうふうな誤解する可能性が、懸念が十分あるわけでございます。この点に対して投資者保護策がどうなるのか、この点について御説明いただきたいと思ひます。

○山本(見)政府委員 お答えいたします。

証券投資信託を銀行等の金融機関の窓口で販売するに当たりましては、顧客に対しては、この証券投資信託が、銀行等の扱う預金商品などとは異なりまして、元本保証のないリスクキャピタル商品であるという商品性の違いについて十分認識していただいた上で販売することが重要であると考へております。

このような観点に立ちまして、有価証券の販売に係る証券取引法上の誠実公正義務、これが新法でも三十三条にございまして、こういった販売ルールを適用する、また銀行法等におきまして顧客に対する預金との誤認防止ルール等が適用できるような手だて、これも銀行法等に講じているところでございますが、こうしたことをした上で銀行等の金融機関により証券投資信託の窓口販売を導入したいというふうに考へております。これはアメリカでも同様な規制が行われているところでございます。

○石井(啓)委員 この点大変懸念される向きがありますので、私、ちよつと改めて確認したいのですけれども、銀行、保険会社等で窓口販売するときもこの証券取引法上の販売ルールが適用されるということですね。ちよつとその点、確認のため御答弁をいただきたいと思ひます。

○山本(見)政府委員 当然のことながら、銀行等の窓口で販売される場合、その販売をされる資格、これは通常の有価証券を販売する場合にも外務員資格というものが求められておりますが、当然これも求められることになりまして、証券法の基本的なルールが適用されるということは言うまでもございませぬ。

でもございませぬ。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○石井(啓)委員 それから、もう一つ確認しますが、今回の改正案によりまして、証券投資信託の受益証券について、これが証券法の第二章、企業内容等の開示の対象になるということですね。ですから、目論見書を作成し、そしてそれを交付する義務がある、こういうことよろしいわけですね。

○山本(見)政府委員 そのとおりでございます。

○石井(啓)委員 それでは、なせる心配しているかという点、先ほど言った変額保険の件がまさに心配される事例をわけです。振り返って考えてみますと、あれはバブル期のことではあります。一般の方に銀行から多額の融資をして、それを保険に一括払いをする、それを専ら有価証券に投資をして、その運用実績によって保険の金額や解約の払戻金にこれを連動させる、変動させる、こういうことでありましたけれども、消費者、投資家の方は、それは銀行とか保険が推薦するものだから安全だ、大丈夫であろう、こういうことでそれに応じたわけですよ。ところが、バブルがはじけて元本は全く目減りしてしまつて、片や担保に入れた自宅まで差し押さえられてしまつて、どうなつていられるのだ、こういうことで大変な訴訟の事例が起きているわけでありまして、その裁判のいろいろなあれを見ますと、説明するときには十分なりすかの説明がなかつた、あるいは、先ほど言いましたように、説明を聞く方は、信用度の高い銀行だとか保険会社やのだったら大丈夫だろうと、これは、契約は保険会社やつたとしても、実際にそれを一生懸命勧めたのは銀行だつたということもあつて、こういう被害の事例があつたわけですね。

私は、今回の投資信託の窓口販売の解禁ということで、やはり同じような事例が起きてはならない、これは当然のことでありまして、そういう意味でこの点についてやはり厳しく監視をしていかなければいかぬと思つておられます。その点、ちよつと大臣、見解を求めたいと思ひます。

○松永國務大臣 委員が今おっしゃつたような変額保険の契約あるいは販売、私が承知している例もまさしくそれなのです。銀行の外務員というのですか、お得意さん回りをする銀行員と保険会社がお二人行つて、そして、その御主人は病気で寝ておつたのでありますが、その人の娘さんとうまく話をして契約をしたというケースでありました。現に訴訟になつていられるわけでありまして、私は多忙でありますから代理人はいたしてございませぬけれども、専門的な弁護士がやつておられるわけでありまして、そういうケースでございまして、結局、日本国民は、概して銀行はかたいと信用しているのですよ。しよつちゅう外務員として自分のうちに来ているのですから信用している、それが勧めれば信用してそういう商品を買つ、こういうことになつておられるわけですね。

したがつて、午前中も申し上げましたけれども、元本保証の、間違いない定期預金証書とかそういうものや違う、リスクのある、元本保証はないということなどが明確に説明される必要があると思つて、少なくとも、消費者に誤認を与えるような方法での販売、これはしてはならぬことだと思つて、そういうこと等を通じて、消費者に誤認を与えないように、リスクのある商品だということ、元本保証はないということを明確にした、誤認をさせないような状態だけは確保する必要があります。私は、そういうふうな思つてございまして。

○石井(啓)委員 今、大臣の答弁の中にもありましたが、こういう商品に対して一般投資家に勧誘する場合は、やはりその仕組みとか危険性をわかりやすく説明をし、そしてそれを理解をさせて、その上で、それでも投資をするのだという意向を確認する、こういう丁寧なプロセスを踏む必要があると思つておられます。そういう点、きちんとそういうプロセスを踏んだ上でなければ、投資家に対する自己責任を問うという状況にはないと思つておられます。そういう点について、もう一度大臣、確認をさせていただきます。

○山口政府委員 大臣が申し上げた趣旨は、今回の法案の中にも銀行法の改正の部分で入れてございまして、第十二条の二というところに「預金者等に対する情報の提供等」という規定を新たに設けさせていただきます。第二項で「その業務に係る重要な事項の顧客への説明」云々というふうにして、それを講じなければならぬという義務づけをしてございまして。こうした考え方は、今までの銀行法の考え方からある意味ではちよつと踏み込んだ、行為規制的、行為規範的な事項を入れさせていただいたということでございます。今までも申し上げたように、業法の形をとりながらもかなり金融サービスの法的な、そういう行為規制的なものを入れていっているという流れの一環でございます。

○松永國務大臣 今局長が答弁を申し上げましたように、法文上もそういうふうになつておるといふことでありますから、先ほど来申し上げましたような、消費者に誤認を与えるようなことがあつてはならない、きちつと説明した上で販売すべしということでありまして、法文上もそれは担保されておるといふふうな思つてございまして。

○石井(啓)委員 それではもう一つ、有価証券デリバティブについてお聞きします。これが全面解禁をされる、しかも銀行や保険会社においても、一定の範囲内ではありますが、これを扱うことができるというふうになつておられるわけでございます。このデリバティブ取引は仕組みが大変複雑でございます。通常の投資信託とは比較にならないほど大変複雑な仕組みである上に、極めて高いリスクを持つていられるというところでございます。私は、これは本来は一般投資家向けではないというふうな思ひますけれども、この有価証券デリバティブが解禁されることに伴う一般投資家への保護策、これについて伺いたいと思ひます。

○山本(見)政府委員 石井委員おっしゃいますように、確かにこの証券デリバティブというのは、

通常は、一般投資家と申しましようか、そういう方々が中心になるであらうというふうには思いますが、例えば先物取引のように、場合によればこれもデリバティブの一種でございますので、一般投資家にもこの証券デリバティブ取引を行う可能性というものはあるわけでございます。

今回の法案におきましては、有価証券の店頭デリバティブ取引というものを証券業というふうな位置づけまして、その導入を図るとともに、投資家保護上の問題が生じることのないように、先ほども触れましたが、顧客の適合性の原則、つまり顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行うべきであるというこの顧客適合性の原則、また、相場等の動向について断定的な判断を提供して勧誘することを禁止するといったこと、あるいは取引の概要を記載した書面の事前交付義務、こういった行為規制、これが有価証券店頭デリバティブ取引に適切にかかるとともに、また、この有価証券店頭デリバティブ取引を用いようとするわゆるインサイダー取引あるいは相場操縦、こういった不正取引を禁止するなどの所要の規定整備を図って万全を期しているところでござい

○石井啓委員 今、適合性の原則のお話がございますけれども、私は、適合性の原則からしますと、この証券デリバティブを勧める対象というのは極めて限られてくるのではないかと、この点について確認したいと思うのです。  
リスクの高い証券に投資できるだけの知的能力といえますか、あるいは財産も相当程度余裕があつて、たくさんある財産のうちの一部をそういうリスクのあるところに多少投資してもいいというふうな方、あるいは、なおかつそういう方でも、そういう極めて高いリスクを持つていたとしても自分はやるのだという意向をきちんと持っている方、そういう方に限られて、それは今の日本の現状からすると極めて限定されるのかと私は思いますが、適合性の原則からするとそういう方々

に限定をされて、一般的な投資家については向いていないと私は考えるのですけれども、その点について確認したいと思ひます。  
○山本(豊)政府委員 確かに、特にこの店頭デリバティブ取引になりますと、対顧客の営業というものが非常に問題になってくるわけでございませう。先ほども申し上げましたように、この適合性の原則というものを厳守するとともに、いろいろなデリバティブ商品についての説明義務なり、あるいはタイムリーな情報提供、これをやっていくことは当然でございませう。

そして、基本的には、先ほど申し上げましたような基本的な法令というものがあつてございませうけれども、いずれにいたしましても、このデリバティブ取引というのは店頭で行われるわけでございませうので、それぞれの証券会社のいわば自主的な対応というところにまたざるを得ない面もこれまたあつてございませう。基本的には、この適合性原則というものを各証券会社がどういふふうな判断をするのか。例えば、先ほども御質問が出ておりましたけれども、ワラント訴訟なんかの場合にもこの適合性原則というものは非常に問題にされていましてございませう。こういった観点から、一度、これを取り扱う各金融機関につきまして、この適合性原則の持つ意味というものを十分に考えた上で営業をしていただかなければならないだろう。石井委員のおっしゃっているような方々、こういった方々が恐らく対象になるのであろうというふうな考えておるところでございませう。

○石井(啓)委員 大臣、よろしいですか。私ちよつとしくくすつと申し上げておりますのは、これから銀行にしろ証券会社にしろ、非常に厳しい競争というのが予想されますね。そういった中で、かつてのように営業マンにノルマが非常に課される、そういった状況になりますと、とかくやはりこういったリスクの高い商品も一般投資家に売り出すような、そういう動きにもなりかねませぬので、私はあえて重ねて確認をさせていただいてお

るのです。  
デリバティブについては、ある意味では、通常の、従来の投資信託以上に、適合性を満たした顧客に対して十分説明し、いや、私もいろいろな説明を読んでも、これは難しいです。一週間のただけでこれはなかなかかわからないですよ、本当に。書面に書いたものを見てもなかなかこれはわからないということでありませうから、これは十分説明しなければいかぬと思ひますし、また投資家の意向もきちんと確認しなければいかぬと思ひますので、その点について、大臣、もう一度確認をしたいと思います。

○松永國務大臣 大体私の頭の中も委員と同じような考え方でございませう。したがって、今証券局長心得が答弁いたしましたように、顧客の知識、経験及び財産に応じた勧誘を行うべしという顧客適合性の原則とか、あるいはまた相場場の動向について断定的な判断を提供して勧誘することの禁止とか、あるいはまた取引の概要を記載した書面の事前交付義務とか、そういったものをきちんとして守らせて取引がなされなければならぬというふうな思つておられます。

問題は、先ほどの変額保険の場合もそうでありますが、外務員が実際にそれを履行するかどうかということなんです。規定の整備は行つてありますから、ぜひその規定を守つて勧誘をするということにしてもらいたいというふうに思ひます。  
○石井(啓)委員 ある意味では、今後金融機関に対する検査監督は金融監督庁に移るわけでありませうけれども、いろいろな事例が出てその判断を裁判に任せるといふことではなくて、せつかくこの法整備をしたわけですから、この法令の遵守状況等についてもきちんとして、これは検査をするようでありますけれども、日常的な監視といふかモニタリングといふか、そういうものを十分やっていただきたいと思います。

この基金の規模について、発足時三百億円、あるいは二〇〇一年三月末時点で五百億円程度を確保する方向である、こういうふうに聞いておりますけれども、この基金の規模、どういふ根拠でこういう額を考へていらつしやるのか。あわせて、各証券会社の負担金の算定がどういふ形でされるのか。このことについて説明をいただきたいと思ひます。  
○山本(豊)政府委員 お答えいたします。

まず、発足時三百億円、そして二〇〇一年三月末時点で五百億円という規模の根拠でございませうが、これにつきましては、実際問題といたしまして、今後の証券会社の破綻の頻度であるとか、あるいは破綻時の財務状況、あるいはこれから分別管理というものを徹底させていくわけでございませうが、その定着度など、さまざまな要因によるために、基金の規模としての程度が適正であるかというものを数量的に明確な換算根拠をもとにして定めるといふことはなかなか難しい問題でございませう。

ただ、実際問題といたしまして、現在の、この前身となります寄託証券補償基金の資金残高がピーク時で三百六十億円余あるということ、あるいは、アメリカができましたのは一九七一年でございませうが、それから九六年までの累計で、一ドル百三十円で換算いたしますと約三百四十億円ぐらいである。あるいは、英国の同様の例がございませうが、これはこの十年間で約二百四十二億円であるといふことからも考えますと、おおむね、発足時三百億円、そして二〇〇一年三月末時点で五百億円という程度の規模であれば、当面目指すべき基金の規模としては妥当なのではないかと、このように考へていられるところでございませう。

ては、基本的には、新たにできます投資保護基金の業務規程で定められるということになっておりますが、現在業界において検討が開始されているというふうに承知をしております。またこれが従来のように取引高でいくのかどうかという点を含めまして、今現在検討がようやく開始されたという段階であるというふうに承知をしております。

○石井(警)委員 通例であれば法案審査の折にそういう算定方法というのを出てくるのじゃないかと思うのですが、業界で今検討中ということでありまして、いつまでにこれを定めるのでしょうか。それで、その調整というのはいまよくのうかでしょうか。

○山本(見)政府委員 私どもも、こうして今、国会に法案の審議をお願いしております。この中で、できるだけ早くということでも調整作業を急がせているところがございますが、まだ業界の中でいろいろな議論があるというふうに聞いておる、そういう段階でございます。

○石井(警)委員 では、それはぜひ早目にまた教えていただきたいと思っております。

あわせて、この投資保護基金の中で経過措置として、二〇〇一年三月末まで日銀借入れと政府保証の付与、この公的支援を可能にしているわけでありまして、これは後ほどお聞きします。保険契約者保護機構についても共通の問題意識を持っているわけでありまして、銀行の破綻に備えて公的資金を導入した際には、銀行は決済システムを持つていられるのだ、決済システムを持つていられるから連鎖破綻になると信用秩序が崩壊してしまう、だから公的支援が必要なんだ、こういうことが大きな理由の一つだったと思っております。

ところが、現行の場合、証券会社についてはそういう決済機能がないにもかかわらず公的資金を入れるのはどうしてなのか、こういう問題意識がございますので、その理由を説明をいただきたいのと、もう一つ、日銀からの借入限度額と政府保証額がどうなるのか、この点について答弁を求め

たいと思っております。

○山本(見)政府委員 お答えいたします。

投資保護基金の業務支出というものは証券会社が納付する負担金を充てるということを基本としていられるわけでございますが、仮に基金の資金が一時的に不足するという場合におきましても、基金の資金調達が行えるようにということでは、二〇〇一年三月までの破綻の処理については、基金の日銀借入れや政府の債務保証を可能とし、金融システムの安定に万全を期すこととしたものでございます。

また、基金の借入限度額、これは政令で決める、また政府保証の限度額は予算総則ということになるわけでございますが、したがって、日本銀行からの借入限度額というものは基金の借入限度額、この中に入るわけでございます。これにつきましては、いずれも、今後、基金の設立準備過程、または設立後におきまして、基金の業務に支障を来すことのないように必要最小限の額を定めたいというふうに現在考えているところでございます。

○石井(警)委員 前段のお答えで、私の問題意識とちよつと、答えていただかなかつたので、要するに、銀行の場合は決済機能を持つていられるからという理由だったのだけれども、証券会社にはないわけですね。にもかかわらず公的資金を入れるのはどういう理由なんだ、その点についてもう一度答えてください。

○山本(見)政府委員 昨今の金融システムをめぐる状況を考えますと、証券会社の破綻でございまして、それが円滑に処理されないという場合には金融システム全体に対する不安感を高め、経済全体に対して深刻な影響を与える可能性を排除できないというふうに考えられます。ことから、こういった公的支援措置というものを講じさせていただくという御提案をさせていただいているところでございます。

○石井(警)委員 それでは、その借入額は政令の範囲だ、政府保証は予算の総則の範囲だということ

ですが、この政令がいつ決まるのでしょうか。そして、予算の総則というのはいつの予算になるのでしょうか。

○山本(見)政府委員 原則として、政令につきましては、これも法案を仮に成立させていただきましてからできるだけ早い機会にというふうに考えているところでございますが、現在、いつまでということまでまだ詰め切った状況ではございません。

また、政府保証につきましては、これは予算総則でもって定めていただくことになるわけでございますが、先ほどもお話をいたしました。基金発足当初、約三百億程度でスタートするのは本年の十二月という予定でございますが、恐らく、本年中につきましては、特段政府保証ということを考える必要はないのかなというふうに今考えているところでございます。

○石井(警)委員 そうしますと、政府保証を予算の総則で書くというのは、問題が起きそうな時点であるということなのでしょうか。ちよつとそこを確認したいのです。

といたしますのは、ことしやりました金融二法、これについては、法案審査の段階で十兆円の交付国債と二十兆円の政府保証という額がはつきりしていたわけですが、それを前提にいろいろ議論していたのですが、後ほどの保険の方も同じなんですけれども、今回は法案審査の段階でそれだけの公的支援が必要になるかというのわからないのですよ。だから、私は、正確な額をここで申し上げるとは言いませんけれども、大体どの程度のことになるのか、概算額ぐらいは明らかにすべきじゃないかと思っております。

ちよつと大臣、御答弁いただきたいと思うのです。公的支援、私もそれは否定するものではないのですけれども、どれだけ入れるかわからないのに入ることだけ決めてくれというののもうなんだろうな。やはり、法案審査の段階でその点の概要、概算額については明らかにすべきじゃないか

と私は思うのですよ。大臣、どうでしょうか。

○山本(見)政府委員 この限度額の問題につきましては、基金の設立準備過程の段階において必要と判断される額を定めたいというふうに考えておりますが、ただ、いずれにいたしましても、これは資金繰りでございまして、さほど巨額になるというものではないというふうに御認識をいただければと思っております。

○石井(警)委員 大臣、ちよつと御答弁いただけませんでしょうか。私の問題意識は、金融二法のとときはきちんと公的支援の額というのが明示されていて、それを前提に議論をした。今回の証券、あるいは後ほど聞く保険の場合は、公的支援の額がはつきりしない、とにかく公的支援は必要だということに認める、額は後で教える、こういうことになっていきます。予算が出てきた段階でそれははつきりするのかもしれないけれども、予算とて審議をするわけですから、現段階である程度の概算額ぐらいはやはり示すべきじゃないかと思っておりますよ。大臣、ちよつと答えてください。

○山本(見)政府委員 現時点におきましては、スタート時に三百億ということとスタートし、そして二〇〇一年三月には五百億ということが基金の残高でございまして、万が一いろいろな事態が仮に生じた場合ということでございますけれども、大体その辺の三百ないし五百というものが、今のところ、通常の場合想定される補償額でございます。それに対する資金繰りということでございます。その金額とさほど大幅に違いがあるというようなものではないということではなからうかと思っております。ただ、あくまでも現時点においてはこういうことでございます。

○石井(警)委員 それでは、証券の方はかり聞くとあれですから、保険の方に聞きます。同じ質問ですけれども、保険契約者保護機構で、二〇〇一年三月末までの経過期間の間で、これは日銀借入れと政府保証、この公的支援、それぞれどれぐらいの額になるのか、そしてまた、

そもそもこの公的支援をする理由、保険の方、御答弁いただけますか。

〔委員長退席、井奥委員長代理着席〕

○福田政府委員 お答えいたします。

まず、事前積立限度額の規模でございます。午前中も御答弁申し上げましたように、今後発生し得る保険会社の破綻を現時点で予測することは困難でございますが、一応、制度創設に当たつての考え方としては、十年間という期間を念頭に置きまして、複数の破綻が起きても対応できるようにということで、生命保険の場合は四千億円程度、損害保険の場合は五百億円程度を考へておりました。この必要資金額の推計といえますが、仮置きに應じまして、事前積立限度額もこれが一つの目安になるのではないかと考えておりました。

したがって、いわゆる負担金、これは年間負担金でございますので、それぞれの金額を十で除した、生命保険ですと四百億円程度、損害保険の場合ですと五百億円程度が一つの目安になるのではないかと考えております。

それから、公的支援がなされる理由でございますが、保険につきましては、申し上げるまでもなく、国民生活、国民経済の基礎としてさまざまな危険に備えて、万が一事故が発生した場合に国民の経済生活を保障するという保障機能がございまして、そのほかにも保険会社は金融機関の一角としまして金融仲介機能も現に担っておりますので、保険会社の破綻が生じた場合には金融システムに及ぼす影響も大きいことから、保険契約者保護のために公的支援を行うこととしたしております。

その内容につきましては、証券と同様でございます。二〇〇一年三月末までの経過期間中に破綻した保険会社につきましては本則よりも手厚い保護をいたしますので、その期間につきましては資金調達に限り、日銀借入れ及び政府保証を可能とすることとして、資金調達の円滑化を図ることとしております。

そして、その日銀借入れや政府保証につきましては、機構の借入金につきまして、やはり青天井ということになりますと保険会社の負担能力で困難でございますので、これも午前中に申し上げましたように、政令で一定の限度を設けることとしたしております。その政令の限度としては、今申し上げた年間負担額の十倍程度が一つの目安ではないか。したがって、この範囲内で借入れが行われるわけでございますので、日銀借入れもその範囲内であり、かつ政府保証につきましても、あくまで国会で御審議いただく毎年の予算総額でございますが、その中で限度額が決められていくのではないかと考えております。

ただ、数字で恐縮でございますが、四千億とか五百億と申し上げましたが、この当初の経過期間におきまして上乗せの補償を行うために必要な資金が若干上乗せされるわけでございまして、生命保険ですと四千億プラス六百億円程度が必要になるのではないかと、先ほどの仮定ではそういうふうになるわけでございまして、そのようなものも含めまして政府保証枠を設定していただくことになろうかと存じます。もちろん、そのような破綻が現実には起きるといふことを申し上げているわけではございません。

○石井(警)委員 それでは、今確認しましたが、証券の方の投資者保護基金の三百億とか五百億という額とはそんなに差がない額だ、こういうことですね。

それからもう一つ、保険の方は、ちょっと今私初めて聞いたのですけれども、借入金の上限、政令で定める範囲内、これは大体事前負担額と同程度なんです、十倍の範囲内ということですか。わかりました。それが大体上限だ、その範囲でやはり政府保証だ、こういうことでそれは理解いたしました。ところで、この保険の方は政令で定める範囲内で借入れができる、その政令というのは経過期間中も、あるいはそれ以降も同じなんですか。

といいますのは、今、保険部長御説明ありましたけれども、政令の根拠といえますか、それが保険会社に余り過剰な負担を課せられない、負担能力の範囲内だということでありまして、一方で経過期間中は、要するに原則としての補償より幅広い、なおかつレベルの高い補償をやるわけですね。ですから、破綻に対する機構の資金提供額が大きくなる可能性がある。ところが、保険会社の負担上限ということで上限を決めてしまえば、事前積立額プラス借入限度額以上の破綻が起きた場合どうなるのか、ここが恐らく改正案の三百十一条の二につなげてくるとは思っておりますけれども、その点についてはどうなんでしょう。

○福田政府委員 お答え申し上げます。

十年間のいわば本則ベースによる所要資金あるいは積立限度額と、それから経過期間、二〇〇一年までの手厚い保護の分を含めた所要資金額等について申し上げましたが、これは、いろいろな仮定で議論した結果の数字でございます。恐らくこの程度が必要かつ十分であろうという見込みのもとにそのような数字を申し上げているわけですが、今御指摘のように、万が一そのような枠では済まないような破綻が最悪の事態生じてしまったときどうかというお尋ねにつきましては、まさに今御指摘のとおり、保険業法、御提案申し上げている法律案の三百十一条の二で、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化し、その結果保険業に対する信頼性を揺るがすおそれがあると内閣総理大臣、これは実施主体でございますが、内閣総理大臣が判断する場合には、保険業に対する信頼性維持を図るために必要な措置に関して、制度全般の企画立案を担う大蔵大臣に協議しなければならぬという協議規定が入っているわけでございまして。

ただ、具体的に、どのような場合にこの協議が行われるかは現段階で特定はできないわけでございます。○石井(警)委員 その場合、これも別の委員の質疑でありましたけれども、必要な措置というのは非常に幅広い解釈になっておりました、何でもできることになっておるんだけれども、ある意味で非常にこれは、要するに公的支援を青天井にしかねない条文ではないかなと懸念するのです。一つは、特例期間中、経過期間中、これはいわゆる日銀借入れと政府保証に加えて、要するに財政資金の投入ということも道を開きかねない、こういうこともあるし、あるいは特例期間以降もさらなる公的支援の道を開くような規定になっているわけですね。

私は、保険会社をつぶせというふうなことは言わないけれども、そういうことを申し上げているのじゃなくて、まず事前積立限度額あるいは政令で借入限度額を設けているけれども、本当に限度額がどうなのか、まず業界の自主的な努力があつて、その上でさらなる措置だと思つて、順序としては、その点をやはり確認をしたい。これはちよつと大臣にお聞きをしたいのだけれども、まず業界の自主的な努力がこれは大前提である、その上でのやはり公的支援、こういう考え方でなければ到底私は国民の理解は得られないと思つておるのです。

○福田政府委員 仰せのとおりでございます。支払い保証機構の基本は、これは保険会社が負担金をそれぞれ供出して契約者の保護に当たるといふ制度でございますので、当然に、保険会社の中においていろいろな合理化措置等々行い、極力制度の範囲内でおさまるよう努力をしていただくということかと存じます。そういう意味で御指摘のとおりでございます。

○石井(警)委員 最後、その点についてもう一度大臣に確認したいと思つてます。

○松永國務大臣 保険契約者保護機構に基づく破綻事故が起こった場合の措置については、すべての保険会社が加入義務を負つておるわけでありまして、それに基づいて負担金を拠出している、その拠出した金で処理するというのが原則であります。ただし、移行期というのですか、それまでの間に十分な負担金等がまだ蓄積されていないとい

う場合の資金繰りの都合で政府保証によつて資金繰りをつける。政府保証で資金繰りをつけた分の最終支払いは負担金で清算がなされる、こういう関係になるものと理解しております。

○石井啓委員 大臣、済みません。私、質問を終わろうと思つたのだけれども、ちよつとずれた答弁だったので。

いや、経過期間に限らず、保険業法の改正案の三百十一條の二では、機構の利用可能な資金の状況が著しく悪化した場合は、内閣総理大臣が必要措置に関し大臣に協議しなければならぬとなつてゐるのだけれども、これが安易に公的支援を拡大するような方向に使われてはいけぬ、やはり保険業界の中の、まず業界の自主努力が大前提でしょう、その点を確認したいと思つて質問いたしました。

○松永國務大臣 委員仰せのとおりだと思います。

○石井啓委員 それでは、時間が参りましたので、きょうはもつとほかの質問も用意しておりますが、また次回、次の機会にお願いをいたしたいと思つて、以上です。

○井奥委員長代理 次に、鈴木淑夫君。

○鈴木淑夫委員 自由党の鈴木淑夫でございます。

松永大臣、ゴールデンウィークの連休明けというのに、朝から大変御苦勞までございます。また、あしたはサミットの大蔵大臣会議にお出かけになると思つたので、まことに大変だと思つて、特に、委員席の方を見てこのような状態です、委員長さんも席をあけておられる。こういう状況で朝からやっておられる大臣には、心から御苦勞さまで申し上げたいと思つて。

そうやって御苦勞いたしておるにもかかわらず、私もこの法案反対だということになると寝覚めが悪いのでありますが、幸いにして、この金融システム四法につきましては、その方向性について私どもは賛成でございます、金融システム

改革、なかんずく規制撤廃、規制緩和は、むしろ遅きに失することはあつても、この方向はぜひとも推進すべきだ、日本のためにぜひとも推進すべきだと考えておりますので、その点では寝覚めの悪い思いをしないで済むわけでございます。そういう立場できょうは質疑をさせていただきます、と思つております。

ただ、この金融システム四法そのものの方向はいいのですが、私は、それを取り囲む環境について大変大きな問題があるなというふうにして思つております。それは、私、前々から、衆議院議員に当選させていただいて初めて質問させていただいた一昨年の臨時国会の予算委員会、あるいは税制特別委員会等のところから言つていたことなのでございますが、こういう大きな構造改革を成功させる一つの大きな条件というのは、マクロ経済面の受け皿がしっかりしているということだといふ点なんです。

どういふことかといふと、構造を変えるといふことは、言うまでもなく、一方には新しい条件のもとで発展する部門がありますが、他方では、条件が変わる、規制がなくなつてしまふ、保護されてきた部門は競争にさらされる等々で衰退する部門もある、そこから失業者が吐き出されてくる。ですから、それを吸収して発展する部門が他方にあつて初めて構造改革といふのはうまく進むわけですね。そういう意味では、衰退する部門、発展する部門、両方を合計したマクロの経済が着実に発展しているときに構造改革はうまくいくのだといふことでございます。

大変失礼ながら、私は、実は昨年の初めに、東洋経済新報社から二カ月に一回出ている「論争」といふ雑誌がございまして、そこに「橋本政権の5つの改革」は失敗する、当時は教育改革が飛び出してきまして中身がわからないものだから、五つの改革というタイトルで論文を書かせていただいたのですが、なぜ失敗するかという大きな理由として、今申し上げたマクロ経済の受け皿がない、それどころか、私の見るどころ、間違ひなく

これから日本経済は再び不況に陥るぞということ、を昨年の二月の時点でその論文に書きました。不幸にしてそのとおりになってきているわけでございます。そういったしますと、財政構造改革のための財政法、昨年十一月末に成立したばかりなのに、今またその改正論議が出てくるように、構造改革というのは立ち往生するということは避けられないわけですね。

この金融ビッグバンについても同様の問題が私にあると思つて。前にもある委員会で申し上げたのですが、サッチャーがビッグバンをやるとき、あれは八六年ですね。サッチャーが天下とつたのは七九年の終わりごろですが、七九年、八〇年、サッチャーが天下とつたときのイギリスの成長率というのはマイナス成長でした。

彼女はそこですぐ構造改革に手をつけなわけですね。少なくともビッグバンみたいなことはやらない。何をやつたかといへば、直接税の大規模減税をしてやる気を起こしてもらつた。個人には働く気をもつてもらつた。企業には投資意欲を起こしてもらつたといふことをする。それから、民間の活動の場を広げるために国営企業の民営化をしていくといふことで、いわゆるサプライサイドからずつと改革していくわけですね。そうしますと、成長率が八一年からプラスになります。しかも、だんだん加速してきまして、一%や二%からだんだん上がつていつて、ついにイギリス経済では珍しく四%台という、イギリス経済にとっては猛スピードが出てきたところにどんとビッグバンをやつていくわけですね。ビッグバンをやつた結果、例のワインブロン現象が起きてしまつて、ジョーバーなどというのは消えてしまひましたし、マーチャントバンクスの多くも外国資本に吸収されたりますので、それでも経済が発展しておりますので社会的な問題は起きていない。それで、順調にイギリスの金融サービス業というのは発展しているわけでありませぬ。

そういうことを考えますと、この四法案の方向は大賛成であるが、これを成功させる一番大事な

条件が今崩れてきておるじゃないかということ、非常に心配するわけですね。

それはマクロ経済ですね。この前、先週の行革特で、大臣も御出席のときに、私は、堀内通産大臣に、御所管の鉱工業生産、出荷、在庫率のグラフをお見せして、えらいことになっております、生産は、どんどん落ちてきておるどころか、ここへ来て落ち方が加速してきているじゃないか、ということをお見せしてあげたわけですね。

それで、その後、またもう一カ月後の統計が出ましたけれども、やはりえらいことでありませぬ。生産は、御承知のように去年の四一六に横ばいになつてしまつた後、七一九にマイナス〇・四、季節調整済みの前期比でマイナス〇・四、十一、十二、マイナス二・三、この一三にマイナス一・四ですが、今出ている四月と五月の予測指数、そして六月は、あれは予測が出ていないから五月と横ばいと仮定すると、マイナス四・四%なんです。四半期に前期に比べてマイナス四・四%というのは大変な落ち込みです。これはもちろん一三に相当落ちたものですから四一六がマイナスのげたを履いているということもありませんが、四・四%というのは大変な落ち込みなんです。だから、足元の経済といふのは、景気は明らかに後退しているのですが、それが加速している。鉱工業生産が過剰在庫を減らすための生産調整で一四半期に四・四%も落ちようとしてゐる。年率一〇%近くなつてしまつたわけですね。えらいことです。その結果、水準はもう九五五年の水準より低いんですよ。九四年ごろの水準までおちこちてくるのです。

だからこそ、失業率も御承知のように、この前発表のあつた三月の数字が三・九%、もう四%台乗せは時間の問題。さらに驚くべきことには、学校を卒業した直後の十五歳から二十四歳の男子の失業率は一〇%台になつてしまつた。二けたになつてしまつた。あるいは定年退職後、まだ働けるという五十五歳から六十四歳の人たちの失業率も二けたになつてしまつたといふえらい状況であります。こういうときに金融ビッグバンを推進してい

くというのはまさに逆風であるわけで、北海道拓殖銀行あるいは山一証券で働いていた方、職を失って、職を求めるにしても大変な逆風が吹いているわけですね。ですから、金融改革はいいのだけれども、ちよつとこのマクロ経済を何とかしてよという感じを非常に強く持っています。

企画庁から調査局長、見えていますね。何かすごい勢いで、ジェットコースターが下つていくぐらいのスピードですね、四半期率四・四％というのは。企画庁は、これは在庫調整でこうなっているわけですが、この在庫調整の先行き、どう見えていますか。いつごろまで生産はおこちていくと思つておられるのでしょうか。まずその点を伺つておきます。

○新保政府委員 お答えいたします。

先生御指摘のように、このところ鉱工業生産はかなり減少傾向にあります。これは先生も御説明あつたように、やはり去年末から消費、特に自動車とか家電とか川下産業が相当需要が落ち込んだ、それが川上産業、素材型に波及してきておるといふ状況がありますし、それプラスアジア向けの輸出がこのところ不振であるといふことで、相当在庫調整が必要な局面になっておるといふことでございます。したがつて、相当下向きの圧力があつますし、雇用が減少し始めますと消費にさらにマイナスに響くおそれもありますので、相当下押し圧力が強いといふのは事実です。

ただし、あえてプラス面を少し御説明しますと、消費が御承知のように三月、七カ月ぶりに消費性がプラスになるといふ形で、少なくとも下げどまりの動きになってきておるといふことで、これは企画庁の消費者態度指数なんかにも出ておりますが、昨年末の極端な金融不安というのが少しづつ薄らいできておるのが若干プラスに作用しておるといふ背景があるかと思つています。

それで、やはり一番重要な点は、今後設備投資がどうなるかということですが、確かに十年度は大体四％前後の減少になっております。ただ一つだけ、これも明るい方をあえて御説明しますと、

通常、前年の八月が最初の調査で、三月の調査で上方修正になるか下方修正になるかが非常にポイントなわけですが、大体景気後退局面では八月調査から三月調査にかけて下方調整になるわけですね。九二年から九四年は大体そういう形になりましたが、今回は、八月調査よりは三月調査の方が若干上方修正になっておりますので、景気後退局面のような下方修正の動きにはこれまでのところまだなっていないわけですね。したがつて、今回の十六兆円対策が効果を発揮すれば、設備投資がどんと下を向くといふ形は何か食い止められるのではないかとお見えています。

○鈴木退委員 相変わらず楽観的といふか、い

材料ばかりおっしゃるなといふふうに思つていますね。年率二割近いスピードで生産が落ち始めているときといふのは、これは黄金物価に、それから雇用にはなっていないから、消費が所得面から崩れてくるのですね。おっしゃる通りに、消費性が久しぶりにちよつと上がったといふ明るい話題はあるけれども、しかし、消費性向掛ける所得が消費になるわけで、その所得の方が生産の急落によつて雇用、賃金面から崩れてくれば、消費全体はとて回復局面なんて展望できないといふふうに私は思つています。

それから、設備投資については、おっしゃるようなことはありますが、おたくで調べている法人企業動向調査を見ても先は非常に暗いですね。それから、もちろん金融機関、日本銀行を含めて行つている本年度の設備投資計画調査を見ても一斉にマイナスといふ結果が出ております。

ですから、はっきりはおっしゃらなかつたが、民間の調査機関の見解を見ますと、今始まつた在庫減らしの生産の落ち込み、生産調整といふのは、一番楽観的な言ひ方をすると九二年度で七・九までと言つておられます。九月までと言つておられるので、年度上期、それから、ほとんどは年末と言つておられるし、一番悲観的なのは年度末、来年三月と言つておられます。そういう非常に深刻な状況にあるわけがあります。

そこに、今局長も言われた十六兆円強の事業規模の景気対策をぶつけてきたわけでありまして、その効果やいかにというのが次の質問でございます。

この中身は財政政策ですので大蔵大臣にお伺いするわけですが、この十六兆六千五百億の中には直接需要拡大に結びつかない、いわゆる真水ではない部分が四兆三千五百億ぐらいありますね。土地債権の流動化対策、中小企業対策、雇用対策、この辺の効果については、この政策を打つた大蔵当局はどのように分析しておられますでしょうか。

○塩谷政府委員 総合経済対策の効果の試算は経

済企画庁で担当いたしましたので、私からまず御説明を申し上げます。今回の総合経済対策には数値化できない項目がいろいろ含まれておられるのでございまして、その効果を定量的にお示しすることは大変困難であります。あえて試算をいたしますと以下のようになると考えております。

今回の対策における国と地方の減税や社会資本整備の財政負担は合計で十二兆円程度でございます。総事業費は十六兆円超と過去最大となっております。ここから、来年継続をいたします二兆円の特別減税、これは差し引いております。それと政策減税、さらに政策金融等を除きまして、かたみに見積もつて試算をいたしております。その波及効果を含めた向こう一年間の効果を試算いたしますと、名目GDPの二％程度になるといふふうに見ております。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木退委員 私は、今の分析とはちよつと違

う考えを持つておられるのです。松永大臣、二兆円、二兆円、特別減税、ことしと来年二回やつて四兆円だといふわけですが、この特別減税、大臣も御承知のように九四年からやつておられます。九四、五、六と三年たつたわけですね。これは、二兆円特別減税した後ずつと二兆円が横ばいで来ているわけですから、需要追加に

なつておられるわけではない。二兆円減税した後そのままで来ているのです。二兆円ずつ。そして、去年打ち切つちやつた。私も、新進党時代に一生懸命反対したのに、打ち切つちやつた。それを、しまった、間違えたといつて、ついでこの間復活したわけですね。二兆円、九七年度分を。そして本年にももう一回やるというのですから、しまつたといつて復活した分は、あれは九七年だといつて九七年に入れます。そして、九八年におやりになる。そして来年、九九年もおやりになる。何のことはない、九四年から九九年まで六年間二兆円減税が横ばいだといふことですよ。

もし、そういうふうにと考えると、二兆円減税した後年々二兆円減税しているといふときに、どうしてこれは需要拡大しますか。これは増税をしながらというだけ。これは、打ち切つたら二兆円増税になるわけですね。だから、九七年度には二兆円増税のインパクトがばんときたわけですね。それにあつた消費税の五兆円も加つて、七兆円増税のインパクトがきたわけですが、これは、打ち切つたのをやめましたと言つておられるだけで、四兆円とおっしゃるが、何のことはない、もう九四年からやつている二兆円減税を九九年まで続けまして、その九八、九九年分を四兆円、こう言つておられるわけですよ。

これは、確かに九七年にサボつて九八年に二分やるから、そこはちよつと効果が出ますよ。けれども、ならして見れば、二兆円減税がずつと九九年まで横ばいになるといふことで、これは増税延期であつて、減税じゃないのです。減税したのは九四年なんです。あとはその減税を続けているといふことだから、これは増税延期ではあつても、新たな減税ではないのです。

だから、ここに言つておられる四兆円減税、その効果はおっしゃるが、そんなものはならして見ればないのです。ただ、ちよつと九七年にサボつて、九八年に九七年度分も年初にやり、それから九八年度分もこれからやるというから、それは



ん、その分来年度にもプラスの影響は出るんですよ。

ですから、大臣、そういうマイナス成長が何と  
かプラス成長にはなったが、〇・五から一％ぐら  
いの成長率という中でこの金融構造改革を推進し  
ていくというのは相当の逆風であつて、やはり本  
来は、大蔵大臣は金融構造改革と並んで財政政策  
の担当者でいらっしゃるわけですから、こういう  
マクロ経済状況のもとで金融ビッグバンを進める  
というのはかなり摩擦がある、うっかりしたら立  
ち往生しかねないから、もう少しマクロ経済の受  
け皿をよくしなければだめだという御主張をして  
いただきたいというふうに私は思うのです。せ  
ひそれは、私がそう言っていたということをお頭  
に入れておいてください。

今のままで金融ビッグバンも大変です。せ  
いぜいゼロ％台のプラス成長ということだと、こ  
れは九二年度から九四年度の三年間のあの不況の  
状況と同じだということ。あれは大体〇・  
四％、〇・五％、〇・六％なんです。覚えやす  
い数字ですが、九二、九三、九四年度という成長  
率が。あのころに逆戻りする程度なんです。で  
すから、どうぞ油断を召されぬように、マクロ  
経済の受け皿について油断されないように、さっ  
きの企画庁のような説明を聞いて、おお、一・九  
かなんて思わないように、私は警告をしておき  
たいというふうに思います。

そこで、この金融システム改革に入っていく前  
にもう一つお伺いしたい。  
これは割と純粹に教えてちょうだいという話で  
すが、先般三十兆円用意されましたね。十七兆  
円、十三兆円。そのうち二十兆円は債務負担行爲  
で予算書に出ている。十兆円の交付国債はどこか  
にあるかと思つたら出てなかつた。その処理はそ  
れでいいんだと思つていますが、どのくらい今お使い  
になつているか、またこの先どのくらいお使いに  
なる見込みになつているかということ。例の  
十三兆円の分については、二兆円ちよつと資本注  
入したらストップしちよつとたんじやないかと私は

思いますが、この先どうか。それから、十七兆円  
についてはちよつと、拓銀の処理をやつていくと  
多分足りなくなつて十七兆円に手がつかぬかなと  
思つていますが、どういふ状況でしょうか。

〇山口政府委員 お答え申し上げますが、十七兆  
円、十兆円と七兆円に分かれておりましたが、十兆  
円の方はいわゆるファイナンスという形でござい  
ます。それは、ロスが出れば七兆円の方にになりま  
すので、七兆円のことをちよつと頭に置いて御説  
明申し上げてよろしくございませうか。

前にも先生からのお尋ねがあつて、ちよつとそ  
の時点から若干変わつておると思いますが、五年  
間の財源見込みが二・七兆円、これは保険料での  
取支の収入でございまして、それで、現時点での実  
行済みの金銭贈与が十四金融機関ございまして、  
一・五九兆円でございます。それを差し引きます  
と一兆一千百億ぐらい、こんな感じになつており  
ますが、既に破綻が表面化した金融機関で三銀  
行、九組合、これの処理が実は予定されておしま  
す。これ以降一切破綻がないということであると  
いいんですけれども、それは何とも申し上げられ  
ませんので、現在破綻が表面化したものだけを申  
し上げますとそういった数になつて、その中には  
北海道拓殖銀行も含まれております。

それで、資金援助となりまして、実際、精査を  
しませんと債務超過額、幾ら資金援助すればいい  
のかというのがはっきりいたしませんので、ざつ  
とした考え方、例えば北拓だと八千四百億という  
一応とりあえずの検査結果を公表しておりますけ  
れども、そのベース、それから徳陽シティはまだ  
検査が終わつていませんので、一応ゼロと置いた  
いうような前提でお聞きいただきたいのですが、  
それが足りますと約一兆でございます。

正確に言つて、一般勘定と特例勘定と分かれま  
すので、またごちやごちやになつた説明がありま  
すので、ちよつと省略させていただきますと、大  
体そんな感触でございまして、今後の破綻、ある  
いは今申し上げた金融機関での実際の資金援助の  
所要額というものを考えますと、七兆円をお認め

いただいたものを利用させていただく可能性とい  
うのはあるというふうに私は考えておるわけでご  
ざいます。その破綻がどんどん出てくるかとい  
うことを予想して申し上げているわけではないわけ  
でございますけれども、そんな感覚で今おるわけ  
でございます。

〇鈴木(憲)委員 要するに七兆円の一部に手がつ  
きそうだな、これは非常に常識的な判断でそうだ  
と思つて。それ以外にも、十兆円の金繰りのと  
ころも使いますね。保険料というのは一年一年  
入つてくるので、今の金額を聞けば、保険料と大  
体とんとんだということは金繰りで使うというこ  
とです。

それと、山口局長、もう一つ、十三兆円はあれ  
で終わりがね、二兆円ちよつとで終わりがねとい  
う点についてもお答えいただきたい。

〇山口政府委員 御承知のように、十三兆円につ  
きましては、約二兆円弱を三月末の時点で投入を  
させていただきました。この措置は二〇〇一年三  
月までの措置でございまして、今後の状況いか  
んによつては、金融機関から申請があり、審査委  
員会が是としたものについてはまた資本注入があ  
るわけでございまして、何ともそこは申し上げ  
られないということでございます。

〇鈴木(憲)委員 前半の十七兆円は私が言うとお  
りでいいんです。金繰りには使うということ  
ですね。

さて、私ども、この三十兆円が出てきたとき  
に、十七兆円については基本的には賛成をさせて  
いただいたわけですね。これは機能的に日本版R  
TTCの設立に相当するものであつて、むしろ遅  
きに失した、新進党は住専処理のときにもこのこと  
を言つていたんですよということ、これには賛  
成いたしました。それで、これの使用状況、やは  
り、今伺つてみますと、金繰りではもちろん欠か  
せないし、最終的にも少し公的資金を使うよう  
なるかもしれないということ、つくつてよかつ  
たねということだと思つて。十三兆円の方  
ですから、これはいいんですが、

は、御承知のように、私どもは、これは日本版R  
FCで、一九三三年に逆戻りだ。公的資本の注  
入というのは、これは経営救済に使えばモラル  
ハザードが発生する、大変不公平だということ  
で、アメリカではそういう使い方をしてはいけない  
ということになつて。健全な銀行なら市場  
で調達できるからどこも手を挙げないはずだ。つ  
まり、これは使えば問題を引き起こす、そういう  
ところに入れないといへば要らないお金だ、そう  
いうことで反対したわけですが、その後、委員会  
などをおつくりになつて、私どもが猛反対をした  
経営救済的な資本注入はしないという方向でおや  
りになつたものですか、結果は二兆円弱でと  
まつてしまつたのです。それは私に言わせれば  
よかつたということでありまして。モラルハザード  
を発生させるような経営救済的な方にお金を使わ  
ないから二兆円とまつたので、それはそれで私  
どもの主張を入れていただいたという意味でよ  
かつたね、今後も経営救済に使つてはだめですよ  
ということでありまして。

それでは、二兆円弱がどうして出ていったの  
か。これはあのときにも御指摘申し上げましたよ  
うに、どう見ても市場で調達できる銀行にも手を  
挙げろといつて手を挙げさせて、何か護送船団的  
に使つてしまつた。これは私が言つていただけ  
じやなくて、世間一般の受けとめ方もさうであ  
りますし、そう言つてはなんです。私は銀行の頭  
取を大勢知つておりますから、直接裏話も聞いて  
おりますので、もうこれ以上は申しませんが、そ  
ういうことで二兆円弱お使ひになつたが、それ以  
上は使わぬということは、私はむしろ結構なこと  
だと思つております。

どうぞ、貴重な国民の税金でございまして、  
経営救済的な使ひ方、不公平な使ひ方はい  
ない、まだ十一兆円あるなというので何か使えない  
かというふうな下知をなさらないように大臣にお  
願ひをしたい。今の御方針でやつていただきた  
いというふうに思いますが、いかがでございま  
すか、大臣。



○松永國務大臣 委員よく御承知のとおり、申請主義でございまして、考えられるのは、受け皿銀行については、これは資本注入の申請についてはそれに応じて資本充実のための支援をするという考え方になっておるわけでありまして、こちらの方が出てきた場合には、十三兆のうち二兆使つて残り十一兆あるわけでありませうけれども、厳密に言えば、三兆の交付国債の方は使つておりまして、政府保証によつて日銀等から借り入れた分から二兆円使つたということでございます。受け皿になる銀行が出てきて、そして、何と申すか、分子の方が足りなくなつたということでの申請があつた場合には、これは審査委員会を開いて、審査基準に基づいて適正な審査をして対応する、こういうことにならうかと思ひます。

○鈴木(淑)委員 私ども自由党だけでなくて、他の野党も受け皿銀行に資本注入するというには賛成していただと思つておる。受け皿銀行のよいうな例外の場合を除くとこの公的資本注入は問題ですよということを繰り返して申し上げていた。当時は新進党としても申し上げていたし、ですから、今の野党も大体的意見はそうなのだろうと思ひます。ですから、今大臣お答えのように、受け皿銀行が、どうしても市場で調達できないのだから受け皿になつて資産だけえらい大きくなつてしまつたけれども、資本調達力からいうとちよつと無理なんだということであれば、残りの十一兆円強をお使いになつていただいて結構だと私は思ひます。

ただ、当面話題になつていた北洋銀行に関して言ひますと、私が集めた情報では、北洋銀行はその気になれば公的資本注入してもらわなくても自己資本比率四％達成できそうだと話もありませう。これは、もしそうだとしたら無理に公的資本を注入する必要はないので、市場調達する、自立した銀行として自己努力でやれるのだというなら、ぜひそういうふうにさせていたいただきたいというふうに思ひます。無理やり護送船団におやりにならないでいただきたいと思ひますが、いかが

でございますか。

○松永國務大臣 申請があつた場合には審査委員会でも審査をして、あれは全会一致であつたかと思つたのでありますが、それで決まつたならばその決まつたとおりにすることでございます。なお、仕組みとしては、民間の方で資本の充実を図りたいというわけであつた場合には、これまた審査委員会でも決めることでありまして、私の方がここであれこれ言つたものではちよつと言い過ぎにならうかと思ひます。私も現段階では審査委員の一人でありませうけれども、申請があつた場合には審査委員会で議論をして決める、こういうことにならうかと思ひます。

○鈴木(淑)委員 それは形式的にといひますが、建前といひますか、それはそれで思つたのですが、私が大臣にお願ひしたのは、内々で、もうやめたはずの密談合型の、誘導型の、事前介入型の行政指導などは決しておやりにならないでくださいという意味であります。それで、今話題になつていた資本注入の話なんです、今の政府の金融行政というのは考え方の根本のところであつて少し混乱してやしないかと思つた節が幾つかあるのです。

例へば、今の公的資本注入の話というのは、自己資本比率を高めないという話です。ですから、国際的に競争している大銀行の場合、九％台です。八％ぎりぎりなんてありやしない。九％、いいところは一〇％。ところが、何となく金融界、私さつきも言ひましたように大勢知人がいますから聞いてみると、自己資本比率は多々まします。高ければ高いほど健全なんだ、はい銀行なんだということ、一〇％の次に、自己資本比率引き上げ競争みなののが横並び意識と絡んで進行しているように思えてならないのです。これが御承知のように貸し渋り、貸し出し引き揚げの一つの背景にあるわけですね。自己資本比率をそんなに上げようと思つなければもっと貸せるのに、上げようと思つてからさうなる。

これは、早期是正措置の中から出てくる政府の御指導で、自己資本比率は高ければ高いほどいいという雰囲気をつくり出して思つておるのです。ところが、景気がこういう状況、しかもその大きな原因が資産デフレということだものですか、他方で不良債権の早期処理もやらないといふ指導をしている。それがいいことだ、早く不良債権を償却して早期処理していくことはいいことだ、これもまた健全な銀行に戻る道である、こういう御指導、考え方をもちたい。

しかし、大臣、もう私が何を言おうとしておるかおわかりだと思つた。この二つ、矛盾しています。不良債権処理を急がせれば資本は傷みます。償却していくわけですから。ところが、他方で、自己資本比率多々まします。金融界は、自己資本比率多々まします。金融界は今、この二つの路線のどっちなんだらうということに迷つておる。迷つた結果、何となく自己資本比率引き上げの方へウエートをかけた経営をしている。

大臣、この二つのうちどつちが大事ですか。矛盾しているのですから、どつちか大事とおっしゃらないと説明つかぬでしょう。いかがでしょう。○山口政府委員 お答えいたします。いつも先生の御質問、考えさせられる難しい問題でございますけれども、早期是正措置の考え方があるのかと思ひます。早期是正措置といたつたのは、確かに措置としては行政措置、行政命令を出すということでございます。それは、自己資本比率が高ければ出さないと。それから、どうして自己資本比率を上げようかを要請するということの結果になることはおとります。

ただ、強調したいのは、早期是正措置になる前提となる自己資本比率は、前段階、つまり自己査定をきちつとやりなさい、それから償却すべきものは監査法人に見てもらつてきちつとやりなさいという前提なんです。したがつて、金融機関が今一番痛めておるの、ある意味では、本

来やるべきことだったのですけれども、きちつとそういう措置をする、そうするとそれは何を意味するかという、不良債権を早期に処理をせざるを得ないといふ、よほどそこに何かの事情があれば別ですけれども、そういうことに追い込まれている。そうすると、その結果として残念ながら自己資本比率が落ちざるを得なくなつてくる。それはまた先生おっしゃるとおりです。

そうすると、物事の発想としては、まず不良債権の処理が最初にあつて、それから自己資本比率を下げないようにしなければいけない。一方で、国際的に八％というバリアはある。そこで、せつば詰まつた形で、市場が機能していればよかつたのですけれども、してないので公的資金、こんな話の流れに流れていつたと思つてございませう。それは四％銀行においてもしかり。そうすると、そういう公的資金の導入を得なかつたところはどうするかというと、これはもうリストラシカないんだと思つた。リストラシカして業務純益を上げて償却財源をつくるしかないということでございます。確かに先生がおっしゃるやうに、それが余りにも近接して起きているじやないかという御批判は、それは当たつておると思ひます。

しかし、現在の時点においてやるべきこと、まず不良債権を償却すべきものは償却して、自己資本比率が下がらうとするものをどうやって自助努力あるいはリストラで最小限にとどめるか、こういうことを今急速にやつてもらつておる。それで金融機関としては頭が痛い。しかし、これはいづれはやらざるを得なかつたということではないかといふふうにお考えのございませう。

○鈴木(淑)委員 山口局長の御説明はそれなりにわかるのですが、実際は、さつき私ちよつと申つたやうに、不良債権の早期処理はやりたい、しかしそうすると自己資本比率は痛む、何とかぎりぎり八％あるいは四％をクリアしたい、こういう思ひでやつているなら私もしょうがないと思つてます。ちよつと矛盾した二つのことを要求してしまつた以上しょうがないと思つてますが、さつ

き言いましたように、実際に銀行界の雰囲気を見ると、自己資本比率引き上げ競争みたいなところがあります。八%で満足していない。もっと上げていかなければ他行におくれをとるぞという、例の横並び意識が働いてしまつて、次は一〇だ、次は一二だという意識で動いているのです。

そこで、私は松永大臣にお願いしたいのは、昔のような行政指導をやつてくさいと言つては、昔のじやないですよ。一行一行呼び込んでやれなんて言つているのじやない。ましてや局長に對しては晩飯食いながら話しろなんていう危ないことを勧めてはいるのじやない。そうでなくて、昼間きちつとしたところで、自己資本比率というのは高ければ高いほどいいわけではないよ、この指標というのはオペティマルな、適正な水準があるよ、これが八であつたり四であつたりするんだ、それをちよつと超えたり四、五、六、七、八、九、十、十一、十二と超えたりしていく、そつしたら、そこから先は、こつちは上げればいいという話ではないんだ、大いに不良債権処理を急いでもらつていいんだよという行政の基本方針を言つていただきたいものだと思つてます。

大臣にも、そういう考えをどこかで講演でもなさるときに言つていただきたい。いたずらに横並び意識で自己資本比率引き上げ競争なんかするなということを言つていただきたい。自己資本比率にはオペティマルなレベルがある、それを超えてどんどん引き上げたら、それはだめですよ。競争に負けてしまつし、もちろん貸し渋りも起きますし、それを大事に思つたら不良債権の早期処理が進まなくなつてしまつてはだめです。

これは今や両方一遍にやつてしまつては。山口局長、正直に言われてそのとおりなんです、本来はこれは順番にやらなければいけなかつたのです。米国の例を見ると、不良債権早期処理を八〇年代後半に先に行つておられます。それから、自己資本比率を問題にする早期は正措置が九一年の暮れに入つてくるんです。そういう形で順番をつけてやればよかつたのだけれども、今ごろになつてそんなことを言つても手おくれですか

ら、批判することはできても手おくれだから、建設的な物の考え方として申し上げるとすれば、今言つたようなことです。この二つは本来トレードオフの関係にあるのだ。トレードオフの関係にあるのに、片一方を多々ますますずだと思つてやられたのでは、こつちがだめになつてしまつて。しかし、今の日本の景気にとっては、不良債権早期処理ぐらゐ大事なことではないのです。むしろこつちの自己資本比率は一定のところによつていたら、あとは不良債権早期処理の方へ急がせなければいけない。いかがですか、大臣。

○松永國務大臣 今委員御指摘のように、自己資本比率、高ければ高いほどいいというものではないと思つてます。八%を悠々クリアしておけばそれでいいのじやないかなというふうには私は思いません。自己資本比率をさらに高めていく、一〇にし、一二にし、一五にする、そのことのために不良債権の償却を急ぐとか、あるいはまた貸し出しをふやさないとか、そついったことは実は我が國経済にとつていいことではありませんので、自己資本比率上昇競争はやめてもらいたいなという感じを私は持ちます。

実は今、政府・与党で十六兆円強の経済対策を決定して、いろいろなことをこれからお願いするわけでありまして、その経済対策をやつたとして一番気になるのは銀行等の貸し渋り。貸し渋りがあればいろいろな対策をやつたとしてもその効果は減殺されるぞ、それほど出てこぬぞという指摘もあるものですから、そこで先般、二十七日の日でございましてけれども、都銀の代表、長信銀の代表、信託銀行の代表に来ていただきました。少なくとも公的資金によつて資本注入を受けた銀行が、国民から依然として貸し渋りをしてるなぞという批判を受けることは甚だ残念、そついった批判を受けられないように、健全な経営をしてる企業に對してはきちつと融資をしてもらいたい、円滑な貸し出しをしてもらいたいということを実は要請をしたわけでありまして、銀行法の規定では、命令するとか指導するとい

うのではなくして、要請というか、そついう形でやりなさいというふうにならざるが法律、書いてあるようでありまして、あの法律の精神に基づいて要請をいたしました。そつしたら、ある新聞では、実は批判されたんですよ。銀行の代表を呼んで要請するのは実は護送船団方式の復活じやないかなどという批判を受けました。しかし今、貸し渋り問題が世間で非常に厳しい批判を受けているときでもありますから、そつしてまた、資本注入をしたことでもありますから、やはり国民の批判がないように、銀行としての社会性、公共性の精神に立ち返つて健全な企業に對する融資というものはやつてもらいたいということを要請したわけでありまして、私は、間違つたことをしたとは思つておりません。今後ともその点については努力をしていきたい、こつと考えているところでございます。

○鈴木(選)委員 二つのことがありまして、一つは、自己資本比率が高ければ高いほどいいわけじやないということなです。せひそのこともそつやつて銀行の指導者を集めたときには強調していただきたい。それもおつしやつていただいたのかもしれないが、せひその点にウエートを置いていただきたい。

それから、もう一つあるのは、貸し渋り解消。貸し渋りをしないでくれというのは、大臣おつしやるように、それは要請です。昔のようにそれを命令してしまつてはいけないわけです。要請としてそついうふうにおつしやつていただくのはもちろん結構だと思つてます。しかし、それが何か実は要請という名の命令だ、昔流の介入行政だといふふうにとつた人は新聞で批判したのだからと思つて、命令じやないといふところは、せひそのことをおつしやつていただきたいものだといふふうに思つてます。その限りでは、私はそついうことをやつていただくのは結構なんだと思つております。ただ、要請される方の立場に立ちますと、実は貸し渋りをしてる理由は資本が足りないためだ

けではないのです。これはまさに金融ビッグバン、このシステム改革四法案が実行に移されることを頭に置いて、収益率を高めるためのリストラの一環として融資構造をリストラしてあるのです。ですから、要請される方の身になってみると、ちよつとつらいものがあるのです。こつこにもちよつとしたトレードオフといふか、行政指導上の矛盾といふか、矛盾を自覚された方がいいですよといふ点があると思つてます。

それは、一体日本の銀行の資本は過大か、過小かといふのです。それは、なぜこついうことを言ふかといふと、早期は正措置で自己資本比率を上げなさいと言ふときは、日本の銀行の資本は過小だといふ観点から言ふしなさいと言ふわけですが、言ふまでもなく、資本をふやせば資本一単位当たりの収益率、ROEが下がつてしまつたから、それで評価されれば株価だつて下がつてしまつた。そつしたら、ビッグバンで国際的に競争しようとするときにあの銀行はだめ銀行だといふ話になつてくる。つまり、自己資本比率に示されるような安定性指標とROEに示されるような収益性指標といふのが矛盾して、実は資本をふやせば安定性は上がるが収益性は下がる、資本を落とせば今度は逆に下がる、こついう矛盾もあるのです。

それで、ROEを上げるもう一つの手は、言うまでもなくまたリストラがあるわけですね。リストラで体質を強め、収益率を上げるのだ、それこそが今目指している大事な目標なのだといふことだと思つてます。大臣、この点についてもぜひ講演などされるべきに言つていただきたいと思つてます。つまり、さつきのお話のときに、自己資本比率は多々ますますずじやないよといふ、もう一つ言へば、収益率が下がつてしまつたらこれからビッグバンで職えないじやないか、資本をただだたふやしたら収益率が下がるのだぞ、株価もおつこつてしまつたぞ、こついう話もせひ言つていただきたいと思つてますが、いかがでございませうか。

○山口政府委員 大変大事な御指摘だと思  
います。

我が国の銀行は、まあ言ってみれば非常に規模  
が大きいということで今まで高い格付をもらって  
おったということですが、逆に言いますと、  
先生御指摘のように、資産だけ大きく、そ  
れに見合った自己資本も多いたらうけれど、効  
率が悪いね、収益率が低いねと。例えば、利息や  
を見ましても、アメリカの銀行等は三%ぐらいは  
取っている、日本は1%台しかない、これは幾  
ら銀行が逆立ちしても勝てないじゃないかとい  
う議論もあるわけです。そうすると、国際競争力を  
強めるためには、もちろん、自己資本比率をでき  
るだけ高めると同時に、ROEとかROAとかい  
うその収益性を高めなければいけない。

そのときにいろいろな方策があつて、リストラ  
ということを再三申し上げていますが、加えて、  
やはりいろいろな手段も与えてあげる必要がある  
ということ、今回法案で御審議賜つております  
SPC法等は、これは要するに資産を少し減らす  
お手伝いをする仕組みでございます。要するに、  
資産を減らすというときに、例えば中小企業向け  
貸し出しを健全な先もむやみやたらと削つてしま  
うということになりますと、大臣が御心配された  
貸し渋り現象ということになる。そうでない非効  
率な、例えば不良資産、あるいは良質なもので  
それは証券市場の方でやるということもありま  
すし、いろいろな形で資産の組み立て方といいま  
しょうか、効率的な資産構成といましようか、  
そういうものをいかに構築するか。

それと、もう一つはやはり戦略だと思いま  
すね。もうからない仕事を一生懸命やるのか、少し  
自分の得意分野なりノウハウで食つていけるよ  
うなところを伸ばすというようにことをやりませ  
んと、なかなか一挙に資産を半分にするばい  
じやないかとも言えない話でございますので、そ  
ういったところの努力、まあ広い意味ではリス  
トラだと思ひますけれども、金融機関はそれぞれ考  
え、これから国際的な競争裏で打ちかかってい

いたいただきたいというふうに考えておる次第でござ  
います。

○鈴木(淑)委員 そういう考えでお願ひしたいと思  
いますが、ただ、ちょっと気になりますのは、  
銀行の経営者の立場に立つと、今山口局長の話を  
聞いていたときに引つかかるところが一つあると  
思ふのです。

私も収益率を高める融資構造のリストラを  
やっているのだ、だれが健全な中小企業、成長性  
の高い優秀な企業に対する融資を切るものか、冗  
談じゃないよ、必ずそう言われますよ。ですから、  
そこはお気をつけたいです。そんな形式的に中小企  
業だから切るなんというのをやっているのじゃ  
ないのです。相当考えて考えて、成長性の高い企  
業を残し、それから融資の歩どまりが悪か  
り、その他いろいろな理由で収益性の悪い融資し  
かできないところを切つていけるのです。だから、  
そこはお気をつけになった方がいい。経営者は必  
死になつて今リストラをやっているわけでは  
ないから、似たような、資本は多いのかね、少  
ないのかねという話なのですが、これは政府とい  
うより自民党さんなのです。議員立法でおやり  
になつて、私も基本的には賛成したのですが、二つ  
おやりになつた。土地の再評価を認めてやろうね  
という法案、ありましたね。私も賛成していま  
す。それから、自社株の買入れ消却をやりやす  
くしてやろうと。これも私は、前国会のときは一  
緒に議員立法で名を連ねさせていたんで、一緒  
に賛成していましたが、実は、この土地再評価を認  
めて資本をふやしてやろうという話は、自社株買  
いで資本を減らしてやろうという話は、方向が逆  
方向なのです。一体日本は資本が多いのかね、少  
ないのかね、問題意識は一体どうなっているのか  
ねと。

実は、これは別に自民党さんの政策企画者の頭  
が混乱しているのではなくて、二つ問題があるの  
ですよ。御承知のとおりです。つまり、バブル時  
代に物すごい安いコストで、ほとんどコストなし  
でエクイティファイナンスができた時代にはん  
ばん資本調達してしまつた企業が、その後の情勢  
の中で、これは資本過剰だ、自社株買いをして一  
単位当たりの品物上げていかなければだめだ  
ということに気づいていこうグループが一方  
にあるのです。他方には、実は相当ない土地を  
持つておる、この含み益を出せば相当自己資本比  
率上がるのに、ちょっと税金が怖くてやれな  
い、そういう連中に対してこつちを使えと、両方  
やつたんだと思うのです。だから、僕は両方とも  
賛成いたしましたし、我が党も賛成しました。  
それで、方向はいいのですが、ここにも、資本  
は過剰なのかね、過小なのかねという問題があ  
る。ですから、この問題は一律に扱つてはいけ  
ないのです。一律に扱つて行政が混乱しているの  
じゃないかという印象を与えて、どつちかだと思  
い込まれて横並びであつたと走られると困るので  
す。これは企業によつて違つたからね。そう  
いう問題があるということを指摘させていただきます  
たいと思ひます。必ずこつちだ、必ずあつちだ  
言つてはいけないうのだというふうに思ひます。  
それから最後に、今の絡みで、ちよつとこれは  
不健全なやり方だつたなと思ひますが、しよつと  
がないというので、低価格から原価法へ切りかえ  
てもいいよということをやりました。銀行さん  
たりしましたが、大臣、本来は、銀行というの  
は信用第一、健全性第一ですから、これは低価格の  
方がいいし、切りかえるならグローバルスタン  
ダードで時価会計に全面的に切りかえていくとい  
うのが方向なのじゃないかと思ひますよ。いかが  
でしょう。

○山口政府委員 低価格法、原価法の選択制をなせ  
とつたかについておはる御説明いたしましたの  
で、ここでも繰り返すべくとくとなりますので省略さ  
せていただきますが、結果として、三月三十一日  
の株価に金融機関の決算が余りにも左右されると  
いうことがなかつたという意味では、落ちつきを  
取り戻せたという意味では私はプラスだといふ

うに評価していただきたいと思つてございま  
す。しかし、健全性の観点からいいますと、確かに  
おつしやるとおりの問題はあります。そこ  
で、デイスクロージャーをきちんとやつてお  
りませう。原価法をとつた場合にはデイスクロ  
ージャーをやつておられます。それから、BIS基準の含  
みにも算入しないいたしましたので、その辺につ  
いては健全な経営ということにはならないよう  
に配慮しているつもりでございます。

将来的に金融商品をどうするのか、評価をどう  
するのかということについては、企業会計の問題  
として今審議会で議論しております。確かに、時  
価会計にみんな金融商品をやつていくというの  
大きな流れだろつたとは思ひます。しかし、株  
式でも、長期の保有のものとしていいものを少  
し分けて議論していいじゃないかという議論も当  
然あると思ひます。アメリカやドイツでもそ  
ういった考え方というのがございまして、今後  
企業会計審議会等の御議論を注意深く見てまい  
りたいというふうに思つておる次第でございます。

○鈴木(淑)委員 今、山口局長のお話の中で、時  
価会計が大きな方向だと思つしやつたのを聞いて  
私は安心いたしました。大蔵省全体としてこの方  
向性というのはしつかり踏まえて、審議会も大  
事だけれども、大蔵省の行政、各局の行政の中に  
コンシステントにその方向性を出していつてもら  
いたいというふうに思ひます。

そういうふうにと考えると、尾原局長、一つ大  
きな問題があるのです。時価会計に移行してい  
くという場合に、土地の再評価の問題がありま  
すね。そして、土地再評価を認めてあげると、資本  
に入れる形で認めてあげると、こつちを言つていま  
すが、それは無税でやらせたわけですが、再評価益  
を何かに使つたらやはり税金がかかつてきます  
ね。私は、先ほどお話ししていった早期は正措置と早  
期処理の矛盾とかあるいは金融ビッグバンとの矛  
盾とか、要するに早期は正措置、それから早期処

理、それから金融ビッグバンをにらんだ収益率を上げる、この三つが複雑に矛盾し合っている。その中で一つの方向性として考えられることは、今相当地価が下がったとはいえないものの、一流銀行は昭和二十年代、三十年代、あるいは戦前から銀座を初め目抜き通りのいいところに店舗張っていますから、まだ相当土地の含み益は持っていると思うのです。ですから、あの土地の含み益を、いずれにしても時価会計に行くのだからいずれは出さなければいけないのだ。いずれは出さなければいけないのだ。そこでこの含み益を出して、それで不良債権の早期処理、一挙償却ばつとやれ。そのときに限り主税局は目をつぶる、つまり課税しない、無税でやらせてやる。これをやったら早期処理はばつといくし、それから表面にあらわれない自己資本は傷つけないです。そして早期処理がいく。これは、バブル崩壊、資産デフレで痛めつけられた日本の企業に眠っているほとんど唯一の宝みなどところへ手をつけるのだと思います。しかし、方向が時価会計だつたら、これに早晩手をつけるのですから、今不良債権一挙処理の手段として手をつけた方がいいじゃないか。

これは、実は政治家が判断することであって、官僚の皆さんにそう言っているのもちよつと無理なんです。残念ながら、大臣お手洗いが長いようでありますが、大臣のような政治家に御判断いただきたい非常に重要な問題なんです。ですから、私はこの際は、大蔵省の皆さんに、時価会計というグローバルな世界の流れを踏まえて今後やっていくというなら、早晩表に出てくるこの土地の含み益を今有効に使うことを考えてくれ、これが我が自由党の主張であるということをお伝えしておきたい。

それで、尾原局長、これは課税上の問題ですけれども、不良債権の早期処理に限り、含み益を損益通算に使ってしまったらいい、こういう議論をぜひ税調に投げかけて考えていただきたいと思います。私思っているのですが、いかがですか。

(委員長退席、浜田(靖)委員長代理着席)  
○尾原政府委員 今の法人税法における時価会計が入った場合の取り扱いについてのお尋ねだったと思ひます。

現在、法人税法の方で時価会計についてどう対応するのか、企業会計審議会の対応を待つて検討していきたいと思ひますが、現在も、金融機関等の認可を受けて、投資勘定についてデリバティブその他金融資産について時価会計をとった場合には、それをそのまま認めるということを経法でもやっているところがございます。

ただ、土地についてはいろいろ問題があるようございまして、現在いろいろ検討が進んでいるというところがございます。したがって、今の企業会計審議会での動向を見ながら税制においてどう取り扱うかを検討していくことになると思ひますが、今先生おっしゃいましたように、仮に時価会計をそのまま税金で受け入れた場合、そのままだと、では、時価で評価したら損が出た場合もあるわけですね。それと逆にいたしますと、それは認めないということになるような形にもなりかねない問題を含んでいるという気がいたします。したがって、先生からの御提案がございましたが、まさに企業会計審議会の動向を見ながら、税制でどうするか、その時点で検討してまいりたいと思ひしております。

○鈴木(源)委員 松永大臣、お席を外しておられるときに、私はこういうことを申し上げたので

先ほどからお話ししているように、不良債権の早期処理、それから自己資本比率を上げるための早期是正措置、それからビッグバンを迎えるための収益率を上げる、これは三つとも重要だけれども、相互に微妙に矛盾したりなんかして大変だ。これを解決する一つの手段として、今の銀行を含む日本の企業に残された最後のとらの子のようなものは、それは地価だ、土地。相当値段が下がったとはいっても、もつと以前に目抜き通りに銀行が

買って店舗を張っている。あの辺はまだ相当な含み益があるわけですから、もし、時限立法で本年の一年、二年、不良債権処理に使った場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進むのです。それ。私も自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

特に、さっき山口銀行局長のお答えの中で、世界の大勢、グローバルスタングレードの方向は明らかに時価会計だというお話があつて、私は、大蔵省がそう思っているのは大変結構だ、ぜひとも大蔵省も各局共通に時価会計の方向をにらんだ行政をこれから考えていってほしいというふうに申し上げたのですが、時価会計にいきますと、いずれにしても含み益が出てくるわけですね。それだつたら、本当に危機に陥つた日本経済を突破する、それこそ緊急避難的な一時的な措置として土地の含み益で不良債権を一挙処理させてやる、その場合、損益通算で税金かけないよ、こういう考えがあり得ると思ひます。だから、尾原局長、さっきのお答えは一般論として答えておられましたが、私は、割と一、二年の短期の特別措置というふうに考えておりますが、今お席を外しておられるときに、そのことを大蔵省の皆さんに申し上げていたところでありました。

しかし、これは政治家の決断にかかっているものであつて、大蔵省の官僚の皆さんの方は提案してくる話にはならないと思ひます。恐らく、各局の利害が対立してしまつて、こんなことをやろうと言つたらとてもだめだなというふうに思ひます。政治家の指導性がないとできないことであろうというふうに思ひます。ぜひ自民党さんにも真剣にお考えいただければありたいと思ひます。私もはその方向で提案していきたいと思ひしております。

買つて店舗を張っている。あの辺はまだ相当な含み益があるわけですから、もし、時限立法で本年の一年、二年、不良債権処理に使った場合に限り損益通算させてやるから、含み益出して不良債権一挙に処理してしまえ。これをやりますと、自己資本を傷めないで不良債権の一挙処理が進むのです。それ。私も自由党はそれを主張しております。それをぜひ御検討いただきたい。

福田保険部長さん、おられますが、私は、この金融システム改革法案の中で、保険の取り扱い、保険業の取り扱いが気に入らないのです。これはもう御存じだと思ひますが、銀行が保険会社を子会社としたり兄弟会社とする時期は、平成二十年度末までの政令で定める日。遅いですが、しかし、他の類似ケースの相互参入、その中には銀行が銀行に入ってくるの含み益ですが、それらは平成十一年度末までに自由化すると言っているのです。片方は、十一年度末までに自由化するでしょう。保険については十二年度末までの政令で定める日、こういうふうになっているのです。なぜ業態間の垣根撤廃について保険だけ別扱いするのですか、お答えいただきたいと思ひます。

○福田政府委員 お答えいたします。金融システム改革の内容、進め方についての御指摘でございますが、この金融システム改革につきましては、御案内のとおり、一昨年十一月の総理指示によりまして、結論の得られたものから速やかに実施し、今後五年間のうちに完了することとされておるわけでございます。

保険会社と金融他業態との参入につきまして、保険審議会報告におきまして、「今般の金融システム改革の趣旨を勘案し、制度面では二〇〇一年までに実現を図ることが適当である。」というところで、しりは二〇〇一年までということと答申をいただいているわけでございます。最後のしりの時期でございますが、この内容、この改革を円滑に進めるためには、やはり利用者の保護、業務の健全性確保の観点から必要な弊害防止措置を講ずる必要がございますし、他方で、やはり金融システムそのものの安定性確保にも十分配慮しなければならぬということが指摘されたわけでございます。

害防止措置は講じますが、できるだけ速やかに参入を認めるとの観点から、先ほど御指摘の平成十二年三月までに実施することとしたものでございまして、この平成十二年三月の前の平成十一年度下期には、今行われております信託銀行子会社あるいは証券子会社の業務範囲の制限が撤廃されるということもらんだ結果の時期にございまして。

他方、銀行による保険業への参入につきましても、やはりそのような公平性の確保の点からやいろいろな問題があるということもあり、総理の指示を踏まえまして、二〇〇一年、平成十三年三月までに環境が整い次第速やかに実施するというのが結論になったわけでありまして、具体的には、御指摘のように、今申し上げた考え方のもとに、参入時期は別途政令で定めるということになっていくわけにございまして。

○鈴木(淑)委員 残念ながら今の答弁は全然わからないよ。何で、保険から銀行への参入、あるいは他業態からの参入に比べて、保険への他業態の参入を抑えておられるのか。今、公平性とか言ったね。全然わからない。何が公平なんだ。何でこんな不公平なことをするのが公平なんだですか。ちょっとわかるように説明してください。

○福田政府委員 金融システム改革に係る検討を行った際に、保険審議会等で議論が行われているわけにございまして、銀行等による保険業の参入につきましても、銀行等のメーンバンク制による影響力あるいは情報力を踏まえまして、銀行の保険業への参入については慎重に行う必要があるとの指摘があったわけにございまして、他方で、保険会社による銀行、証券業務への参入、あるいは証券会社と保険業との相互参入につきましても、ただいま申し上げたような問題が比較的少ないと考えられることを踏まえた結果、そのようなタイミングのずれになつていくわけにございまして。

なお、銀行の子会社方式による保険業への参入につきましては、銀行、証券のような、当初業務範囲の制限が行われておりましたが、そのような業務範囲の制限は予定しておりませんで、二〇〇

一年三月までにはフルビジネスでの相互参入が完全に実施されるということにございまして。

○鈴木(淑)委員 公平性の本身は、今おっしゃったところによると、銀行は強い、保険会社は銀行より弱い、だから銀行から保険への参入を抑えるのが公平だ、こういう議論ですか。そのように聞こえましたね。恐らくそうなんですか。

そして、あなたは保険審議会、保険審議会と言いますが、保険審議会というのはやはりどうして保険業界の利益の代表者が相当入っていますよ。学者も入っているけれども、何となく保険業界の、専門家といえはちよつと聞かざるが、いやや癒着しているような人も中にはいます。他方、金融制度調査会には銀行について審議する。証券審議会は証券業について審議する。それぞれの審議会はどうしたってそのバックの業界と密接な関係にある。それはそうだが、委員の中へ入ってきているんだから。そこから出てきた答申を見て、こう言っているからこうしましたというのでは、行政は情けない。三つ出てきたら、その間のバランスをよく考えなければいけないと思うのですよ。ところが、この金融四法は、出てきた答申の基本線をきちんと守ってつくつちやつたから、どうして保険だけ守られているのという形になっていっていると思ひます。

今ちよつと金融商品の種類について言つたけれども、保険を守っているのは、もう一つ守つていられるんですね。これは銀行が窓口で販売し得る保険商品、今後政令で、子会社または兄弟会社が引き受けたもので住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険に限ると書いてあるんだ。要するに、銀行が住宅ローンをします。そうすると、借りた相手がぼこつと死んじやうと困るから、担保のために生命保険を掛ける。あるいは、焼けちゃつたらいけないから火災保険を掛ける。こういう銀行固有の融資業務に関連した保険だけやらせてやるよという物すごい制約が入つていまして、そんなにまで保険業以外の金融サービス業が強者だからです。

それは保険業以外の金融サービス業が強者だからです。そんな考えでいつたら日本の金融ビッグバンなんかできないよ。金融ビッグバンでもうグローバル化して扉をあけたのでしょ、四月一日から。そんなときにそんな日本だけで通用するようならばかみみたいな公平感、これは公平な話じゃないよ。それでやつたらとてもグローバルな競争に太刀打ちできないですよ。これはあなたはよく御存じだと思うが、今欧米でバンクとアシユアランスとくつつけたバンクアシユアランスという言葉がはやっていまして、バンクアシユアランスと言われるほど銀行と保険は今や一体ですよ、世界的に。そんなときに保険だけ別扱いする。何が金融ビッグバンですか。それから、ついでこの間もトラベラーズとシティの合併の話が出たじゃないですか。これなんかまさに銀行、証券、保険、全部を網羅する一大金融コングロマリットですよ。こういう時代に来ているときに、ドアをあければせながら日本もオープンにして、ドアをあけてこの競争に参加しますよというのがこの金融ビッグバンでしよう。何でこんなときに昔々の護送船団方式時代のよう、強者だから入れてあげません、弱者を守りますみたいなことを言うのですか。これではとても太刀打ちできませんよ、外国のコングロマリットに、バンクアシユアランスに。

大臣、これは非常におかしいのですよ。規制緩和、規制緩和と言っておきながら保険だけ守つていられる。これは理屈が通らぬ。業界からの陳情を受け入れたらしか思えない。その陳情は保険審議会の答申という格好をとつたというだけの話だ。どうですか。

○福田政府委員 委員御指摘の点につきまして、正面からこれにつきまして御意見申し上げる立場ではございませぬが、保険制度ないし保険業法につきましては、私見でございませぬけれども、やはりかの業態と事情を異にするものがあつたのではないかと申し上げさせていたいただきたいと存じます。と申しますのも、保険制度につきましては、昭

和十四年に制定されました旧保険業法につきまして、五十六、七年ぶりでございませぬか、改正が行われたのが二年前の四月でございませぬ。この改正の中にも、例えば生損保の相互参入とか、保険業集人の一社専属制の緩和とか、保険ブローカーの導入等々、それから商品の届け出制とか、いろいろな、それまでの保険制度にはないかなり大がかりなものが盛り込まれたわけにございまして、それが施行されたのが二年前の四月でございませぬ、生損保の相互参入はその年のやつと十月でございませぬ。その四月に施行された年の一年たたい間に、総理の方からビッグバンの内容をまとめようという御指示があつたわけにございませぬから、いわば法的に見ても安定性のぎりぎりのような状態だったわけにございまして、そういう意味で申しますと、かなり大きな変化がここ数年のうち起きてきているということに申し上げさせていただきます。

各論につきましても申し上げますと、銀行と証券は御案内のとおり既に四、五年前から相互参入が実現しておりますが、保険と他の金融業態は全く相互参入が行われておらなかったわけにございませぬ。この点につきましても今から三年後の二〇〇一年までには、業務制限もなしにそれまでにははすべて参入を行うということにございませぬから、今までの相互参入と比べますと短期間のスケジュールにすべて盛り込んだという点では御理解いただけるのではないかと存じます。

また、銀行による保険窓販の問題も、これは二年前の新保険業法のプロセスではこれまた平行線だったものでございませぬが、この長年の論争といひますか、そういうものに一応決着をつけまして、これまた二〇〇一年を目途として、とにかく曲がりなりにも明確に導入することにいたしましたわけにございませぬ。それは、二年前も保険審議会として国会の御審議を煩わせたわけですが、今回もそのようなことでございませぬので、いろいろな御意見があるのは承知しておりますが、一言、保

險制度についてはそのような事情があったということも申し上げたいと存じます。

○鈴木(淑)委員 今御説明いただいた保険業界の事情というのは、私流に言葉をかえて言えは、三年前までがんじがらめにしていたということですよ。大蔵省によって完全に、もうはしの上げおろしまで本当にがんじがらめにされてきた。それで、その言うことを聞いて今日まで来た。突如自由化だといってとんとん垣根を外されたのは、それはたまたまぬよというのが保険業界の言い分ですね。それは私ももう十分に承知してしまふに思いますが、この点、これ以上あなたを追及する気は全くないのですが、要するに、そういう事情というのは、過剰介入行政だったのです。金融が過剰介入行政だと一般的に言われるが、保険は銀行や証券の比じゃない。もうひどい

がんじがらめにしていた。そのツケがここへ出て

○%言うことを聞いていたのに、突然何です、こういうことでしょうか。言われるとあなた方も困るでしょう、がんじがらめにしていた以上。けれども、これは大臣、政治家としてのお立場で大きな判断を日本国のためにしてただかなといけません。そういう過去における間違つた行政を引きずるために、これから日本の金融サービス産業が世界に伍して発展しようとしていくときに、まだ日本の金融サービス産業だけに手かせ足かせを残す、そういうことをやらんとしているのですよ。パンカシアアランスと何度も私は申し上げましたが、パンカシアアランスという言葉が飛び交っている世界に向かって出ていくときに、保険業だけ過去のいきさつで例外扱いしてはいけませんよ。これはひとつ、大臣の政治的決断に期待したいと思います。

それから、今に関連しておりますが、だんだんと直つてきているとは思いますが、金融制度

調査会、それから証券取引審議会、保険審議会、全部これは業界と官僚の間の、悪く言えば隠れみの、よく言えば意見交換の場ですが、しかし、これは色濃く業界の利害が反映されているのです。そこら上がつてきたものを行政がうのみにしなければいけないという理屈はないです。行政は行政で、特に行政の長としての政治家の判断も入って、日本国の将来を考えてやはりバランスをとっていただきたい、そのこともあわせて大臣をお願いいたします。

それから、もう一つこの金融ビッグバンの中で問題にしなければいけないことがあるのです。今は、保険と銀行その他の関係がアンバランスでとても世界の流れについていけないよということとを申しました。もう一つおかしなところがあるのです。これは、金融サービス産業と一般事業会社の間なんです。法律用語では商業と言いますが、実は商業だけじゃなくて、金融サービス業以外の産業であります。金融サービス業、つまり銀行、証券、保険、これは新しい分野へ入って行くときは、これこれの分野、金融関連業務を専ら営む会社とかいつてこうやって制限がついているのです。つまり、制限がついているというところは、垣根をおち破つて一般事業会社へ入っていかないようにしているのです。ところが、一般事業法人が銀行や銀行持ち株会社を保有することは何も制限していないのです。また、こうした一般事業会社がそういうことをやった場合の親会社に対する規制、監督の規定もないのです。ですから、例えば、昔、トヨタ銀行とか松下銀

行とか言われました。トヨタ、松下、大変な資力を持っているのです。それで、今は少し様子が変わってきたかもしれないけれども、やはり商社なんかもすごいんですよ。これだけ金融がグローバル化されてくると、銀行その他の金融サービス産業でなくても、あれぐらゐの世界的な大会社になつたら、ソニーなんて特にそうです。もう自由自在にグローバル化した市場から資金調達できます。銀行だけが金融支配力を持っているのじゃないのです。一般事業会社も金融支配力を持っています。どっちの金融支配力が強いかは市場における評価によります。

御承知のように、最近、日本の銀行はリーディングが暴落しています。一般事業会社はそうじゃない。世界のマーケットで金を調達しようと思つたら、一般事業会社の方がはるかに安いレートで大量に調達できます。その一般事業会社が金融サービス業に入ることについて禁じていない、何の監督規定も入っていない、ところが、今度は、金融サービス業側がこつちへ入つていこうと思つたら、何やかんやと書いてあるのです。これは大蔵省の皆さんもよく考えてほしい。

昔は、金融独占資本の支配というヒルファードイングの「金融資本論」という本がありますね。あれは、十九世紀末から二十世紀にかけては金融資本こそがすべてを支配してしまふんだ、こういう時代です。私も学生のころ、そういうのを読みました。でも、今はその時代じゃない。今申し上げましたように、金融資本だけが強いんじゃないのです。どんな業態であろうと、市場で評価される企業であれば物すごい資金調達力を持ち、金融支配力を持つのです。だから、金融四法のこの部分はちよつと時代おくれですよ。これがあ

るから金融四法に反対するとは言いません、金融四法には賛成しますが、これは時代おくれだ。大臣、今の私の話を聞かれていかがですか。余りそんなことは考えたことがなかったというのなら、ぜひ御検討をいただきたいと思ひます。銀行局長でも結構ですが、御答弁ください。

(浜田(晴)委員長代理退席、委員長着席) ○山口政府委員 先生からの御指摘でございすが、正直申し上げて、実は私もこの法律をつく

る際にはかなり悩んだ点でもあります。意識の中にはきちつとあります。

今回、金融システム改革法案における銀行法改正でも、先生、事業会社とおっしゃいましたが、銀行の親会社を規制の名で人とする措置は講じておりません。これはある意味では新規参入をど

んどんやらせたいという気持ちがある中で、もともと、規制を強化していくということに少し慎重であるべきではないか、弊害が生じない限りその方がいいのではないかと判断が一つあります。それから、現時点において、事業親会社による銀行の子会社化について何か特設問題が生じているかという点、それほど問題が生じているという認識はありません。問題が生じればそれは考えなければいけないと思ひますが、むしろ、銀行の資本増強という観点もあります。それから、新規参入という先ほど申し上げたようなことでもあります。金融機関は金融機関だけでも一切外からは受けつけないということもいかなるものかということ、今回は特設の制限を課してありません。しかし、一方で、銀行に対するリスク回避の観点というのは大切でございまして、アームズ・レングス・ルールの対象範囲の拡大とか、あるいは大口信用供与規制における授信者側の合算等の改正は行つておりました。今先生の御指摘にあつたような点が何か弊害を生じようがないところがないように手当てをさせていただいていこうと思ひます。

事業会社が金融サービス業に入ることを規制しろと言っているのじゃないのです。逆です。金融サービス業が一般事業会社を傘下に入れていくことをこんなに厳しく禁じてはいけないよと言っているのです。もっとこのところを緩めろと言っているのです。

銀行の場合は、さっき言ったように、銀行、証券、保険、従属業務を専ら営む会社、金融関連業務を専ら営む会社、新たな事業分野を開拓する会社またはこれらの子会社云々で、一般事業会社を傘下に入れてはいけないことになっている。これは、この前成立した金融持ち株会社とこの金融四法、あわせて一つで私は議論していますよ。そういうふうになっている。私は規制を強化しろと言っているのじゃない。逆ですよ。金融サービス業、こちへ行つてはいけないというのはいやめなさい、この規制を緩和しないというのです。監督としては大きく全体に網をかぶせておきなさいという意味なのです。

ですから、問題意識の中にあつたということでありますので、大臣、ぜひこの金融四法について、そこにも問題あり。きょう二つだけ申し上げました。保険、それとこの一般事業会社と金融サービス業との関係、いずれも規制緩和の方向で僕は問題にしていますからね。ぜひ御検討の上、また改めて、この法律をいずれまた改正するようなどときには、ぜひここに問題ありということを考えていただきたい、私が今申し上げている方向で考えていただきたいというふうに思います。

随分たくさん時間をちようだいたしたものですから、広範な問題を議論してまいりましたが、あと幾らも時間がなくなってきました。そこで、やはり最初に提起した問題に戻って、私の質問を終わらせていただきますと思います。

やはりこういう大改革、構造改革をやる以上、マクロ経済の受け皿をしっかりさせてからでないと、サッチャーがやったようにやらないとうまくいかないことだと思つたのです。さつき質問を一つしなきてしまつたのですが、この十六

兆円の今度の効果については、先ほど申し上げましたように私は考えるのですが、その中で、公共投資拡大が非常に大きいのです。私も自由党、また他の野党は恒久減税を主張している。公共投資は必ずしも言っていないのです。もちろん、まだ必要などころはありますよ。必要などころはあるが、冗費を含んで民間に比べて単価が高いままのこういう在来型の公共投資を余りふやさない方がいい、効果も少ないし、貴重な税金のむだ遣いにもなるし、それよりも恒久減税、こう言っているわけです。

これは企画庁に答えていただいているのですが、公共投資と減税の効果なのです。これは、私も経済の勉強をしているのだから、乗数効果を単純に計算すると公共投資の方が大きいんじゃないのは当たり前ですね。ところが、御承知のように、乗数効果、所得乗数で考えるのに、さらに加速度原理を加えて投資誘発の方も考えてみる。それからさらに、これはモデルなんかではとてもやれないことだけれども、恒久減税のときの企業や人々の期待の変化、わかりやすくいえばやる気とか、あるいはもう少し専門用語を使えば将来予測の変化が投資関数のパラメーターを変えるとか消費関数のパラメーターを変えるとか、そういう動き、こういふことまで入れてくるから、中期的には、三、四年、五、五年という単位で考えると、公共投資、それも在来型で、その地域の失業救済、その地域の建設会社救済に回つてしまつて、その地域にとっては一時的に金が潤うが日本経済全体にはそんなに回つてこない、ましてやサブプライムとまではまるつき関係ないようなものに比べると、恒久減税というのは、長い目で見ると、今の在来型の、ばらまき型の公共事業より経済を持続的に民需主導型の成長軌道に乗せる上でよほど力があるのではないかと、多くの野党がそう考

えているから恒久減税と言っているわけですね。私は、調査局長は新古典派の経済学をしっかりと学んだ方だから、今私が申し上げていることをよ

く御理解いただけると思うのでありますが、どうですか。恒久減税と、今のようならばまき型の単価が高いままで冗費を含んだ公共投資とは三、四年たつて、中期的に日本経済をポテンシャルグロースパスに乗せる上でどちらが効果がありますか。

○新保政府委員 非常に難しい問題であります。要するに、短期のリフレ効果と長期のサブプライムの効果とは区別して考える必要があるかと思うのです。足元の状況が非常に需要不足ということであれば、先ほど先生自身がお話になつたように公共投資の方が需要拡大効果は大きいわけですから、即効性は大きいことだと思

います。ただし、長期の効果をサブプライムまで含めたときどういふ話になるかという、これは非常に難しい話になってきますが、先生御指摘のように、公共投資の中には長期的にサブプライム改善に結びつきがたいようなものも結構ありますので、その中身を改善していかなければいかぬという点はそのとおりであります。減税でも日本の場合、限界税率が非常に急速に高くなつて日本の労働意欲にマイナスになるとか、あるいはビッグバンを控えていて、東京をニューヨーク、ロンドンに並ぶような国際金融センターにするときに、最高税率が六五％という状況でいいのかわからない問題が考えますと、長期的には減税をしっかりと検討していく必要があるというのとはそのとおりであるというふうに思います。ただし、即効性という観点からいうとき、先生も先ほどから御指摘になりましたけれども、今消費が不振なのは、長期的に財政バランスが非常に悪化して負担がどんどん高まっていかざるを得ないのではないかと、高齢化と低成長下、この両方のダブルパンチで将来負担が相当高まっていかにざるを得ないのではないかと見通しが非常に強くなつてい

るものがあるわけですね。したがって、恒久減税をするにしても、恒久減税の結果、それを將

来の歳出削減なり、あるいはほかの効率化で十分財政バランスがつじつまが合うのだという見通しを立てない限り、即効性には非常に欠けるのではないかと、いふふうに思います。

○鈴木(週)委員 ただしから先のところは私に言わせれば余計なことであつて、そんな即効性で考

えてはいけないのですよ。中期的な効果で考えなければいけないことだと思つています。時間があと一分になつてしまいました。一つだけ申し上げておきたいと思つています。大臣、景気がこんなになつてしまつては財政再建、財政再建でやってきたその最大の根拠は、G7諸国の中で日本は一番財政赤字が大きいじゃないか、対GDP比率でも。実は、イタリヤの次です。それから、五百兆円も借金があるじゃないか、その対GDP比率は一〇〇%だぞとか、こういうことでおやりになつたと思つています。これは、次の機会に必ず質問させていただきますので、事務方から、時間を見つけて聞いておいていただきたいと思つています。

OECDがエコノミック・アウトロックというのを発表しております。去年の暮れに六十二号で最新版の国際比較、それからことしの四月ですが、またその後の六十三号で国際比較をした。これを見ますと、公的機関の借金の残高の対GDP比率はG7中悪い方から三番目。一番悪くないからといって威張れたものじゃありませんね。ところが、ネットの債務残高、つまり五百兆、五百兆というのはグロスですね。ところが、金融資産も持っているのです。日本の公的部門は、資産と負債とネットアウトしたときのネットの債務残高は、驚くべきことに、対GDP比率はG7中一番少ないのです。

ですから、五百兆円、五百兆円という声にある意味では踊らされて、経済を犠牲にしても財政再建をしない日本が破産するよな、こういう恐ろしい幻想をばらまいたために、すっかり消費マインドも投資マインドも落ち込んでこんなひどいことになつてしまつたけれども、実は、ばらまい

た幻想そのものが違っていたんじゃないか。ネットの債務残高の対GDP比率はそんなに大きくないのですよ。大きくないどころか、G7中一番低いという報告がOECDのエコノミック・アウトックで出ました。

ぜひこれを御研究されて、これを根拠にしつかりした政策転換をしていただきたい。財政再建、そんなに待たないじゃないですよ。この統計表を見た。OECDの分析を見た。待たないじゃない。それより経済再建の方が待たないだということ、きっぱりとした、はっきりした政策転換、国民にわかりやすい政策転換をしていただきたいというふうに思います。私も主として、お願いをいたしまして質問を終えたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

以上、お願いをいたしまして質問を終えたいと思います。長時間、どうもありがとうございました。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

先週、当委員会、私たち、大蔵省が発表した処分の問題について質問をいたしました。その質問を受けて、先週の大蔵委員理事会に大蔵省から一つの資料が提出をされ、処分の詳しい内容についての中身が発表されました。これは、全体を集めると相当厚いものになります。しかし、これを見て、率直に言って肝心な点は何にもわからないということをおっしゃるを得ないと思えます。

一つお聞きしますけれども、一番処分の重い杉井審議官、ゴルフや会食の数は六十七回で処分の軽い人よりも少ないというのがありますが、この人が一番重い処分になった理由は、反復、継続的な会食等があった、これが理由ですか。

○武蔵政府委員 処分の基本的考え方としては、平成八年十二月の倫理規程以降において依然として会食等をやっていた場合は特に重く判断する、それから、職務に関連のある者との会食に

ついては関連がない場合と比べて嚴重な判断をする、それから、反復、継続が行われている場合には重大に判断する、あとは、管理監督の地位にある者に対してはそれ相応の責任を求めるといったような四つの基本的な考え方によって私どもは判断をしたわけでございます。

杉井につきましては、一つは、八年十二月以降におきましても倫理規程に定める手続きを経ずに会食を六回行った。それから、確かに反復のものが、十回を超えたものが複数あったということでありまして、この点について私ども特に重大に考えているわけでございますけれども、杉井は、平成四年から七年までの間に綱紀保持の担当者であり、五年五月のいわゆる田谷、中島事件のときに出席された「綱紀の厳正な保持について」という通達の発出に携わっておりました。その前後においても会食等が行われていたということについて私どもは重く判断をしたわけでございます。

回数ももちろん基準の一つではございますけれども、そういう中身において杉井については大変重大な問題が多いというふうに考えた次第でございます。

○佐々木(陸)委員 杉井審議官が金融機関から受けた十回以上の会食、複数だと言いますけれども、これは二つの金融機関ですか、三つですか、四つですか、五つですか。

○武蔵政府委員 二つの金融機関でございます。

○佐々木(陸)委員 複数というのは彼一人だと思えます。

大蔵省の発表した文書によりまして、この「反復継続的な会食等」という項目に「反復継続的に会食等を行っている場合等には、職務の公正さを疑われる恐れが特に強い」ということを述べているわけですが、職務の公正さをゆがめるような事実があったかどうか。これは調査の対象になっているのですか、なっていないのですか。

○武蔵政府委員 私どもが民間金融機関からいろいろ聞き取り調査を行った際に接待の目的というものをきちんと調べたのかという御質問がございました。

私どもは、民間金融機関の趣旨を調査すること、そのこと自身が直接の目的ではございませんので、何月何日の会食はどういう目的であるかというふうな、そういう意味で詳細に承知しているわけではございません。

ただ、金融機関からヒアリングをしましたときに、背景の一つとして、大体どういう趣旨であったのかということももちろんお聞きをしております。大体顔合わせでありますとか意見交換の場であったというようなことでございまして、私どもも調査におきましては、職務に関して何らかの依頼を行ったとか、あるいは便宜の取り計らいを要請したといったような事例があったという確認は得られなかったわけでございます。

ただ、いずれにいたしまして、接待の趣旨が仮に顔合わせでありましてとか意見交換であったといった場合にも、行き過ぎた関係ということが判明した場合には厳正な処分が必要だ、こういうふうなことを考えた次第でございます。

○佐々木(陸)委員 要するに、職務の公正の問題については十分な調査はできなかったということですね、いろいろおっしゃいましたけれども。

○武蔵政府委員 ただいま申し上げましたとおり、一つ一つの接待の趣旨というのについて、便宜の取り計らいを要請した事例があった、あるいは何らかの依頼を行ったといったことがあったという確認は得られなかったというのとはそのとおりでございますが、ただ、一つの金融機関と一定の、社会通念を超える以上の会食の回数を重ねるといふことについては、やはり職務の公正さというものを疑わせることになるのではないかと、そういう趣旨で、私どもは、反復、継続した場合にそれなりに重大に考えるというところでございまして、

金融機関から会食を受けていれば、その金融機関に対して何か特別のサービスをしてあげるとか、あるいはその金融機関に対して不利なことをしないようにしてあげるとか、つまり、作為、不作為によつてその金融機関に対して有利になるようなことをしたというところは、当然、国民からは疑われるわけですね。それで、それを疑われるような事実は大蔵省が調べた限りでは確認できなかったということであつて、そういう事実が本当になつたかどうかということの証明は、もちろん捜査機関じゃないわけですから、できていないというところははっきりしてございます。ですから、この調査の結果からはそういうことは我々も全然わからないわけですね。

そして、ついにお聞きしておきますけれども、この杉井審議官の場合の二つの金融機関というのがどの金融機関とどの金融機関ということでは発表できないわけですね。

○武蔵政府委員 相手のあることでございますので、個別名は差し控えていただきたいということでございます。

○佐々木(陸)委員 相手のあることというのをしぼり返されるのですけれども、その相手というの、十回以上も会食をして何らかの依頼をしたという疑いを持たれる金融機関のわけですね。いいことをやっているわけじゃないのですよ。

相手のあることだから相手から聞いたところは発表できないと言つたのだらう、少なくとも本人の申告したものだけについて、どの金融機関と何回会食したかと、確認した相手の金融機関の名前を出してはいけないと言つたのだらう、本人の申告したその金融機関についてだけ発表できることはいろいろあると思つたのですよ。私たちは、あなた方が職務の公正をゆがめることがなかつたというのを証明するようなものになつたと言つても、軽々に信じるわけにはいかない、金融機関の名前が全然出てこないわけですから、だから私は、ここで余りいろいろやつてもしよ



うがないですから、委員長に要望しておきたいと思っております。もう少しこの調査の内容の具体的なものが出せるように理事会でもさらに協議をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○村上委員長 後日、理事会で相談します。

○佐々木(陸)委員 ともかく、我々としてもそのことを確認しなければ、国民の疑惑を晴らせないわけですから。

そこで、少し法案の方について伺います。

この金融ビッグバンなるものが完全に動き出して、業態の自由化とか事業者参入の自由化、こういったものが動き出すと、今後、千二百兆円の個人金融資産の争奪戦が激しく繰り広げられるという事になります。国民がその激しい争奪戦のつばに投げ込まれることになるわけですから。しかも、その際販売される商品は、金融商品自由化によって複雑化もリスクの大きい投機的なものが続々と登場することになります。この金融システム改革法案というのはそういうことをやろうという法案であります。ところが、今度の一連の法案の中では消費者保護策の重要な部分が欠落している、このことを指摘せざるを得ません。

昨年六月の金融制度調査会の答申、「我が国金融システムの改革については、こういふふう述べています。『今般の金融システム改革により多様化・高度化した金融サービスが利用者によりされることとなることから、専門的な知識を持たない一般の利用者がこれらを安心して享受することができるよう体制を整備する必要があります。』」こういって利用者保護の体制整備を答申しております。

この中で、先ほどから話が出ております金融サービス法、それから統一消費者信用保護法、さらには苦情紛争処理体制、この検討がうたわれておりました。この三つは、金融被害者団体がその実現を求め、また日弁連等も日本版ビッグバンに伴う消費者保護方策についての提言などで繰り返し要求しているものです。

既に金融自由化を行ったイギリスやアメリカなどの経験に照らしても、そして一九八〇年代半ば以降の我が国での金融自由化とそのもとの金融被害の経験に照らしても、金融サービス法それから消費者信用保護法、苦情処理体制の確立は、金融消費者保護の諸施策の中でも特に重要なポイントとすべきものだと思われは考えています。

そこで、けさからの審議で問題になった金融サービス法についてですけれども、大蔵大臣は、この金融サービス法の制定については中期的課題だ、中期的ということをおっしゃいます。この中期的というものが、ことしの十二月一日からいろいろ問題が始まってまいりますけれども、そのときまでというふうな意味合いなのか、それとも一、二年先という意味なのか、それとも五年くらいというのを考えているのか、一体中期的というのはいくらくらいのことを考えておられるか、もう少し具体的に言ってくれませんか。

○松永(大)大臣 答えたいと思います。

まず、千二百兆の個人金融資産の争奪戦が始まるというお話でございましたが、(佐々木(陸)委員「そんなことはどうでもいいのです」と呼ぶ)いや、物の考え方ですね。国民が汗水流して働いて蓄えを持っている。現在はその六割近くが預金か貯金、しかも金利は安いという状況でございます。そこで、我々が考えておられるのは、そのお金というものをもう少し有利に運用するチャンスをお国民に与えてはどうだ、こういう考え方が我々の考え方なのです。争奪戦をおおるといふことではないというふうには私たちが考えておるわけです。

それから、もちろん、新しい金融商品が出てくる、あるいは銀行等による投資信託の窓口販売というのがなされてくる、こうなつてまいりますという、当然のことながら、一般消費者といたしますか、そういう人たちの利益がきちっと守られるようにしなければなりません。そのための消費者保護規定、これは必要なことなであります。

したがって、御審議をいたしておる法案においても、金融機関のディスクロージャーの充実、銀行等による顧客等への説明義務の導入、利益相反防止のための証券会社等の行為規制の拡充、投資者保護基金、そういったことで所要の措置は盛り込んでおるわけでありませうけれども、午前中からのお話でございました網羅的な消費者保護規定といったもの、そういう一般法を、全部を網羅できるといふ消費者保護の規定を設けるべしという御主張でございます。

この点につきましては、先ほど銀行局長が答弁いたしておりましたけれども、大蔵省だけではなくて、ほかの省庁にもたくさん関係がある。そういうことであるので、勉強会が始まっている。成案がまとまればその時期になって法案ができてくる、こういったことだと思いますので、十年も十五年もということではありませぬ。そうするとそれは中期以上になりますから、数年、二、三年ないし三、四年はかかるのではなからうかという感じでございます。

○佐々木(陸)委員 大変無責任な答弁だと思えます。争奪戦かどうかという事は、それは解釈の違ひですけれども、千二百兆円の個人の金融資産をいかに投資に振り向けるかというのが今回のビッグバンの一つの目的であるわけですから、自由化によってさまざまな金融商品が開発されて広範な国民に向かって売り込まれることになる。イギリスでは、ビッグバンの開始後、金融商品が爆発的に増加して、現在では三万種類にも及ぶと言われている。イギリスでは、御承知のとおり、八六年のビッグバンとは同時に金融サービス法を施行して投資家保護の仕組みをつくつておる。ところが、我が国では自由化だけが先に進む。

今の答弁は、投機的商品の波が国民に向かつて押し寄せようとしているときに、その大波への規制は全部取り払うけれども、国民を守るために必要な高き堤防は築かずに、大波をかぶつた後にその影響を見ながら対応しようというものになるわけだ、そんな態度では国民の大切な資産は守られないと私は申し上げたいと思つておる。我々は、金融サービス法を、五年とか六年とかという話ではなくて、直ちにつくるべきだといふふうに考えています。今勉強会が始まっている、新しい金融の流れに関する懇談会ですか、この懇談会は、はい、つまでに結論を出すことになつておるのですか。

○山口(政)委員 午前中にも御答弁申し上げましたように、種々の観点からの検討をしなければいけない非常に難しい問題でございます。したがって、いつまでに結論を出すかあるいは方向性を出すかということまでは決まっております。各省庁がそれぞれ持っている金融分野の監督体制のあり方にもかかわる問題です。法制全体にもかかわる問題です。

ただ、先生にぜひ御理解いただきたいのは、金融サービス法がなければ今の時点で重大な欠陥があるということではないような手当てはしてあるということなんです。それは、大臣が御説明されましたように、ディスクロージャーとか説明義務とか、いろいろ各業法の中に入れました。それで、もし、では縦割りの業法でなくて横断的な法律にしたらどうか。例えば、イギリスは縦割りではなくて横割りに変えたときに、ではエンフォースメントをどうするかという問題があるのです。司法で解決するのですか、行政で解決するのですか、それとも自主規制機関で解決するのですかとかいふまた難しい問題が出るのです。

今の業法の体制は、ある程度監督官庁がきちつと見るべきもの、行為規制として司法当局で摘発するといふようなものというわけに分かれておる。一応、それは各業態によつて分かれておるが、一応、そういう消費者を保護するための措置は図つておる。しかし、さきさきながら、これからのイノベーションでもつてい

いろいろな商品が出てくる。いろいろな組み合わせが出てくるかもしれない。それだったら少し横割りの発想も考慮に入れて検討してみよう、こういうことでございまして、ぜひそこは御理解いただきたいと思ひます。

○佐々木(陸)委員 さっきの堤防の問題に例えれば、幾つかの堤防が並んで立つ、しかしその間隙を縫って波が押し寄せてくるだろう、そういうところをどうするかという問題にもなるわけですね。まあ、それは後にしましょう。

次に、実際の金融機関との間のトラブルが起ったときの十分な救済体制があるかどうかという問題です。

金制調答申は、「今後、多様かつ複雑な商品が登場することに対応して、司法手続に至る前段階で簡便に苦情、紛争の処理を図るため、民間レベルで、利用者に信頼されるような苦情処理、紛争処理のための仕組みを整える必要がある」「関係業者を中心として早急に検討が進められることが必要である」と述べて、苦情処理体制の検討が早急に必要なものというふうに位置づけられておりますが、この具体化はどうなっておりますか。

(委員長退席、坂井委員代理着席)

○山口政府委員 各業態によって少しずつ違う事情もあると思ひますけれども、銀行については申し上げますと、銀行に関する苦情等の処理は、各銀行の相談、苦情受付窓口及び各地銀行協会の相談窓口において対応しております。

実は、この国会の審議におきましてもいろいろな問題が提起されました。そういうこともありまして、八年十一月十三日に各銀行に對しまして、相談、苦情処理体制の充実強化を図り、適切に対応するよう要請をいたしましたし、また、全銀協の連合会に對しても、各地銀行協会の相談所の苦情処理体制の充実強化を図るとともに、相談窓口の存在の一般への周知を図るよう要請しております。

現在の体制としては、銀行がその役割として、自費でもってそういう苦情あるいは御相談、問

い合わせというものに対応するという形で、それを充実するという形でやらせていただいているというのが現状でございます。

○佐々木(陸)委員 金制調の答申は、そういう現状のものでは不十分だから早急に仕組みを整えろ、そう言っているわけでしょう。それはどう具体化されていくかという問題ですよ。

○山口政府委員 それは、先ほど申し上げたような金融サービス法の問題と同じように、エンフォースメントをどうするかという問題であります。だれがそれではやるのか、だれがお金を出すのかという問題になるわけでございます。司法の方に期待をかける人もいらっしゃいます。もっと簡便にやれないだろうかという御意見もありません。いや、行政がということもありますが、行政は余り手出しをするなという方向にありまして、やはり、業界が自分の負担をお客様に對して親切に対応するという方向で、それをまず充実するという方向でやっております。

さらに、将来の問題としては、いや、それだけでも不十分だということになれば、それはまたいろいろ考えて、より消費者のためになる方策を考案する必要があります。しかし、そのときだれがやるのか、だれが負担するのかという問題も必ず出てまいります。それをどう調整するかというのは、私どももこれから真剣に考えていくべきことだと思っております。

○佐々木(陸)委員 だから、そんなことはわかり切っている話ですよ。そういうことを含めて処理の体制を検討しなさいと言っているわけでしょう。

現状の銀行協会の窓口なんか、資料をいただきましていただいても、例えば銀行協会の銀行よろず相談所、ここでは例えば平成九年には一千七百七十四件の相談を受けた。それからまた生命保険協会では、平成八年、一千九百九十六件の相談を受けたとか、あるいは損害保険協会、六千九百八十八件の相談を受けたとかいうことは私どもにも報告が来

ていますけれども、ではその中で処理されたのが何件かというようなことは、全然報告にもなっていないのですよ。

だから、今の機関があるからといって、それに任せておいたらだめなことばかり切っている。充実させなければいかぬこともわかり切っている。しかし、それをさっぱりまだやっていないというところになるわけでしょう。大蔵省としてもそういう指導をしていない。

この業界の団体では、もうはっきりしていますように、業界の人たちが集まって窓口をつくっているだけですから、そこにいろいろな相談が来て、それをまともに解決するような能力を発揮できない。だから、結局金融トラブルは裁判に訴えるしかないのが現状であります。銀行局長は、裁判に訴えたいという人もいらっしゃるんですけど、言っていますけれども、裁判なんか訴えたら長くなっちゃって、しかも立証が大変なんです。そんな簡単に訴えたい人という人がいるはずはないのですよ。もっと簡便に相談できる窓口がある必要があるのだということをこの金制調の答申は言っているわけですよ。司法手続に至る前段階で簡便に苦情、紛争処理を図るため、処理体制の早急な検討が必要だと。今の話ではそれが全くまともに進んでいないということでしょう。

大蔵大臣にはつきり聞きたいのですけれども、我々は業界団体の苦情処理では全く不十分だと思ひます。行政としても責任を持って被害者救済の体制をつくるべきだと考えますけれども、少なくとも答申を受けて業界団体に早急な検討を指示するなど、この問題での前進を図るために大蔵省が積極的なイニシアチブを図るべきではありませんか。

○山口政府委員 司法上の争いでありまして、原則論だけを言いますと、それは司法の場で解決するということになると思ひます。しかし、先生がおっしゃいますように、すべて司法でやりなさいというのが現実的かという問題があります。そういうことと、だれかがやらなければいけない。そう

すると、やはりお客様のことを一番よく知っておられる金融機関、また、その金融機関が親切に対応すれば、それは評判がよくなるわけですね。悪い対応をすれば評判は悪くなります。そういう市場の評価もあるわけですね。

そして、各金融機関が自分で負担をしてできるだけお客様にサービスする、それがある程度やればそれで済むだろうということではなくて、しっかりした体制でやっていたらいいということ行政としては要請をしているわけですね。それが先生が不十分だとおっしゃることが、私は間違っていないと申しているわけではございません。しかし、そういうことを一生懸命やっているということはぜひ御理解いただきたいというふうに思っております。

○佐々木(陸)委員 やっているといつても、通達を出して督促しているという程度の話でありまして、その実態は、いろいろな件数が来ているけれども、解決されたという報告がさっぱりないというのが実情だということをおっしゃっているわけですね。

次に、統一的消費者信用保護法の問題についてですが、昨年六月の金制調の答申は、この消費者信用の問題のトップに銀行等の消費者ローンに係る消費者の保護、利用者の保護を掲げて、「銀行等の消費者ローンに係る更なる行為規制について、今後所要の措置を講ずる必要がある」という認識を示しております。

この銀行の消費者ローンをめぐる法制度の不備というのは、バブル期以降の銀行融資をめぐる金融被害が最も浮き彫りにした大事な点であります。交際保険とか日産生命の個人年金保険とか不動産共同投資などに見られるように、生命保険などの他業態の商品のあつせんとセットで購入資金を銀行が融資して、自宅などを担保にとつて本人の返済能力を度外視した過剰融資をする。そして、今、銀行自身の不当な融資行動は棚に上げて、個人の自宅を競売にかけて資金回収を図る。こういうことをどんどん続けているわけですね。

金業法や割販法では過剰融資あるいは悪質な資金回収が禁止されるなどの行為規制が定められているのに、銀行法にはそれが無い。その法の不備が浮き彫りになっている。

この是正は緊急の課題でありまして、金制調の答申はこういうふうに行っているのです。消費者信用保護の諸施策については、今後検討を進めて九七年度中に結論を得、速やかに所要の措置を講ずることが望ましい。その際、「欧米の統一的な消費者信用保護法のように、消費者信用を行う全ての業態に対し横断的に適用される法制を構築することを視野に入れ検討すべきである」という言っているのです。

九七年度中に結論を得るとして、統一的消費者信用保護法の構築も視野に入れて検討することとしていたのに、大蔵省には何の対応も見られない。もう九七年度は終わっているわけですから、これは一体どうするつもりなのですか。

○山口政府委員 消費者信用保護、つまりお金を貸す場合のケースでございませうけれども、現行法はいろいろな法体系によりまして少しずつ違うというところでございませう。問題意識が出てくると思うわけです。私どもとしてはこの法制を統一的にするということも課題として掲げておりますけれども、今非常に問題になっておりますのは、消費者の信用情報が漏れるというような問題でございませう。

まず、これについては、個人信用情報保護、利用のあり方ということ、これは通産省と一緒にして懇談会を開いて検討を進めております。それから銀行につきましては、融資に係る約款でございませうね、これをやはり見直していただく必要があるだろうということ、全銀協において見直しに向けた検討が進められております。

したがって、やれるものからどんどんそういった消費者信用保護という観点を取り入れていくべく、今努力をしておるところでございませう。

○佐々木(憲)委員 金制調の答申は、今も言った信用情報の保護とかあるいは約款の改定とかとい

うのは、今私が言った統一的消費者信用保護法とは別の項目で言っていることなのですよ。だから、それを幾ら言ったからといって、それはこの統一的信用保護法を九七年度中に結論を得て推進しなさいといったことに全然関係ないのですよ。そんなごまかしをしましてはまずいですよ。

もう私の時間が来ましたから、これ以上続けませんけれども、要するに、金融サービスマ法は中期的な課題として、十五年は先送りしないだろうけれども、五、六年先送り、金制調が早急な検討を求めている苦情処理体制の整備あるいは消費者信用保護、こういうものの具体化もまたもにまだ手がついていないわけですよ。イギリスやアメリカでは、このような消費者保護制度があるもので金融自由化を進めた。ところが、日本の政府は、十分な消費者保護体制をつくらないうまま、ビッグバンだけを推進しようとしている。全く逆立ちしたやり方と私は言わざるを得ないと思ひます。

そして、大臣、最後に私は強調したいのですけれども、先ほどは答申をそのままなんという話も出ましたけれども、私に言わせれば、この答申さへ言っている消費者保護の方は全部オミットして、まともな推進しないで、規制緩和の方ばかり進めている、業界に有利な問題だけを進めていると言わざるを得ないし、それが大蔵省全体が接待漬けになっていることの一つの結果なのだということを私は率直に申し上げざるを得ないというふうに思っております。

大蔵大臣、何か反論ありますか。

○松永国務大臣 質問であれば答えますけれども。

○佐々木(陸)委員 では、結構です。

終わります。

○坂井委員長代理 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。本日最後の質問ですので、どうかよろしくお願いをいたします。

お聞きをしたいというふうに思ひます。まず初めに、日本のビッグバンがどれほどの大きな影響力を持っているかという問題でございませう。日本版ビッグバンというのは、金融、証券、保険のすべての分野を含んでいるということであり、アメリカの場合には手数料自由化を中心とするメーデー、イギリスの場合には証券市場改革のビッグバン、それと比べまして日本版ビッグバンというのは、産業経済、日本国民生活への影響というのには比較にならないほど大きいというふうに思っておりますが、その点の大臣の基本認識をまずお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。

先ほどの佐々木先生は、ビッグバンについて国民の千二百兆の個人金融資産の争奪戦が始まるという感じから議論を展開されましたが、私どもの考え方は違つております。個人の持つていらつしやる金融資産をより有利に運用できる機会を拡大したいという、それによって国民の利益を図ろうということが一つ、もう一つは、日本の金融市場というものが活性化すれば事業者の方はそこから必要な事業資金を手に入れることができる、それを通じてベンチャー企業と言われるようなものを含めて事業活動が活性化し、それによって国の経済が発展をし、国民全体の利益につながる、こういう考え方でこの法案の審議をお願いしております。

そういう意味で、この金融ビッグバン法を成立させていただければ、これは国民の利益につながる、ひとつ大いにつながるにやっつけていかなければならぬ、こう思っているところでございませう。

○佐々木(憲)委員 争奪戦という言葉のことで先ほどからいろいろ議論がありますが、新たな商品が次々と生み出されまして、国民の金融資産、それをどのように運用するか、こういう話でありますから、金融機関にとつてみるとお客さんをどのように争奪するか、こういうことになるわけであ

りまして、まさに争奪戦が始まるわけでございます。その影響が、単に証券市場だけではなくに、日本の金融、保険も含めた金融制度全体の大きな改革になるわけでありまして、産業や国民の暮らし全般に極めて大きな影響を与える。その影響が果たしてプラスになるのかマイナスになるのか、この点が今問われているわけでありませう。

昨日、きょうの夕刊で報道されておりますけれども、加藤幹事長は、金融ビッグバン、これには痛みが伴つていふことをアメリカでお話をされているようにございませう。「金融破たんが北海道殖銀行や山一証券にとどまらず「長期的には、さらに脱落するところが出てくるかも知れない」との見通しを明らかにした。」さらに、「最も重要なのは金融のビッグバンで引き起こされた不安定性だ。国民は自らの仕事、会社、人生の将来について強い不安感を抱いている、このようにも述べたいというふうに報道されております。

きょうの夕刊では、これはコピーですけれども、「邦銀破たん、今後もあり得る、物すごい大きな見出しで報道されまして、そういう点で大変大きなショックを、影響を与えているわけでございます。話をするだけでこれだけ大きな影響が与えられて、株も落ちたという話でございませう。

大臣の基本認識をお聞きしたいのですけれども、加藤幹事長のように、まさに競争が激化していくということになりますと、今後とも邦銀の破綻、これはあり得るといふふうにお考えでしやうか。それとも、今後はそれとは違つて、ない、こう考えたいと思ひます。

○松永国務大臣 私は、あり得るとか絶対ないとか申し上げることはいたしません。

しかし、どんなことがあつても、銀行について言えば、預金者の預金は全額保護するという仕組みがきちつとできました。それから、自己資本比率が低いがために、自己資本が不足しているがために経営の将来について心配があるような銀行があれば、条件が合えば、預金保険機構に資本注入

の申請をすればそれに対して審査の上資本注入にも応ずる、それを通じて金融システムをより安定したものに持っていきけるというための仕組みもおかげさまでちつとつらせていただきました。  
こういった仕組みができておりますから、銀行等に関する限り何の不安もない、安心して商売に励んでいただきたいというふうに私は申し上げるわけです。

○佐々木(憲)委員 大銀行はかなり体力があるというところでありますが、地方銀行の場合には大変不安を抱えておられる方がいらつしやいます。例えば名古屋銀行の加藤頭取は、九六年十二月十九日付の日経で次のように言っておられます。「地域金融機関にとって問題点もあるというのが本音だ。証券などとの垣根が低くなると、中小の地域金融機関は対応しきれないのできついです。」金融界でもすみ分けがなくなると大手銀行が我々の営業基盤に攻め込み、外国勢も乗り込んでくる。中小が淘汰される局面が出てくるだろう。しかし日本の金融界にとってそれでいいのかわ。このように述べておられるわけですか。

ですから、競争が激化するということはもう明らかでありまして、そうなりますと、こういう危険性は一層強まるわけですね。今まで以上に、弱いところは淘汰の可能性があるというのはかなり強くなつてくる。ですから、当然加藤幹事長もこのように言っておられるわけですか。

そこで、金融の公共性、公共性という点についてぜひお聞きをしてみたいと思つてます。銀行法あるいは保険業法の場合には、例えば、公共性について銀行法では「銀行の業務の公共性にかんがみ、このような規定がございします。あるいは、保険業法でも「保険業の公共性にかんがみ、このように規定してあります。」

言うまでもなく、金融機関というのは、経済活動の血液といふべき欠くことのできない金融サービスを提供しているわけでありまして、とりわけ銀行の場合には、信用創造、決済機能、大変重要な

機能を持っております。この金融サービスを受ける機会の一部の者に偏つてはならない、これは当然だと思つておられます。どの地域に住んでいようと、すべての国民にあまく公平にその機会は提供されなければならぬというふうには私は思います。公共性というのはいはりそういうものだと思うのですけれど、大蔵大臣はどのようにお考えですか。

○松永國務大臣 今委員が読み上げられました銀行法の規定、要するに銀行というのは町の金融機関と違つて、やはり預金を預かり、あるいはまた資金を必要とする企業に融資をし、それを通じて経済の発展に貢献するという責務がある、そういうことを表現した規定だろうというふうに思っています。

先ほど委員の言葉の中に、どこに住んでいようとという話もございましたけれども、それは例えば埼玉県にある銀行が北海道の人にはなかなか対応できませんよ。民間金融機関でございしますから、やはり自分の事業活動というものが便利にやれるところを中心に事業活動をやつていくというのは無理からぬことだろうというふうに思っています。

○佐々木(憲)委員 どこに住んでいようとというふうにして申し上げましたのは、どの地域にいようと金融というサービスを受けるその条件は、できる限りこれは平等でなければならぬ。つまり、民間金融機関であろうと公共性ということが言われているわけですから、Aという銀行が埼玉県で経営している、そこに北海道の人が平等にということではなくて、北海道なら北海道のBという銀行が当然その地域のサービスを提供する責任がある、そういうふうには私は思つておられます。それがやはり公共性ということの一つの内容だろうというふうには思つておられます。

今度のビッグバン法案では、銀行、証券、保険、こういう業態間の垣根を抜本的に引き下げて、相互の自由な参入を認める方向をはつきりさせておられます。それから、証券売買手数料あるいは損害保険の保険料も自由化する、新しい金融商

品を自由に販売することができ、こういうことを目指しているわけでありまして、ここでは、市場原理をより一層徹底して激しい競争に入つていく、そういう可能性がおります。しかし、金融機関の公共性があるいは社会的責任ということについて、今回の法案では全く触れていないわけでありまして。

大臣は、ビッグバンによって公共的な性格というのはいはり一層強まるというふうにお考えか、それともこれは弱まっていく可能性があるというふうにお考えおられるか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○松永國務大臣 先ほど、埼玉県にはAという銀行がある、だから埼玉県はAという銀行がやるのだよ、こういう考え方はいけないのです。これは地域独占、消費者のサービスにならないのです。だから、Aという銀行もあればBという銀行もある、Cという銀行もある、それが公正な競争をしていく、それによってサービスもよくなる、そのよくなるサービスの利益を消費者は受ける、これが公正な自由競争の一番の利点なんです。そういう意味で、いろいろな金融機関が公正な競争をすることによってサービスがよくなる、その利益を消費者が受ける、こういう考え方が妥当だろうと思つておられます。

したがいまして、金融ビッグバンが実行されたとして公共性というものが損なわれるということはないのでありまして、それは変わらないというふうには思っています。

○佐々木(憲)委員 弱小の金融機関がこの競争の中で仮に負けてしまふ、競争に負けて破綻するという可能性もこれはかなり高くなるわけでありまして、これまでであった特定の地域の金融機関が、それは今おっしゃつたように、A、B、C、Dとたくさんあれば、それはよろしいのですけれども、そこにはCという金融機関しかなかった、しかし残念ながらそのCという金融機関が競争によって店を閉めざるを得ない、こういう状況になつたとしますと、この金融というサービスはその点では低下を招くということになるのではないかとお思いますけれども、その点はいかがでしよう。

○松永國務大臣 もし、ある地域にCという銀行しかないならば、その地域は相当Cが支配してしまいますよ。そういうところはまず破綻するなどというところはないです。小さい銀行であつても、地域によいサービスを提供しておればいいお客さんがつきますから、小さいからといって倒れるということはないのですよ。問題は、いかにして消費者の信用を得るか、そしてより効率のいい事業活動をしていくか、それによって勝敗は決まるのだというふうには思っています。

○佐々木(憲)委員 先ほど名古屋銀行の頭取のお話を紹介しましたけれども、第二地銀などはかなりの危機感を持っておられるわけですか。これは通常の競争よりも相当激化しますから、まさにお客さんの争奪戦というのがあり得るわけでありまして、それをお互いにやるわけですから、大変激しい競争の中で破綻するということも十分あり得るわけですか。

きょう、ちよつと紹介したいのですけれども、この坂井隆憲議員の、今委員長席に座つておられますけれども、「日本版ビッグバン構想の視点」、これは私、じっくりとこの連休に勉強させていただきます。この中で、イギリスのビッグバンに精通しているピーター・タスカさんという方が次のようにおっしゃつておられます。「いまの銀行、証券、損保の垣根がなくなつてしまつと、互いの分野にすぐ乗り入れてくるようになるんです。そしていまある程度までの採算があつたとしても、もっと低くなる可能性がおります。」しかし金融システム全体は、能力縮小がいずれ起こるを得ず、その場合、能力縮小がいつていなり方があるか。私たちはまだ不透明感を持っています。」というふうにおっしゃつておられます。

ビッグバンが進んでいきますと、当然、競争が

激化し、コスト切り下げ競争、こういうことが起こってまいります。そうなりますと、当然その中で今まで採算がとれたところがとれなくなっていく。例えば、手数料の自由化によって手数料引き下げ競争というのが起こる。そうなりますと、その競争の中で採算がとれなくなつて赤字に転落をしていく、その可能性というのは非常に強くなつていく。その結果、セーフティーなやり方がどういふことが可能なか、まだ不透明感を持つてい

る、イギリスのビッグバンを体験された方がこのように述べておられるわけでございます。

ですから、金融サービスの低下というのは、個別のこういう金融機関の破綻を通じて、ある地域、あるところ、ある方々にとっては突然起こり得る可能性があるというふうには思はうわけでございます。そういう可能性というのはやはり否定できないと思はいますけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

先生、ビッグバンの、ある意味では競争が悪い面に働かせるを大変御心配いただいてお話しになつておられるわけでございますけれども、例えば、イギリスで、ビッグバン後にGNPにおける金融業のウェイトは著しく向上したわけでございます。結局、こういった改革というものを乗り越えていかないと産業としても成り立たない。その途中、雇用の問題とかいろいろ生ずるかもしれません。しかし、より効率化し、金融機関そのものがしっかりとすることによって、また経済にもプラスに働くというところであります。

いろいろ先生の御指摘は、ある意味ではある局面、ミクロで起きる、そのときどうするかという問題は当然出てくるかもしれません。しかし、かといつて、ビッグバン、システム改革をしない方がいゝということにはならないというふうには思はうわけでありませぬ。

○佐々木(憲)委員 私が申し上げておりますのは、金融の持つてくる公共的性格、この性格を弱めてはならないということをお申し上げしているわけ

でございます。ビッグバンを推進するという、仮にそういう立場に立つても、公共性をどう確保するかという立場からこの問題について対応しなかなければならないわけでありませぬ、まことに残念ながら、今回のこの法案の中にはそういう視点が欠落をされているという点を私は指摘をしてい

るわけでございます。

破綻するという例を今挙げましたけれども、それだけではないで、例えば、競争の中で採算の上からいふ店舗が、今まではほとんど店舗の配置をふやしていった。しかし、この数年は店舗が縮小の方向に転じております。

例えば、この点については、昨年の四月二十二日、当大蔵委員会で我が党の佐々木陸海議員が、清瀬市のさくら銀行清瀬旭が丘出張所の廃止問題を取り上げました。また、世田谷の住友銀行希望ヶ丘出張所の廃止問題、これを公共性とかかわり、地域の暮らしをどう支えていくかという点の公共性、そういう点のかかわりを取り上げたわけでありませぬ。店舗の統廃合については地域の方々には全く連絡がなかった、あるいは通帳の更新、定期の手続にバスに乗って遠くの支店まで行かなければならなかった、毎日の現金処理で困るなど大変大きな問題になり、そのやり方についての批判というのがかなり大きく広がったわけでございます。

これは部分的な問題といえは、そうかもしれませぬけれども、しかし、ビッグバンが進行するに伴いまして、店舗の縮小、閉鎖、統廃合、こういう点が非常に大きく進むということが現実起きておられます。私は調べてみましたけれども、一九九四年の三月と九七年、昨年九月を比較しますと、例えば都銀では百五十六の店舗が減つておりませぬ。全国銀行でいいますと三百六十四店舗が減つております。しかし、これはこれにとどまらな

パンを控えまして、各金融機関、とりわけ大手都市銀行は店舗の縮小を目指しているようですけれども、この数年間でこの先どの程度の縮小を見込んでいられるか、数字を明らかにしていただきたいと思はいます。

(坂井委員長代理退席、委員長着席)

○山口政府委員 せんだつての公的資金を活用した資本注入の際に健全性確保のための計画を出していたのですが、それによりまして、平成八年度実績にして、平成十二年度までに都市銀行九行で、国内、海外、本支店合計で約三百五十カ店の統廃合を計画しているというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 海外の数字というのは極めて少ないと思はうのです。大半が国内の店舗の縮小だと思はいます。それでも、九行で三百五十カ所の店舗縮小ということでありまして、これは極めて地域の方々にとっては大変な事態を引き起こす可能性があります。そういう点では、住民に対するサービスの切り捨てということが競争激化の中で当然生まれてくるわけでございます。

私は、ビッグバンという前にまずやらなければならぬのは、このような地域の中小金融機関の役割も一層高めるといふ点だとか、あるいは大手銀行の地域に対する責任、こういう点をより一層明確にするということが必要だといふふうに思はうわけでございます。公共性を高めるといふことがやはり今後の日本の金融にとってますます重要になつてくるわけでございますので、その点を抜きにして単純にビッグバンを推進するということでは、やはり国民の不安が広がるということを生まされてくるわけ、その点をぜひ考慮に入れていただきたいといふふうに思はいます。

次にお聞きをしたいと思いますのは、雇用の問題でございます。言うまでもなく、現在、雇用は最悪の事態でございます。失業率は三・九%。若い方々それから中高年の方々の失業率といふのは大変なものでござ

います。これは、戦後調査を始めて以来、最悪の事態になつておられるわけですが、問題は、雇用の吸収力のある産業が日本経済の中で失われつつあるという点だと思はうのです。金融機関が雇用を吸収できるのかどうか、これが今後問われると思はいます。

私は昨年の四月十六日の大蔵委員会で、ビッグバンが進めば雇用はふえるのかという点をお聞きをいたしましたところ、当時の榊原国際金融局長は、ビッグバンで東京市場が活性化すれば雇用はふえる、このように答弁をされました。松永大蔵大臣も、ビッグバンをやれば金融で雇用がふえる、このようにお考えでしょうか。

○山口政府委員 どういうレンジで見るといふことにかかってくると思はいます。

ビッグバンが来ますと各銀行もリストラを迫られます。リストラは人を減らせ、給料を減らせ、この国会でも随分そういう御議論がございまして、私も金融機関にそれをしよつちう問いかけております。しかし、それは新たなまた発展のもとになるわけでありませぬ。金融界がしっかりとすれば、今度は千二百兆の個人金融資産をバックに、またアジア経済といふものを背景に、我が国の金融界が雇用を吸収できる力はあるのではないかと。これは、ビッグバンが成功しなければいゝといふことでありませぬけれども、そういう意味では、榊原財務官が申し上げたふえるというふうなことは、長期的にはそうあるだろうし、そうありたいといふふうに考へておられるわけでございます。

○佐々木(憲)委員 どうも、具体的に雇用がふえていくという展望がなかなか見えにくいわけでございます。

具体的な数字をまず確認をしたいのですけれども、一九九四年三月から九七年九月までの三年半で、都市銀行、信託銀行、長信銀、地銀、第二地銀、それぞれの従業員の数、削減の数を示していただきたいと思はいます。そして合計で何人の削減になるか、数字をお聞きしたいと思はいます。

○山口政府委員 先生の御指示の平成六年三月末の従業員数と平成九年九月末の従業員数を比較して申し上げます。

都市銀行は、拓銀を除く九行では一万八千三百八十六人の減少、長期信用銀行三行では千九百二十二人の減少、信託銀行七行では三千七百四十二人の減少、地方銀行六十四行では四千六百二十二人の減少、第二地方銀行では五千五百三十四人の減少となっており、これら五業態を合計いたしますと、全国銀行百四十六行で三万三千三百五十六人の減少でございます。

○佐々木(憲)委員 たった三年半で三万三千三百五十六名の減少である。これは、まさに今雇用不安が広がっている一つの要因となっていることは明らかでございます。

それでは、証券それから保険、この二つの業界でこの三年間で従業員は何人減ったでしょうか。

○山本(憲)政府委員 お答えいたします。証券会社の従業員数は、平成七年の三月末から平成十年三月末までの三年間で、平成七年の三月末が約十二万三千人、平成八年の三月末が約十二万四千九百人、平成九年の三月末が約十二万四千九百人、平成十年の三月末が約十二万四千九百人とございまして、これが平成十年三月末には約九万九千人とございまして、約二万四千九百人減少をしておるところでございます。

○福田政府委員 お尋ねの数字でございしますが、保険業界全体では三年間で六千四百人の減でございます。

○佐々木(憲)委員 今お聞きした数字だけでも大変な数になるわけでございます。約六万数千人の金融業界全体の減少ということでございまして、これは実に経済全体に大きな影響を与えておりまして、例えば、証券業界の場合のピーク時の人員は十六万七千人だったわけでございますので、この間に四一％の落ち込みということでございます。

さてそこで、ビッグバンをやれば雇用はふえるのかという点であります。大蔵省にお聞きしますけれども、銀行、証券、保険業界ではそれぞれ何人の雇用拡大計画を持っているのでしょうか。

○山口政府委員 銀行における従業員の雇用の問題については、各銀行それぞれ経営判断として持っていると思っておりますが、当局としてはそれは承知しておりません。

○佐々木(憲)委員 ビッグバンによって活性化して雇用がふえるという点ながら、実際に今後雇用を拡大するという具体的な計画はつかないのかというふうなことは、私には思いません。これは雇用がふえるということも全く無責任なことになるわけでございます。実際に思っているのはリスストラ計画、人員削減計画だと思っております。

どのような人員削減計画を出されているか、この点についてお答えを願いたいと思っております。

○山口政府委員 健全性確保計画を先ほど御紹介いたしました。同じその計画で、二十一行の合計でちょっと申し上げますと、平成九年三月末に比べ、本年三月末で六千九百人の削減の見込みでございます。平成十二年三月末までは二万二千六百人を削減する計画であるというふうに承知しております。

○佐々木(憲)委員 一九九七年の三月から二〇〇〇年の三月、その間に二万二千六百二十六人の削減計画になっているはずでございます。つまり、ビッグバンを推進していくことによって雇用はますます減らされるということが明確でございます。

これは二十一行ですけれども、これが全銀行、さらには保険、証券、それぞれの業界のそれぞれの会社の見通しを出せば、当然それを集計しますと、何万人という単位で削減計画になると思っております。そういうわけで、ビッグバンを推進する中で雇用がふえるという点から、現実には雇用はふえる展望がないということになるわけでございます。

したがって、雇用がふえるというのには言ってみれば願望でありまして、現実の動きは極めて過酷であります。そういう意味で、私は、このビッグバンの問題について考える際に、そういう面も頭に入れて対応しなければならぬと思っております。

それで、日本経済全体で今雇用不安が非常に広がり、それが将来不安をさらに増幅させて、その結果、財布のひもが締まって消費が落ち込んでいく、その一つの大変重要な構造的要因になっているわけでございます。

そこで、私は、ビッグバンを推進する際の考え方として、本当に雇用をふやし、国民の生活を安定させていくという展望を示すということが政府にとって大事なことでないか、そういう方向が必要ではないかというふうに思っております。

○山口政府委員 銀行業界、保険業界、証券業界、いずれも大変なリスストラをしております。それは次なる飛躍のための苦しみでもあるわけでございます。当局の方で雇用が幾らふえるべきかというところを示すという状況ではないと思っております。

マーケットの信認を得べく各金融機関は努力を、その結果として効率的な金融機関になる。それで、世界にロンドン、ニューヨーク、東京と並び称されるような金融マーケットをつくりたい。そういうことになれば、先生の御心配の雇用問題も解決されるというふうに考えるべきであろうと思っております。今のままでは解決があるのか、雇用がどんどんふえるのかということになりますと、それは逆だと思っております。

○佐々木(憲)委員 次の展望を示すことができないというふうな意味もおっしゃいましたけれども、次の飛躍の苦しみというふうにもおっしゃいました。現実の従業員現場では、職場の実情を聞きますと、これはなかなか大変な事態でございます。これはなかなか大変な事態でございます。

聞きますと、これはなかなか大変な事態でございます。これはなかなか大変な事態でございます。これはなかなか大変な事態でございます。これはなかなか大変な事態でございます。

すが、昨年十一月に自主廃業を決めた山一証券の三月末の再就職状況、これは全体の就職の確定状況、それから外務員の場合の確定率、それから五十歳以上の再就職の確定率、これについて示していただきたいと思っております。

○浅野説明員 御説明いたします。山一証券からの報告によりますと、山一証券が本年一月末、二月末、三月末の三度に分けて解雇した従業員は全体で約九千三百人でありまして、そのうち再就職を希望する従業員は約八千二百人、七〇％の従業員が再就職の内定を受けております。

このうち、メルリンチ証券などへ就職が内定した者約二千人など、多くの者が四月からの再就職ということで、再就職の内定を受けた従業員が三月末までに既に何人ぐらいい就職していたかという点については把握できておりません。

もう一点、外務員それから五十歳以上の高齢者の方々の就職状況でございますが、再就職を希望する外務員は全体で千三百二十二人、うち内定者は六百十二人、約四六％でございます。また、再就職を希望する五十歳以上の従業員は九百七十七人、うち内定者は四百七十五人、約四九％でございます。

○佐々木(憲)委員 今の数字でも明らかのように、全体として八千人以上の再就職希望者がいらつしやいますけれども、ところが、実際に内定をされたのが七〇％でありまして、確定したのはまだわかっていないということでございます。

特に重要なのは、五十歳以上の場合には内定率が四割台、約五割近いわけですから、そういう大変低い状況にある。ですから、新しい金融商品の開発ですとかビッグバンに対応できる、そういう分野に専門的な職を求めるとは比較的就職率は高いわけですが、しかし、それ以外の従来型の仕事を再びやろうとしてもなかなかこれは難しい、そういう現実にあるわけでございます。

したがって、先ほど来の議論にありますように、国民全体、消費者の側に立った、その面からのアプローチが一つは極めて重要でありますし、同時に、その金融界で働いておられる方々、従業員の方々がどのような雇用状態に置かれるのか。人員が減らされれば、当然また労働強化、サービス残業というのも広がっておりますし、そういう状況なども念頭に置かなければならない。あるいは地域の中小金融機関が整理、淘汰されていく、そういう危険性も広がっていく。したがって、体力のある大手の銀行はますます巨大になる、そういう独占的集中といえますか、これは一層進みますけれども、しかし、多くの国民にとって必ずしもこれはプラスばかりではなくて、逆に大変な被害を受けるとい面もあるという点をぜひ認識をしていただかなければならないというふうに私は思うわけでございます。

最後に、大蔵大臣に、そのような状況についてのどのように考えておられるか、対応についての決意をお聞きをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○松永国務大臣 どうも両佐々木先生は物事を悲観的、悲観的にばかり議論をしていらっしゃるような感じがするわけであります、やはり公正な競争を通じて経済の発展を図る、その中で国民の福祉が充実していく、こういう考え方で私どもは取り組んでいくつもりであります。

そしてまた、雇用の問題であります、御存じと思えますけれども、英国におけるビッグバン、これは成功したと言われるわけですが、実は、金融関連部門の雇用者数は、一九八六年から一九九〇年の間に十数%ふえておるといふ実例もあるわけでありまして、日本の金融市場も、そういうロンドンに比肩するような活気のある金融市場を創出することによって雇用もふえていくというふうに考えるわけでありまして。

○佐々木(憲)委員 今後、具体的な問題についてさらに突っ込んで、十分時間をとって質疑をした

いと思しますので、きょうはこれで終わりたいと思えます。

○村上委員長 次回は、来る五月八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時四十分散会

平成十年六月四日印刷

平成十年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局